

日中韓 F T A  
産官学共同研究報告書

2011年12月16日

## 目次

目次.....	1
略語一覧.....	5
I. 序論.....	13
II. 三国間の貿易経済関係全般.....	14
1. 世界における中国, 日本, 韓国経済の重要性.....	14
2. 中国, 日本, 韓国の物品・サービス貿易.....	14
3. 中国, 日本, 韓国の投資.....	16
4. 中国, 日本, 韓国間の協議の仕組み.....	16
5. 三か国のF T A政策.....	17
III. 物品貿易.....	18
1. 農林水産業.....	20
1. 1 農業.....	20
1. 2 水産業.....	26
1. 3 林業.....	28
1. 4 将来の日中韓F T Aが農林水産業に与える影響.....	29
1. 5 将来の日中韓F T Aへの提言.....	31
2. 製造業.....	33
2. 1 国内生産及び三国間貿易.....	33
2. 2 関税及びその他の貿易政策.....	35
2. 3 将来の日中韓F T Aが工業品に与える影響.....	36
2. 4 将来の日中韓F T Aへの提言.....	37
付録I.....	38
付録II.....	41
付録III.....	43
3. 原産地規則.....	48
3. 1 概観.....	49
3. 2 将来の日中韓F T Aへの提言.....	53
4. 税関手続及び貿易円滑化.....	55
4. 1 概観.....	55
4. 2 将来の日中韓F T Aへの提言.....	57
5. 貿易救済.....	61
5. 1 総論.....	61
5. 2 将来の日中韓F T Aへの提言.....	65

IV. サービス貿易	66
1. サービス産業及び三国間のサービス貿易の概況	66
1. 1 概況	66
1. 2 中国のサービス産業と日本及び韓国とのサービス貿易	67
1. 3 日本のサービス産業と中国及び韓国とのサービス貿易	70
1. 4 韓国のサービス産業と中国及び日本とのサービス貿易	73
2. 三か国のサービス貿易に影響を与える通商政策	74
2. 1 三か国のサービス貿易に影響を与える中国の通商政策	74
2. 2 三か国間サービス貿易に影響を与える日本の通商政策	74
2. 3 三か国のサービス貿易に影響を与える韓国の通商政策	75
3. 他のF T A・E P Aにおけるサービス貿易	76
3. 1 中国のF T Aにおけるサービス貿易	76
3. 2 日本のE P Aにおけるサービス貿易	77
3. 3 韓国のF T Aにおけるサービス貿易	78
4. 将来の日中韓F T Aがサービス貿易に及ぼす全体的な影響	78
4. 1 将来の日中韓F T Aがサービス貿易に及ぼすと予想される全般的な影響	78
4. 2 日中韓F T Aの個別サービス分野への影響と地域協力の強化	80
4. 3 更なる自由化の優先分野と将来の日中韓F T Aにおけるセンシティブ分野	81
5. 将来の日中韓F T Aへの提言	81
V. 投資	84
1. 投資フローの概観	84
1. 1 中国	84
1. 2 日本	85
1. 3 韓国	86
1. 4 三か国の投資フロー	87
2. 三か国の外国投資に関する法的枠組み	88
2. 1 中国	88
2. 2 日本	89
2. 3 韓国	90
3. 相手国における投資に関する主要な制約	91
3. 1 中国	91
3. 2 日本	91
3. 3 韓国	92
3. 4 投資家から提起された問題	92
4. 三か国の従前のF T A・E P Aや二国間投資協定における投資ルール	93
4. 1 中国	93

4. 2	日本	93
4. 3	韓国	94
5.	将来の日中韓F T Aが投資に与える影響	95
6.	将来の日中韓F T Aへの提言	96
VI.	その他の分野	98
1.	貿易の技術的障害 (T B T)	98
1. 1	概観	98
1. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	104
2.	衛生植物検疫措置 (S P S)	106
2. 1	概観	106
2. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	109
3.	知的財産権	110
3. 1	現在の状況及び政策	110
3. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	114
4.	透明性	116
4. 1	現在の状況及び政策	116
4. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	118
5.	競争政策	120
5. 1	現在の状況及び政策	120
5. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	124
6.	紛争解決メカニズム	125
6. 1	現在の状況及び政策	125
6. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	127
7.	産業協力	128
7. 1	現在の状況	128
7. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	129
8.	消費者安全	130
8. 1	現在の状況及び政策	130
8. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	133
9.	電子商取引	134
9. 1	現在の状況及び政策	134
9. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	137
10.	エネルギー・鉱物資源	138
10. 1	現在の状況及び政策	138
10. 2	将来の日中韓F T Aへの提言	141

1 1. 水産業.....	142
1 1. 1 現在の状況及び政策.....	142
1 1. 2 将来の日中韓F T Aへの提言.....	144
1 2. 食料.....	146
1 2. 1 現在の状況及び政策.....	146
1 2. 2 将来の日中韓F T Aへの提言.....	149
1 3. 政府調達.....	151
1 3. 1 現在の状況及び政策.....	151
1 3. 2 将来の日中韓F T Aへの提言.....	154
1 4. 環境.....	156
1 4. 1 現在の状況及び政策.....	156
1 4. 2 将来の日中韓F T Aへの提言.....	159
VII. 一般的な結論と提言.....	161
1. 一般的な結論.....	161
1. 1 将来の日中韓F T Aの戦略的含意, 経済的利益及びあり得べき課題.....	161
1. 2 将来の日中韓F T Aの対象・範囲.....	162
2. 政策提言.....	162
2. 1 日中韓F T Aの基本原則.....	162
2. 2 提言.....	163

## 略語一覧

ACLGP	地方自治体を当事者とする契約に関する法 (Act on Contracts to which the Local Government is a Party (Korea))
ACSP	国家を当事者とする契約に関する法律 (Act on Contracts to which the State is a Party (Korea))
ACTA	偽造品の取引の防止に関する協定 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)
AD	アンチダンピング (Anti-Dumping)
AEO	認定事業者 (Authorized Economic Operator)
AMPI	公共機関の運用に関する管理法律 (Act on the Management of Public Institutions (Korea))
APEC	アジア太平洋経済協力 (Asia-Pacific Economic Cooperation)
AQSIQ	国家質量監督検閲検疫総局 (General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine (China))
ASEAN	東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations)
ASEM	アジア欧州会合 (Asia-Europe Meeting)
AVE	従価税換算値 (Ad-valorem Equivalent)
CAA	消費者庁 (Consumer Affairs Agency (Japan))
CBD	生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity)
CCC	中国強制認証 (China Compulsory Certification)
CEPA	経済連携緊密化取決め (Closer Economic Partnership Arrangements)
CEPA	包括的経済連携協定 (Comprehensive Economic Partnership Agreement)

CIGF	外商投資產業指導目錄 (Catalogue for the Guidance of Foreign Investment Industries (China))
CJK FTA	日中韓 F T A (Free Trade Agreement among China, Japan and Korea)
CNCA	国家認証認可監督管理委員会 (Certification and Accreditation Administration of the People's Republic of China (China))
CTC	関税分類変更基準 (Change in Tariff Classification)
CTC	国務院関税税則委員会 (Customs Tariff Commission of the State Council (China))
CVD	相殺関税 (Countervailing Duty)
DDA	ドーハ・ラウンド交渉 (Doha Development Agenda)
DRC	国務院発展研究中心 (Development Research Center (China))
DS	紛争解決 (Dispute Settlement)
DSM	紛争解決メカニズム (Dispute Settlement Mechanism)
ECMC	電子取引紛争調整委員会 (Electronic Commerce Mediation Committee (Korea))
EFTA	欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association)
EPA	経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)
FAO	国連食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization)
FDI	対外直接投資 (Foreign Direct Investment)
FIPA	外国人投資促進法 (Foreign Investment Promotion Act (Korea))
FTA	自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

FTC	公正取引委員会 (Fair Trade Commission)
GAP	農産物優秀管理制度 (Good Agricultural Practice)
GCC	湾岸協力理事会 (Gulf Cooperation Council)
GDP	国内総生産 (Gross Domestic Product)
GGGI	グローバル・グリーン成長研究所 (Global Green Growth Institute (Korea))
GPA	政府調達協定 (Agreement on Government Procurement)
GPEG	政府調達専門家グループ (Government Procurement Experts Group)
GVA	粗付加価値 (Gross Value Added)
HACCP	有害要素重点管理基準 (Hazard Analysis and Critical Control Points)
HS	商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System)
IBSC	対日投資ビジネスサポートセンター (Invest Japan Business Support Centers (Japan))
ICN	国際競争ネットワーク (International Competition Network)
IEA	国際エネルギー機関 (International Energy Agency)
IEF	国際エネルギーフォーラム (International Energy Forum)
IK	インベスト・코리아 (Invest Korea (Korea))
IP	知的財産 (Intellectual Property)
IPEEC	国際省エネルギー協力パートナーシップ (International Partnership for Energy Efficiency Cooperation)
IPR	知的財産権 (Intellectual Property Rights)

IQ	輸入割当 (Import Quota)
IRENA	国際再生可能エネルギー機関 (International Renewable Energy Agency)
ISDS	投資家対国家の紛争解決 (Investor-State Dispute Settlement)
ISIC	国際標準産業分類 (International Standard Industrial Classification)
IUU	違法，無報告及び無規制 (Illegal, Unreported and Unregulated)
JAS	日本農林規格 (Japan Agricultural Standards (Japan))
JETRO	日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization (Japan))
JFTC	日本公正取引委員会 (Japan Fair Trade Commission (Japan))
JIS	日本工業規格 (Japan Industrial Standards (Japan))
JSC	共同研究委員会 (Joint Study Committee)
KATS	韓国技術標準院 (Korean Agency for Technology and Standards (Korea))
KCC	韓国放送通信委員会 (Korea Communications Commission (Korea))
KFDA	韓国食品医薬品安全庁 (Korea Food and Drug Administration (Korea))
KFTC	韓国公正取引委員会 (Korea Fair Trade Commission (Korea))
KIEP	対外経済政策研究院 (Korea Institute for International Economic Policy (Korea))
KONEPS	国家総合電子調達システム (Korea Online E-Procurement System (Korea))
KORUS FTA	韓米FTA (Korea-US FTA)
KOTRA	大韓貿易投資振興公社 (Korea Trade-Investment Promotion Agency (Korea))

KSS	韓国産業規格 (Korean Industrial Standards (Korea))
KTC	韓国貿易委員会 (Korean Trade Commission (Korea))
LP	現地における拠点 (Local Presence)
NAFTA	北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement)
NIRA	総合研究開発機構 (National Institute for Research Advancement (Japan))
NT	内国民待遇 (National Treatment)
MA	市場アクセス (Market Access)
MAFF	農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Japan))
MCO	マルチ・コンポーネント I C (Multi-Component IC)
MCS	調査, 管理及び監視 (Monitoring, Control and Surveillance)
ME	環境部 (Ministry of Environment (Korea))
METI	経済産業省 (Ministry of Economy, Trade and Industry (Japan))
MFN	最恵国 (待遇) (Most-Favoured-Nation (Treatment))
MIC	総務省 (Ministry of Internal Affairs and Communications (Japan))
MIIT	工業情報化部 (Ministry of Industry and Information Technology (China))
MHLW	厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare (Japan))
MIFAFF	農林水産食品部 (Ministry for Food, Agriculture, Forestry and Fisheries (Korea))
MKE	知識経済部 (Minister of Knowledge Economy (Korea))

MLIT	国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Japan))
MOEP	環境保護部 (Ministry of Environmental Protection (China))
MOFAT	外交通商部 (Ministry of Foreign Affairs and Trade (Korea))
MOFCOM	商務部 (Ministry of Commerce of the People's Republic of China (China))
MOH	衛生部 (Ministry of Health (China))
MOHW	保健福祉部 (Ministry of Health and Welfare (Korea))
MRA	相互承認 (Mutual Recognition Arrangement)
MRFTA	独占規制及び公正取引に関する法律 (Monopoly Regulation and Fair Trade Act)
MTN	多角的貿易交渉 (Multilateral Trade Negotiations)
ODR	オンライン紛争解決 (Online Dispute Resolution)
OECD	経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development)
OPEC	石油輸出国機構 (Organization of Petroleum Exporting Countries )
PR	特定措置の履行要求 (Performance Requirements)
PSR	品目別規則 (Product Specific Rules)
QIA	農林水産検疫検査本部 (Animal, Plant and Fisheries Quarantine and Inspection Agency (Korea))
R&D	研究開発 (Research and Development)
RFMOs	地域漁業管理機関 (Regional Fisheries Management Organizations)

RKC	改正京都規約 (Revised Kyoto Convention)
ROO	原産地規則 (Rules of Origin)
RRP	資源回復計画 (Resource Recovery Plan (Japan))
RTA	地域貿易協定 (Regional Trade Agreement)
RVC	付加価値基準 (Regional Value Content)
SAC	国家標準化管理委員会 (Standardization Administration of the People's Republic of China (China))
SACU	南部アフリカ関税同盟 (Southern African Customs Union)
SAFE	国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み (SAFE Framework of Standards)
SFDA	国家食品薬品監督管理局 (State Food and Drug Administration (China))
SMEs	中小企業 (Small and Medium Enterprises)
SP	加工工程基準 (Specific Processes)
SPS	衛生植物検疫措置 (Sanitary and Phytosanitary Measures)
TAC	総漁獲可能量 (Total Allowable Catch)
TBT	貿易の技術的障害 (Technical Barriers to Trade)
TDGM	日中韓三カ国黄砂局長級会合 (Tripartite Director Generals' Meeting on Dust and Sandstorms)
TEMM	日中韓三カ国環境大臣会合 (Tripartite Environment Ministers' Meeting)
TPES	一次エネルギー総供給量 (Total Primary Energy Supply)

TRIMs	貿易に関連する投資措置に関する協定 (WTO Agreement on Trade-Related Investment Measures)
TRIPs	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (WTO Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)
TRQ	関税割当 (Tariff Rate Quota)
UNCLOS	国連海洋法条約 (United Nations Convention on the Law of Sea)
UNEP	国連環境計画 (United Nations Environment Programme)
UNFCCC	国連気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change)
WCO	世界税関機構 (World Customs Organization)
WIPO	世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization)
WTO	世界貿易機関 (World Trade Organization)

## I. 序論

2003年から2009年まで、中国の国務院発展研究中心（DRC）、日本の総合研究開発機構（NIRA）<sup>1</sup>、韓国の対外経済政策研究院（KIEP）によって、中国、日本及び韓国の間での自由貿易協定（FTA）に関する三国間の共同研究プロジェクトが行われた。この研究プロジェクトの報告書では、三国間FTAは三か国全てにマクロ経済上の利益をもたらす、ウィン・ウィン・ウインの状況を導くであろうことが述べられた。これらの機関はまた、農業分野、水産分野、及び主要な製造業及びサービス分野を含む分野毎の影響についても分析した。原産地規則とセンシティブ分野についても検証がなされた。研究者達は、議論の枠組みを政府レベルにおける公式な議論に改編することにより、日中韓FTAに関する議論を三か国の政府関係者によって開始するべきだと提言した。

三国間の共同研究プロジェクトに基づき、三か国の首脳は、2009年10月10日に中国・北京で開催された日中韓サミットにおいて、日中韓FTA共同研究を政府関係者、産業界及び学界からの参加者の間で開始することで一致した。2009年10月25日にタイ・ホアヒンで開催された日中韓経済貿易大臣会合において、三か国は、日中韓サミット前の2010年前半に最初の共同研究会合を立ち上げるため、政府の高級実務者に対し、2010年のできるだけ早い時期に、共同研究をどのように取り進めるのかについて、議論及び検討を開始するよう指示することを決定した。2010年1月26日に開催された準備会合の後、日中韓FTA共同研究委員会（JSC）が立ち上げられ、第1回会合が2010年5月6、7日に韓国・ソウルにて開催された。

---

<sup>1</sup> 日本側の担当研究機関は、2009年にNIRAから日本貿易振興機構（JETRO）に変更された。

## II. 三国間の貿易経済関係全般

### 1. 世界における中国，日本，韓国経済の重要性

中国，日本，韓国は世界における主要な経済プレーヤーであり，三か国のGDPの合計は，2010年，世界全体のGDPのうち19.6%を占め，1兆2兆3，440億米ドルを記録した<sup>2</sup>。三か国は世界における主要な貿易国でもあり，2010年の世界の輸出額の18.5%，輸入の16.3%を占めた<sup>3</sup>。2010年の三か国への海外直接投資流入額及び三か国からの海外直接投資流出額（いずれもフロー）の合計は，各々世界全体の9.2%，12.8%であった<sup>4</sup>。

共同研究委員会は，東アジアは世界における主要な経済プレーヤーであるものの，同地域における実質的な経済統合はまだ進展していないことについて，留意した。また，共同研究委員会は，この地域の経済力と競争力を考慮すれば，同地域における経済統合は，東アジア地域のみならず，世界にも多大な利益を確実にもたらすであろうことについても言及した。

### 2. 中国，日本，韓国の物品・サービス貿易

1992年から2010年にかけて，三か国の輸出入は急速に増加した。2010年の世界全体の輸出において，中国，日本，韓国はそれぞれ10.4%，5.1%，3.1%であり，また，世界全体の輸入において，中国，日本，韓国はそれぞれ9.1%，11.5%，2.8%であった<sup>5</sup>。

三国間の域内貿易のシェアは堅調に増加している。域内貿易は，1997年のアジア金融危機以前には，1990年の12.3%から1996年に19.0%へと増加した。2004年には24.1%へと再び増加したものの，2008年には21.7%へと低下した<sup>6</sup>。2010年，中国は日本と韓国の最大の

<sup>2</sup> IMF World Economic Outlook Database

<sup>3</sup> WTO Statistics Database (time series)

<sup>4</sup> UNCTAD, World Investment Report 2011

<sup>5</sup> WTO Statistics Database (time series)

<sup>6</sup> IMF, Direction of Trade Statistics

貿易パートナーとなり、また、日本と韓国は、中国の第二と第三の貿易パートナーとされた。同年において、日本は韓国の第二の貿易パートナーであり、韓国は日本の第三の貿易パートナーであった<sup>7</sup>。

しかしながら、2010年の域内貿易は、EUとNAFTAの域内貿易がそれぞれ64%、40%であったことに比べれば、まだかなり低水準に留まっている<sup>8</sup>。共同研究委員会は、三国間の域内貿易が低水準に止まっていることは、日中韓FTAが域内貿易を更に促進し、地域全体に繁栄をもたらすという潜在的可能性を持つことを示している点に留意した。

三か国の貿易構造には集中性と補完性があり、そこには、輸出入に関わる産業構造の類似性や多量の中間財の流れが表れている。近年、三国間の域内貿易パターンの発展が顕著である。このことは、三国間FTAが競争の促進により三か国の競争力と効率を高めることで、産業再編を促し、垂直分業と水平分業をより効率的にするものであることから、三国間FTAを目指すための良い根拠と言えるであろう。この点に加えて、価格の低下やより広範囲の製品が手に入るようになるといった形で、消費者にも利益がもたらされるであろうし、また、市場アクセスを通じて輸出機会が改善されることで、経済活動が更に刺激されるであろう。

サービス貿易については、中国、日本、韓国はサービス貿易の発展を非常に重要視している。現在、中国、日本、韓国のサービス貿易総額は、それぞれ、世界第4位、第5位、第13位である<sup>9</sup>。近年、三か国の間における二国間サービス貿易は着実かつ急速に増加してきている。二国間のサービス貿易は、中国と日本の間では2000年の65億2,700万米ドルから2009年の247億米ドルへと増加し、中国と韓国の間では2000年の42億5,500万米ドルから2009年の157億米ドルへと増加、韓国と日本の間では2000年の128億4,300万米ドルから2009年の160億7,500万米ドルへと増加した。これらはそれぞれ、年率15.94%、15.61%、2.5%の伸びとなる<sup>10</sup>。

---

<sup>7</sup> KITA

<sup>8</sup> WTO Statistics Database, UN COMTRADE

<sup>9</sup> WTO Statistics Database

<sup>10</sup> UN Service Trade Statistics Database

### 3. 中国，日本，韓国の投資

中国，日本，韓国の海外直接投資フローは大きく変化した。一般的に，中国の海外直接投資流入及び流出は，1998年から2010年の間に急速に増加し，日本の海外投資は2004年以降に加速したが，日本と韓国に対する年毎の海外直接投資流入は，中国の同時期におけるそれと比べると低水準に止まった。この点に関して，世界のGDPと貿易における日中韓の地位の重要性に照らせば，世界全体の海外直接投資フローに占める三か国のシェアは，相対的に低い。

三か国における域内投資比率は著しく低く，域内貿易比率がやや安定しているのに比べると，急激な変動を見せた。三国間のこれまでの投資の流れとしては，日本と韓国からの中国への投資の流れが主である。しかしながら，中国が近年海外直接投資の供給国となったにも関わらず，日本と韓国は，いずれも中国の主要な投資先とはなっていない。共同研究委員会は，NAFTAやEUの経験を考慮し，域内投資の保護及び自由化を共に強化することによって域内の投資環境を改善することで，域内の海外直接投資フローはまだ拡大する余地があることについて，指摘した。

### 4. 中国，日本，韓国の間の協議の仕組み

三国間の協力のための仕組みは，あらゆる分野にわたって実施されてきている。現在，17の閣僚会議のほか，多数の三国間の交流や対話の枠組みが存在している。経済分野では，貿易，金融，環境，技術，通信，エネルギー，税関，交通，特許及び観光等の分野において，三国間の協議の仕組みがよく機能している。共同研究委員会は，三国間での更なる協力のためには，まだ大きな余地があることに留意した。この観点から，共同研究委員会は，2011年9月1日にソウルで活動を開始した三国間協力事務局の正式な立上げを歓迎した。共同研究委員会は，同事務局が，あり得べき日中韓FTAとともに，三国間協力を促進するための重要な枠組みとなり得るという見解を共有した。

## 5. 三か国のF T A政策

三か国は、多角的な貿易自由化プロセスを重要視しており、ドーハ・ラウンド交渉の下で進行中の交渉の早期かつ成功裏の締結を目指し、これらの交渉に寄与してきた。これと同時に、更なる自由化のための補完的な手段として、積極的にF T Aを追求してきた。

中国は、2001年のW T O加盟の後、互惠、ウィン・ウインの協力、共通の発展という原則に基づいて、様々なパートナーとF T A交渉を追求してきた。中国は、ニュージーランド、A S E A N、チリ、シンガポール、ペルー、パキスタン、コスタリカとF T Aを締結しており、香港特別行政区やマカオ特別行政区との経済連携緊密化取決めにも署名した。一方、中国と、独立の関税地域である台湾、澎湖、金門、媽祖との間の海峡兩岸経済協力枠組み取決めも署名されている。現在、中国はG C C、S A C U、オーストラリア、スイス、ノルウェー、アイスランドとのF T A交渉を行っている。韓国との間では、公式の二国間F T A交渉に先立ち、良好な環境を醸成するための予備的な議論が行われている。

日本は、W T Oの中心的な役割を支持しつつ、貿易自由化のための補完的な手段として経済連携協定(E P A)を追求している。現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、A S E A N、フィリピン、スイス、ベトナム、インドとの間で計12のE P Aが発効済み、ペルーとは署名済みであり、G C Cとオーストラリアとの間でE P A交渉を行っている。日本と韓国の間では、2004年以降中断している二国間E P A交渉の再開に向けて協議が行われている。

韓国は、貿易促進、経済効率、及び繁栄増進の三つの目標に向けてF T Aを追求している。現在、チリ、シンガポール、E F T A、A S E A N、インド、E U、ペルーとの間で計7のF T Aが発効済み、米国とのF T Aが妥結済となっている。これに加えて、現在、韓国は12か国（オーストラリア、ニュージーランド、G C C、コロンビア、トルコ、カナダ、メキシコ）との間で、7つのF T Aについて交渉している。日本と韓国の間では、2004年以降中断している二国間F T A交渉の再開に向けて協議が行われている。中国との間では、公式の二国間F T A交渉に先立ち、良好な環境を醸成するための予備的な議論が行われている。

### Ⅲ. 物品貿易

中国，日本，韓国の間の商品の貿易は，過去20年間に急速かつ実質的に増加した。三か国は現在，互いにとって最も重要な貿易パートナーとなっている。2010年には，中国は日韓両国にとって最大の貿易パートナーであった。

表3-1に示されている通り，中国，日本，韓国の関税は，WTOの農産品・非農産品の定義（付録表1参照）に従い，世界税関機構（WCO）の商品の名称及び分類についての統一システム（HS）に基づき編纂されている。中国，日本，韓国の2010年の単純平均MFN（最恵国）実行税率は，それぞれ9.6%，4.4%，12.1%であった。一方，2009年の加重平均MFN実行税率は，それぞれ4.1%，2.7%，7.9%となっていた。

中国，日本，韓国の農産品の2010年の単純平均MFN実行税率は，それぞれ15.6%，17.3%，48.5%であった。一方，2009年の加重平均MFN実行税率は，それぞれ8.0%，15.8%，99.8%となっていた。中国，日本，韓国の非農産品の2010年の単純平均MFN実行税率は，それぞれ8.7%，2.5%，6.6%であった。一方，2009年の加重平均MFN実行税率は，それぞれ3.8%，1.4%，3.5%となっていた。

表3-1. 中国，日本，韓国のMFN実行税率

(単位：%)

		中国	日本	韓国
単純平均 (2010)	合計	9.6	4.4	12.1
	農産品	15.6	17.3	48.5
	非農産品*	8.7	2.5	6.6
加重平均 (2009)	合計	4.1	2.7	7.9
	農産品	8.0	15.8	99.8
	非農産品*	3.8	1.4	3.5

出典：WTO World Tariff Profiles (online)

注：World Tariff Profilesで用いられている物品グループのWTOの定義によれば，非農産品には，水産品，木材，鉱物資源，金属，工業製品が含まれる。

上記に加え，三か国すべてが暫定税率を適用している。中国の場合，暫定税率を特定の物品に対して一定期間適用している。MFN税率が適用可能な

輸入品に対して暫定税率が設定されている場合は、暫定税率が適用される。協定税率または特殊税率が適用可能な輸入品に対して暫定税率が設定されている場合は、いずれか低い税率が適用される。関税割当税率が適用可能な輸入品に暫定税率が設定されている場合は、その暫定税率が適用される。一般税率が適用可能な輸入品には、暫定税率は適用されない。2010年、中国は、農産品、水産品、工業品を含むHS 8桁レベルにおける619品目に対して、より低い暫定MFN税率を適用した。

日本の場合、関税暫定措置法に基づいて、WTO税率以外に「暫定税率」と呼ばれる国内関税システムを導入している。暫定税率は、最恵国待遇原則に基づき全ての国からの特定の輸入品に対して適用される。EPA発効後は、該当品目のEPA税率よりも暫定税率が高くない場合、または、当該EPAで該当品目が関税撤廃または関税削減の対象でない場合は、暫定税率が適用され得る。2010年、日本は、HS 9桁レベルで474品目（農産品、水産品及び工業品）に対して暫定税率を設定した。

韓国は、「割当関税率表」(autonomous tariff quota) 及び「調整関税スキーム」(adjustment tariff scheme) を施行している。これらはいくつかの農林水産品及び工業品に適用され、WTO協定に整合的であり、韓国のWTO譲許税率の範囲内で最恵国待遇原則に基づいて運用されている。割当関税率表は、特定の産品に適用され、関税率を増減する。2010年の割当関税率表は、HS 10桁レベルにおける231品目に適用され、適用された全ての関税分類品目の関税率を低下させた。調整関税スキームは、国内市場の混乱や関連産業の崩壊を防ぐことを目的としている。2010年の調整関税スキームは、HS 10桁レベルにおける41品目に適用された。割当関税率表または調整関税スキームの下での関税率は、常に一般税率に優先して適用される。WTO (MFN) 税率または協定税率が適用される輸入品にこれらの税率が設定されている場合には、より低い方の税率が適用される。

三か国いずれも、関税以外の非関税措置を有している。非関税措置を正確に定義することは困難だが、数量制限、貿易の技術的障害 (TBT)、衛生植物検疫措置 (SPS)、流通障壁等が含まれ得ると広く理解されている。

## 1. 農林水産業<sup>11</sup>

### 1. 1 農業

#### 1. 1. 1 国内生産及び三国間貿易

三か国の生産量は、いくつかの農産品について統計上大きな値を示している。例えば、以下の表3-2に示されている通り、2008年の世界の米の30.8%及び豚肉の47.6%が三か国により産出されている。本表はいくつかの農産品について、2000年及び2008年における三か国の生産量を表している。中国では、前出の期間中、全ての記載産品について生産量が増加した。日本については、大麦、小麦及び大豆を除き、同産品の生産量は2000年よりも2008年の方が少なかった。韓国については、小麦、大豆、とうもろこし及び豚肉を除き、同産品の生産量は2000年よりも2008年の方が少なかった。

表3-2. 中国、日本、韓国の農業生産

(単位: 1,000M/T, %)

産品	年	世界	中国		日本		韓国	
		生産量	生産量	シェア	生産量	シェア	生産量	シェア
米	2000	599,355	189,814	31.7	11,863	2.0	7,197	1.2
	2008	685,875	193,354	28.2	11,029	1.6	6,919	1.0
大麦	2000	133,116	2,646	2.0	214	0.2	227	0.2
	2008	155,054	3,100	2.0	217	0.1	170	0.1
小麦	2000	585,691	99,636	17.0	688	0.1	2	0.0
	2008	683,407	112,463	16.5	881	0.1	10	0.0
大豆	2000	161,291	15,411	9.6	235	0.1	113	0.1
	2008	230,581	15,545	6.7	262	0.1	133	0.1
とうもろこし	2000	592,475	106,178	17.9	0.2	0.0	64	0.0
	2008	826,224	166,032	20.1	0.2	0.0	93	0.0
牛肉	2000	56,266	4,795	8.5	530	0.9	306	0.5
	2008	61,670	5,841	9.5	520	0.8	246	0.4

<sup>11</sup> 2. 製造業に記載されている食品、飲料、タバコ、木材は、「1. 農林水産業」の文脈で扱われることとなる。

豚肉	2000	89,787	40,752	45.4	1,256	1.4	916	1.0
	2008	103,983	47,190	45.4	1,249	1.2	1,056	1.0

出展：FAO STAT (online)

注：米，大麦及び小麦の数値は殻の重量を含む。また，牛肉及び豚肉の数値は屠体の重量となっている。

表3-2の一部で示されている通り，中国，日本，韓国は，主に中国の膨大な生産量ゆえに，世界の農業生産量の大部分を占めた。中国は世界最大の農産品生産国かつ消費国の一つであり，米，小麦，綿，豚肉，鶏肉，果物及び野菜など，様々な一次農産品において世界第一位の生産量を占めている<sup>12</sup>。

しかしながら，表3-3が示すように，中国における一人当たりの農業生産資源は比較的制約されている。中国における一人当たりの耕作面積及び水資源はそれぞれ世界平均の約40%及び26%であり，一人当たり森林資源は世界平均のわずか14%である。近年，中国の自然生態の環境破壊は深刻な状況となっており，中国農業の持続可能な発展能力を低下させている。一方，中国と先進国との間には，技術活用のレベル，農業における特化及び市場志向の程度に大きな乖離も存在する。

日本の農業分野は，小規模農家の存続，農地の制約・減少，農村地域における労働人口の高齢化の進展及び農業人口の減少などの困難に直面している。2009年における65歳以上の人口の割合は，全国の22.7%に対し，農村部では34.1%にもものぼった。さらに，日本の農産物の貿易赤字は，2000年の596億米ドルから2009年には642億米ドルに増加した。これらの状況を反映し，日本の食料自給率は2009年には40%にまで落ち込み，先進国の中で最も低い値となった。

韓国の農業分野はいまだ，農地の制約・減少に起因する小規模農家の存続や，農村地域における労働人口の高齢化の進展及び農産品市場の自由化後の痛みを伴う調整などをはじめとする困難を抱えている。2009年における65歳以上の人口の割合は，全国の12.5%に対し，農村部では34.2%にもものぼった。さらに，韓国の農産物の貿易赤字は毎年拡大しており，1999年の57億米ドルから2009年には150億米ドルまで拡大した。

<sup>12</sup> FAO STAT (online)

上述のとおり，日本と韓国は農業において農地や農業人口の減少，農業人口の高齢化の進展など類似の問題を抱えており，これらの問題がこの二か国の農業に影響を落としている。農業は食料供給のほか，国土保全，水資源の涵養，景観保全や生物多様性保護などの多面的機能に寄与している。特にこれらアジアモンスーン気候の国においては，水田が国土保全に重要な役割を担っている。加えて，食料は人類の生存に不可欠なものであり，食料安全保障は各国にとって共通の関心事項となっている。

表3-3. 中国，日本，韓国における農業従事者と農耕地面積（2009年）

項目	単位	中国	日本	韓国
人口	1,000人	1,334,740	128,056	48,747
農村地域人口	1,000人	712,880	6,503	3,117
農村地域人口の割合	%	53.4	5.1	6.4
農家世帯	1,000戸	259,750	2,528	1,195
農業耕作地面積	1,000ha	158,639	4,593	1,737
一世帯当たり農業耕作地面積	ha	0.61	1.82	1.45
農業従事者一人当たり農業耕作地面積	ha	0.22	0.71	0.56

出典：中国の統計（2009）；日本の統計（2009）；韓国の統計（2009）。

中国の2009年の総農業生産は5兆80億人民元であり，2000年と比べ135%の増加となっている。しかしながら，同期間においてGDP中に占める農業の割合は，15.1%から10.3%へと約4.8ポイント減少した。

日本の2009年の総農業生産は8.2兆円と，1984年のピーク時の11.7兆円に比べ約30%減少しており，2000年の9.1兆円に比べても約10%減少した。

韓国の場合は，2009年の総農業生産は41.4兆ウォンであり，2000年と比べ29%の増加となっている。しかしながら，同期間においてGDP中に占める農業の割合は，5.3%から3.9%へ低下した<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> 農業の粗付加価値(GVA)に関して，2009年は21.9兆ウォンと，2000年の数値に比べ約1.5%増加した。その一方で，同期間において粗付加価値に占める農業の割合は，4.0%から2.3%へと減少した。

三か国の比較優位は、農産物の三国間貿易に反映されている。農業において、中国は日本及び韓国の双方に対して貿易黒字を計上しており、韓国は日本に対し黒字を計上している。HS 2007に基づくWTOの農産物の定義に従い分類された統計によれば、2009年の中国の対日本及び対韓国の農産物輸出はそれぞれ50億8,870万米ドル及び18億3,430万米ドルとなった。一方で、日本及び韓国からの農産物輸入は、それぞれ2億4,720万米ドル及び1億9,360万米ドルとなった。2009年の韓国の対日農産物輸出は8億9,990万米ドル、日本からの同輸入は3億420万米ドルであった。

WTOの農産品の定義に従い分類された統計によれば、中国の日本からの農産物輸入は、主に果実、野菜、その他の植物（48.3%）、油糧種子及び油脂（32.2%）、砂糖及び菓子類（18.5%）、畜産品（1.03%）であった。一方で、砂糖及び菓子類（34.2%）、穀物及び調製品（21.2%）、果実、野菜、その他の植物（16.7%）、飲料及びタバコ（15.1%）が、中国の韓国からの主な輸入品であった。日本の中国からの農産物輸入は、主に果実、野菜、その他の植物（42.8%）、その他の農産品（15.8%）、畜産品（15.6%）、油糧種子及び油脂（9.0%）であった。一方で、日本の韓国からの主な輸入品は、果実、野菜、その他の植物（37.3%）、穀物及び調製品（36.5%）、その他の農産品（14.8%）であった。韓国の中国からの農産物輸入は、主に果実、野菜、その他の植物（30.8%）、穀物及び調製品（22.0%）、その他の農産品（20.0%）、油糧種子及び油脂（18.1%）であった。一方で、韓国の日本からの主な輸入品は穀物及び調製品（39.5%）、飲料及びタバコ（16.5%）、その他の農産品（16.0%）、油糧種子及び油脂（13.1%）となっている。

### 1. 1. 2 関税及びその他の貿易政策

表3-4は農産品グループ毎の関税率を示しており、2010年の中国、日本、韓国における農産品にかかる最も高いMFN実行税率はそれぞれ65%、640%及び887%であった。

表3-4. 中国, 日本, 韓国における農産品グループ毎の関税(2010)

(単位: %)

	産品グループ	最終譲許税率				MFN実行税率		
		平均	無税割合	最高	譲許対象品目の割合	平均	無税割合	最高
中国	畜産品	14.9	10.4	25	100	14.8	10.1	25
	乳製品	12.2	0	20	100	12	0	20
	果実, 野菜, その他の植物	14.9	4.9	30	100	14.8	5.9	30
	コーヒー, 紅茶	14.9	0	32	100	14.7	0	32
	穀物及び調製品	23.7	3.3	65	100	24.3	3.4	65
	油糧種子及び油脂	11.1	7.1	30	100	11.0	5.3	30
	砂糖及び菓子類	27.4	0	50	100	27.4	0	50
	飲料及びタバコ	23.2	2.1	65	100	22.3	2.2	65
	綿	22	0	40	100	15.2	0	40
その他の農産品	12.1	9.2	38	100	11.4	9.4	38	
日本	畜産品	14.3	45.7	271	100	18.9	43.8	271
	乳製品	118.1	0	660	100	93.3	9.5	640
	果実, 野菜, その他の植物	10.2	19.6	394	100	10.6	19.7	394
	コーヒー, 紅茶	14.3	22.2	184	100	15.3	22.7	184
	穀物及び調製品	69.7	8.2	618	100	42.0	16.3	618
	油糧種子及び油脂	10.0	46.2	613	100	9.0	41.9	613
	砂糖及び菓子類	44.7	7.3	225	100	27.2	12.7	94
	飲料及びタバコ	16.4	19.1	54	100	14.6	32.3	54
	綿	0	100	0	100	0	100	0
その他の農産品	5.3	66.6	562	100	4.4	70.6	562	
韓国	畜産品	26.1	0.4	89	100	22.1	2.4	89
	乳製品	69.8	0	176	100	67.5	0	176
	果実, 野菜, その他の植物	63.6	0	887	100	57.4	0.2	887
	コーヒー, 紅茶	74.1	0	514	100	53.9	0	514
	穀物及び調製品	161.1	0	800	100	134.5	0.3	800
	油糧種子及び油脂	44.1	2.6	630	100	37.0	4.1	630

砂糖及び菓子類	32.2	0	243	100	16.8	12.5	243
飲料及びタバコ	42.5	0	270	100	31.7	0	270
綿	2	0	2	100	0	100	0
その他の農産品	20.8	9.3	754	100	16.1	18.3	754

出典：WTO World Tariff Profiles (online)

中国において、関税割当は、関税割当管理規則の対象である輸入品に適用される。2010年には、中国が関税割当を適用する農産品はHS 8桁レベルにおいて、小麦（6品目）、とうもろこし（5品目）、米（14品目）、砂糖（6品目）、羊毛（6品目）、羊毛のトップ（3品目）及び綿（2品目）の計42品目となった。これらの品目に対し適用された枠内税率は1%～15%、枠外税率は10%～65%となっている。

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果に従い、日本は2010年には、関税割当を、HS 9桁レベルにおいて、乳製品（87品目）、調製食用脂（2品目）、雑豆（7品目）、小麦（25品目）、大麦（13品目）、米（17品目）、でん粉（15品目）、落花生（2品目）、こんにゃく芋（1品目）及び蚕、繭及び生糸（6品目）の計175品目に適用している。これらの品目に対する枠内税率は0%～40%となっている。最も高い枠外税率は640%である<sup>14</sup>。

2010年、韓国は63の物品、HS 10桁レベルで203品目に関税割当を適用している。関税割当が適用された主な物品としては、米（16品目）、大麦（8品目）、こしょう（5品目）、にんにく（4品目）、たまねぎ（2品目）が挙げられる。これらの産品に対し適用された枠内税率は0%～50%、枠外税率は9%～887.4%となっている。これらの物品のうち、米については、WTOの「特別待遇」条項により予定されたミニマム市場アクセスによる割当分のみ輸入している。

<sup>14</sup> この税率は従量税であり、上記の数値は2010年の貿易データに基づきWTO事務局が推算した従価税換算値(AVE)である。WTOのデータでは、従価税換算値の最高値のみが公表されている。

## 1. 2 水産業<sup>15</sup>

### 1. 2. 1 国内生産及び三国間貿易

以下の表 3-5 に示されている通り、三か国は、漁業生産において大きな割合を占めている。2009 年には、主に中国の漁業生産量が多いために、世界の総漁業生産に占める三か国の割合は、合計して 42.3% になっている。

表 3-5. 中国、日本、韓国の漁業生産

(単位: 1,000M/T, %)

	世界	中国		日本		韓国	
	生産量	生産量	シェア	生産量	シェア	生産量	シェア
2000	136,255	43,284	31.8%	6,485	4.8%	2,506	1.8%
2001	136,045	44,273	32.5%	6,419	4.7%	2,677	2.0%
2002	139,229	46,289	33.2%	5,888	4.2%	2,498	1.8%
2003	139,516	48,263	34.6%	6,095	4.4%	2,502	1.8%
2004	148,148	50,728	34.2%	5,707	3.9%	2,543	1.7%
2005	151,102	52,466	34.7%	5,672	3.8%	2,719	1.8%
2006	152,224	54,265	35.6%	5,657	3.7%	3,050	2.0%
2007	156,018	56,161	36.0%	5,688	3.6%	3,287	2.1%
2008	159,406	57,827	36.3%	5,616	3.5%	3,359	2.1%
2009	162,821	60,475	37.1%	5,196	3.2%	3,199	2.0%

出典: FAO STAT (online)

中国においては、水産分野は農業の中でも重要な分野である。中国の 2009 年の漁業生産は 5,626 億人民元に達し、その総生産量は 5,110 万トン、このうち養殖生産が 3,620 万トン、漁獲生産は 1,490 万トンとなっている。中国の魚類及び水産製品の生産量は膨大だが、この分野の発展はいまだ、生産規模の拡大や天然資源の粗放的投入に依存している。更に、資源の制約、環境の悪化、激化する市場競争、技術の遅れに起因する課題もある。世界の主な競合国と比較しても、中国は水産加工や原料リサイクルの分野において、はるかに遅れている。

<sup>15</sup> この報告書でいう水産製品は、WTO World Tariff Profilesにおける「fish and fish products」の定義に基づいている。(付録表 1 参照)。

2009年の日本の漁業及び水産養殖業の生産額は1.5兆円であり、1982年のピーク時の3兆円に比べて約50%減少、2000年の1.9兆円に比べても約20%減少した。日本周辺海域に棲息する魚種のうちの40%が低位資源水準にあることから、日本は適切な水産資源管理に関心を有している。

韓国の場合、2009年の総漁業生産が6.9兆ウォン（沿岸及び沖合漁業（52.6%）、養殖業（26.7%）、遠洋漁業（16.8%）、内水面漁業（3.9%））であり、2005年の数値に比べて5.9%の増加となった。しかしながら、同期間において、GDP中に占める漁業の割合は0.3%から0.2%に低下した<sup>16</sup>。

漁業において、中国は日本及び韓国の双方に対して貿易黒字を計上し、韓国は日本に対し黒字を計上した。WTOの産品グループの定義に従い分類された統計によれば、2009年の中国の対日本及び対韓国の水産物輸出はそれぞれ27億8,100万米ドル及び10億280万米ドルとなった。一方で、日本及び韓国からの水産物輸入は、それぞれ2億350万米ドル及び1億1,890万米ドルとなった。2009年の韓国の対日水産物輸出は6億5,130万米ドルである一方で、日本からの同輸入は1億9,380万米ドルとなった。

## 1. 2. 2 関税及びその他の貿易政策

表3-6に示されているように、2010年の中国、日本、韓国における水産品にかかる単純平均MFN実行税率は、それぞれ10.9%、5.5%、16.1%であった。中国、日本、韓国の水産品にかかるMFN実行税率の最高値は、それぞれ23%、15%、50%であった。

---

<sup>16</sup> 2009年の漁業の粗付加価値は3.28兆ウォンと2000年の数値に比べ約1.13兆ウォン増加した。その一方で、同期間において、粗付加価値に占める漁業の割合は、0.4%から0.3%へと減少した。

表 3-6. 中国, 日本, 韓国の魚類及び水産製品の関税率 (2010)

(単位: %)

	最終譲許税率				MFN実行税率		
	平均	無税割合	最高	譲許対象品目の割合	平均	無税割合	最高
中国	11	6.2	23	100	10.9	6.3	23
日本	4.9	3.5	12	91.2	5.5	3.3	15
韓国	14.9	0	32	53.1	16.1	0.7	50

出典: WTO World Tariff Profiles (online)

MFN関税を除き, 中国は水産品に対して割当のような輸入数量制限措置を適用していない。日本はいくつかの水産品に輸入割当(IQ)を適用している。

### 1. 3 林業<sup>17</sup>

#### 1. 3. 1 国内生産と三国間貿易

中国の2009年の林産品の総生産額は, 2,359億人民元に達した。丸太, 製材, 製紙品等が中国の主要な林産品である。近年, 中国の林産物貿易は急成長を示している。

木材や特用林産物を含む日本の林産品の生産は, 長年減少傾向にある。2009年の林産品の生産は4,122億円と, 1980年のピーク時の1兆1,582億円に比べ64%減少した。木材自給率も減少してきており, 2009年は27.8%となっている。

韓国の2009年の林産品の総生産額は4兆8,300億ウォンであり, 2005年以降一貫して増加傾向にある。このうち, 年間の純蓄積増加量の価値が総生産額の約41%を占めた。

林業において, 中国は日本及び韓国の双方に対して貿易黒字を計上し, 日

<sup>17</sup> 各国で林産品の範囲は異なり得る。この報告書においては, 林産品の国内生産に関する統計以外の三国間貿易や林産品の関税率の統計を示す際には, WTOの分類(木材, 紙類等)を用いている。

本は韓国に対し黒字を計上した。HS 2007(WTOの定義)分類による統計によれば、2009年の中国の日本及び韓国への林産物の輸出額はそれぞれ39億1,260万米ドル及び9億7,080万米ドルとなった。一方で、日本及び韓国からの中国の輸入額は、それぞれ18億8,280万米ドル及び5億7,690万米ドルとなった。2009年の韓国の日本への林産物の輸出額は3億1,090万米ドルに上った一方で、日本からの輸入額は3億9,890万米ドルとなった。

### 1. 3. 2 関税及びその他の貿易政策

表3-7が示すように、2010年の中国、日本、韓国における林産品にかかる単純平均MFN実行税率の平均値は、それぞれ4.4%、0.8%、2.2%であった。中国、日本、韓国の林産品にかかるMFN実行税率の最高値は、それぞれ20%、10%、10%であった。

表3-7. 中国、日本、韓国の林産物にかかる関税率(2010)

(単位：%)

	最終譲許税率				MFN実行税率		
	平均	無税割合	最高	譲許対象品目の割合	平均	無税割合	最高
中国	5	22.3	20	100	4.4	35.3	20
日本	1	78.8	10	97.6	0.8	80.9	10
韓国	2.8	73.5	13	89.0	2.2	67.5	10

出典：WTO World Tariff Profiles (online)

## 1. 4 将来の日中韓FTAが農林水産業に与える影響

### 1. 4. 1 農業

あり得べき日中韓FTAにともない、農業分野における関税及びその他の貿易障壁を撤廃または削減することにより、消費者がより安価で幅広い農産品を入手することが可能になる、輸出者にとって相手国市場へのアクセスが改善されるなど、三か国に潜在的利益がもたらされるであろう。中国は日本や韓国に対し、野菜や果実などの労働集約的な一次産品の輸出を増加させ得

ることとなり、一方、日本と韓国は中国に対し、付加価値の高い加工品の輸出を増加させ得ることとなろう。

しかしながら、日本と韓国は、日中韓 F T A が、恐らく三国間の農産物貿易に非対称的な効果を生じさせ、三か国の農業分野における利益分配が不公平となる可能性があることを指摘した。あり得べき日中韓 F T A は、日本と韓国において、国内農業生産への深刻な影響に関する懸念を生む可能性がある。一方、中国は、あり得べき日中韓 F T A により三国間の農産物貿易の対象範囲と量が拡大し、三か国の消費者は利益を得ることになる旨指摘した。しかしながら、中国の農業分野における競争力は、一人当たりの農業に利用可能な資源が少なくかつ減少していることや、国内需要を満たさなければならないとのプレッシャーの高まり、労働コストや投入コストの高騰による農業における価格優位性の低下などの要因により、制約を受けるであろうことに留意すべきである。

あり得べき日中韓 F T A を追求する際には、各国のセンシティブ品目に然るべく配慮すべきである。センシティブ品目に関する問題に適切に対処すれば、三か国は、F T A がもたらす厚生の上昇を享受するであろう。あり得べき日中韓 F T A の下でのより競争的な環境に対処するためには、各国が国内農業の生産能力をさらに向上させることにより持続可能で強靱な農業を実現させ、そして、自国の農業を再生することが重要である。

#### 1. 4. 2. 水産業

中国、日本、韓国は、水産分野において互いに補完関係にある。例えば、中国は淡水漁業においてより競争力がある一方で、日本と韓国は海洋漁業においてより競争力がある。あり得べき日中韓 F T A により、三国間の水産物貿易が拡大し、それにより消費者が利益を得、三か国の全体的な国民の厚生が向上するだろう。中国は日本や韓国に対し、労働集約的な水産物の輸出を増加させることとなり、日本と韓国は中国に対し、付加価値の高い水産物の輸出を増加させることになるだろう。しかしながら、日中韓 F T A のプラス効果は、水産資源の減少、漁獲・養殖経費の増加及び他の F T A 締約国との競争の激化などの要因により、減退する可能性がある。

日本は、三か国が特定の漁場と水産資源を共有しており、三か国周辺の漁場において個体数が減少している種が存在するという事実を踏まえ、水産業

の持続的発展を確保するため、適切な水産資源管理の効果に然るべく配慮すべきであることを提言した。中国は、将来の水産分野の交渉は主に市場アクセスの問題を取り扱い、水産資源管理の協議については既存の窓口を通じ三国間の漁業管理当局によって取り扱われることがより適切であることを提言した。

また、三か国はそのような措置が合理的な理由なしに水産品の貿易の流れを阻害すべきではないことに留意した。

### 1. 4. 3 林業

林業では、日中韓 F T A によって、消費者がにとってはより安価でより幅広い林産品へのアクセス、輸出者にとっては相手国市場へのアクセス改善など潜在的な利益がもたらされるだろう。

その一方で、三か国が地理的に近接していること及び類似の植物相を有していることから、林産物の貿易量の増加に伴い、森林の様々な有益な機能を維持する上での基礎となる持続可能な森林経営に悪影響が及ぶ危険性が高まる可能性があるとの懸念が示された。

中国、日本及び韓国の森林輸入量の合計が世界の約 4 分の 1 を占めていることから、日本は、あり得べき日中韓 F T A がこの割合を増加させ得る点に注目し、違法伐採対策のために、合法的に伐採された林産物の貿易促進に配慮がなされるべき旨主張した。中国は、そのような違法伐採対策への努力が、貿易に対する不当な障壁になるべきではないと指摘した。

### 1. 5 将来の日中韓 F T A への提言

将来の三国間 F T A は、三か国が相互にかつ一貫して将来の日中韓 F T A の利益を享受できるよう、上述の様々な懸案事項に適切に対処し、また農林水産分野における貿易や投資を円滑化することにより、三か国の農林水産業の持続的発展に寄与することとなるだろう。

中国、日本、韓国の農林水産業の競争力を向上させ、三か国の消費者の厚生を高めるために、これらの分野における各国のセンシティブティを然るべ

く考慮しつつ、三か国は、貿易に悪影響を与える関税や非関税措置を削減するだけでなく、日中韓 F T A の形成を通じ、ウィン・ウィン・ウインの関係を築けるよう、三国間の経済の連携を深化・強化すべきである。

## 2. 製造業<sup>18, 19</sup>

### 2. 1 国内生産及び三国間貿易

全体として、貿易量から見た場合、三か国ともに世界市場の中で大きな工業国であるといえる。これら三か国は、ラジオ、テレビ及び通信機器（32.8%）、事務・経理・計算機器（36.3%）、繊維製品（33.0%）等の主な工業製品輸出品目について、世界全体の輸出の中で支配的な地位を占めている（付録表3参照）。業種別GDP（現在価格ベース）は以下の通りである。

表3-8. 業種別GDP（現在価格ベース）

（単位：%）

業種	中国	日本	韓国
食品，飲料，タバコ	9.7	14.7	5.1
繊維，皮革	7.8	1.9	4.2
木材，紙類，出版，印刷	3.3	8.8	3.4
石油，石炭，化学製品	21.8	14.9	15.7
非鉄鉱物性生産品（除石油，石炭）	5.3	2.8	3.8
金属，組立金属製品	16.8	7.2	14.4
機械設備・装置	8.6	10.2	8.5
電気電子機器	15.3	14.1	24.0
精密機器	1.9	1.7	1.7
輸送機器	8.2	13.0	17.7
家具，その他	1.2	10.7	1.5
<b>製造業品合計</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

出典：中国統計年鑑2010（換算），内閣府経済社会総合研究所2009（ESRI），韓国国家統計ポータルKOSIS（オンライン）2009

工業製品について、2009年には、日本は中国及び韓国の双方に対して貿易黒字を計上し、韓国は中国に対し貿易黒字を計上した。

<sup>18</sup> 鉱工業部門における産品の分類の定義は付録表2に記載されている。

<sup>19</sup> 「2. 製造業」に記載されている食品，飲料，タバコ，木材は，「1. 農林水産業」の文脈で扱われることとなる。

中国の日本及び韓国に対する工業製品の輸出はそれぞれ616億米ドル、437億米ドルで、日本及び韓国からの工業製品の輸入は、それぞれ963億米ドル、831億米ドルであった。

日本の韓国に対する工業製品の輸出は433億米ドル、韓国からの工業製品の輸入は192億米ドルであった。

近年(2005年～2009年)、中国の日本からの主な輸入品は、ラジオ、テレビ及び通信機器(20.6%)、機械設備・装置(17.5%)、化学品(13.7%)、卑金属(9.3%)、医療・精密・光学機器(8.8%)、電気機械・器具(8.4%)、自動車、トレーラー及びセミトレーラー(7.0%)であった。一方、中国の韓国からの主な輸入品は、ラジオ、テレビ及び通信機器(29.9%)、化学品(18.0%)、医療・精密・光学機器(14.9%)、卑金属(7.1%)、機械設備・装置(6.1%)、コークス、精製石油及び核燃料(6.0%)であった(付録表4参照)。

同期間における中国から日本への主な輸出品は、繊維製品、衣料及び毛皮、機械設備・装置、事務・経理・計算機器、ラジオ、テレビ及び通信機器で、韓国への主な輸出品は、ラジオ、テレビ及び通信機器、卑金属、化学品であった。

2005年から2009年における、日本の中国からの主な輸入品は、衣料及び毛皮(12.0%)、ラジオ、テレビ及び通信機器(11.6%)、事務・経理・計算機器(10.8%)、機械設備・装置(8.6%)、繊維(8.2%)、電気機器・器具(7.2%)であり、日本の韓国からの主な輸入品は、ラジオ・テレビ及び通信機器(25.0%)、卑金属(12.6%)、コークス、精製石油及び核燃料(12.4%)、化学品(9.9%)、機械設備・装置(8.8%)、医療・精密・光学機器(6.3%)であった(付録表5参照)。

同期間における、日本の中国及び韓国に対する主な輸出品には、機械設備・装置、化学品、ラジオ、テレビ及び通信機器、卑金属が含まれていた。

2005年から2009年における、韓国の中国からの主な輸入品は、卑金属(18.6%)、ラジオ、テレビ及び通信機器(15.1%)、電気機械・器具(12.6%)、事務・経理・計算機械(7.9%)、化学品(7.5%)、機械設備・装置(5.6%)であり、韓国の日本からの主な輸入品は、化学品(1

8.7%), 卑金属 (17.7%), 機械設備・装置 (17.2%), ラジオ, テレビ及び通信機器 (12.3%), 医療・精密・光学機器 (7.8%), 及び電気機械・器具 (6.6%) であった (付録表6参照)。

同期間における, 韓国の中国に対する主な輸出品は, 化学品, ラジオ, テレビ及び通信機器, 医療, 精密・光学機器であり, 韓国の日本に対する主な輸出品は, ラジオ, テレビ及び通信機器, コークス, 精製石油及び核燃料, 卑金属, 及び化学品であった。

## 2. 2 関税及びその他の貿易政策

2009年の中国, 日本, 韓国の工業製品に対する関税の単純平均MFN税率はそれぞれ8.7%, 2.4%, 6.6%であった。また, 加重平均MFN税率は, それぞれ3.7%, 1.0%, 3.2%であった。

2009年時点において, 中国で高関税を課している産業は, 単純平均関税率で見ると, タバコ製品 (41.0%), 食料品及び飲料 (17.0%), 衣料及び毛皮 (16.2%), 皮革及び履物 (14.7%), 自動車, トレーラー及びセミトレーラー (14.3%), その他の非鉄鉱物性生産品 (12.1%) であり, また, 加重平均関税率で見た場合は, タバコ製品 (33.1%), 自動車, トレーラー及びセミトレーラー (16.7%), 衣料及び毛皮 (15.4%), その他の非鉄鉱物性生産品 (11.4%), 食料品及び飲料 (10.6%) であった (付録表7参照)。

2009年時点において, 日本で高関税を課している産業としては, 単純平均関税率で見ると, 皮革及び履物 (12.9%), 食料品及び飲料 (10.9%), 衣料及び毛皮 (9.4%), タバコ製品 (6.3%) であり, また加重平均関税率で見た場合は, 皮革及び履物 (11.9%), 衣料及び毛皮 (9.7%), 食料品及び飲料 (9.3%), 繊維製品 (7.5%) であった (付録表8参照)。

2009年時点において, 韓国で高関税を課している産業としては, 単純平均関税率で見ると, 食料品及び飲料 (39.9%), タバコ製品 (39.4%), 衣料及び毛皮 (12.3%), 繊維製品 (9.3%), 皮革及び履物 (8.1%) であり, また加重平均関税率で見た場合には, タバコ製品 (39.8%), 食料品及び飲料 (27.0%), 衣料及び毛皮 (12.7%), 繊維製品 (9.4%), 皮

革及び履物（9.3%）であった（付録表9参照）。

## 2.3 将来の日中韓FTAが工業品に与える影響

日中韓FTAは多くのプラスの経済効果をもたらすであろう。三国間で貿易が最も活発に行われている多くの産業ではそれほど関税率が高くはないが、日中韓FTAに伴う貿易の更なる自由化によって、これら三国間の貿易量の増加及び生産ネットワークの拡充がもたらされるであろう。加えて、三国間の貿易の自由化は、三か国の消費者に、より低価格で、より多くの種類の様々な物品を購入する機会を与えると同時に、地域における工業製品のサプライチェーンの発達を促進するであろう。

他方、日中韓FTAは、三か国すべてのセンシティブ分野を明らかにするだろう。一般的に、現在の各国の関税率は貿易自由化の観点から見た各国のセンシティブ性の程度を反映している。特に日中韓FTAについては、三か国ともに、北東アジアの貿易パートナーである他の二か国に対する輸入依存率が比較的高い分野において、関税の撤廃や削減を行うことに対して特にセンシティブになるであろう。

中国については、上述の日本、韓国からの主な輸入品のうち、自動車、トレーラー及びセミトレーラー（単純平均関税率は14.3%）のみが高関税に分類されるが、これらは日本からの主な輸入品である。またその他の主な輸入品の単純平均関税率は、卑金属の5.0%から、電気機械・器具の9.4%の間となっている。一方で、これらの産業の中でも一部の品目の関税率は25%（医療・精密・工学機器）から50%（化学品）と高くなっており、これらの高関税品目がセンシティブである可能性がある。

このような観点から、日中韓FTAは、日本及び韓国からの輸入増加を更に加速させ、中国において石油、化学品、自動車、機械及び電子機器、鉄鋼、造船等のセンシティブ産業に属する企業、特に高額製品に関わる企業への大きなプレッシャーとなる可能性がある。

日本に関して言えば、中国からの主な輸入品のうち、食料品及び飲料（単純及び加重平均関税率は、それぞれ10.9%、9.3%）、衣料及び毛皮（単純及び加重平均関税率は、それぞれ9.4%、9.7%）、繊維製品（単純及び

加重平均関税率は、それぞれ5.8%、7.5%)が高関税な部類に属する。韓国からの主な輸入品については、特に高関税な部類に属するものはない。

日本の主な輸出関心には、自動車及び自動車部品、産業機械及び同部品、鋼鉄、化学製品、テレビ及び同部品、AV機器及び同部品、MCO（マルチ・コンポーネントIC）、電気機械及び同部品、家電器具及び同部品、バッテリー及び同部品、紙類・板紙類が含まれる。

韓国に関して言えば、中国及び日本からの主な輸入品のうち高関税な部類に属するものはないが、このことは必ずしも中国、日本との貿易においてセンシティブな産業や商品がないことを意味するものではない。韓国の産業界の観点からは、中国との貿易においては繊維製品、消費財、電気電子機器が、日本との貿易においては機械類、電気電子機器、非鉄金属がセンシティブであるとされている。

加えて、中国に対しては、食料品及び飲料、衣料及び毛皮、繊維製品、皮革及び履物等の高関税な部類に属するほとんどの産業がセンシティブになる可能性が高く、日本に対しては、自動車、トレーラー及びセミトレーラー、その他輸送用機械産業等がセンシティブになる可能性が高い。

## 2. 4 将来の日中韓FTAへの提言

あり得べき三国間FTAは、市場アクセスを広く歪めない形で改善することにより、同地域の工業品及びサービス供給者の生産ネットワークとサプライチェーンの拡大を促進し、かつ消費者がその利益を享受することを可能にし、三か国の製造業の更なる競争力向上に寄与するであろう。

中国、日本、韓国の製造業の競争力を向上させ、三か国の消費者の厚生を高めるために、三か国は、これらの分野における各国のセンシティブリティに然るべく配慮しつつ、貿易に悪影響を与える関税や非関税措置を削減するのみならず、日中韓FTAの形成を通じ、ウィン・ウィン・ウインの関係を築けるよう、三国間の経済の連携を深化・強化すべきである。

## 付録 I

付録表 1 . WTO World Tariff Profiles (online)を用いた産品グループの定義

産品グループ	多角的貿易交渉 <sup>1</sup>	2007年の統一システムにおける品目表 (Harmonized System Nomenclature 2007)
<b>農産品 (Ag)</b>		
畜産品	17	第1類, 第2類, 第1601項-02項
酪農品	21	第0401項-06項
果実, 野菜, その他の植物	12	第7類, 第8類, 第1105項-06項, 第2001項-08項
	19	第0601項-03項, 第1211項, 第13類, 第14類
コーヒー, 紅茶	13	第0901項-03項, 第18類 (第1802項を除く), 第2101項
穀物及び調製品	x15	第0407項-10項, 第1101項-04項, 第1107項-09項, 第19類, 第2102項-06項, 第2209項
	16	第10類
油糧種子及び油脂	18	第1201項-08項, 第15類 (第1504項を除く), 第2304項-06項, 第3823項
砂糖及び菓子類	14	第17類
飲料及びタバコ	20	第2009項, 第2201項-08項
	22	第24類
綿	x23	第5201項-5203項
その他の農産品	x15	第0904項-10項
	x23	第5類, 第0604項, 第1209項-10項, 第1212項-14項, 第1802項, 第230110号, 第2302項-03項, 第2307項-09項, 第290543号-45号, 第3301項, 第3501項-05項, 第380910号, 第382460号, 第4101項-03項, 第4301項, 第5001項-03項, 第5101項-03項, 第5301項-02項
<b>非農産品 (Non-Ag)</b>		
魚類及び水産製品	11	第3類, 第1504項, 第1603項-05項, 第230120号
鉱物性生産品及び金属	4	第2601項-17項, 第2620項, 第72類-76類 (第7321項-22項を除く), 第78類-83類 (第8304項-05項を除く)
	9	第25類, 第2618項-19項, 第2621項, 第2701項-04項, 第2706項-08項, 第2711項-15項, 第31類, 第3403項, 第68類-71類 (第6807項, 第701911号-19号, 第701940号-59

		号を除く), 第911310号-20号
石油	97	第2709項-10項
化学品 2	5	第2705項, 第28類-30類 (第290543号-45号, 第300590号を除く), 第32類-33類 (第3301項, 第330620号を除く), 第34類 (第3403項, 第3406項を除く), 第3506項-07項, 第3601項-04項, 第37類-39類 (第380910号, 第3823項, 第382460号, 第392112号-13号, 第392190号を除く)
木材, 紙類等	1	第44類, 第45類, 第47類, 第48類, 第49類, 第9401項-04項 (第940490号を除く)
繊維製品	x2	第300590号, 第330620号, 第392112号-13号, 第392190号, 第420212号, 第420222号, 第420232号, 第420292号, 第50類-60類 (第5001項-03項, 第5101項-03項, 第5201項-03項, 第5301項-02項を除く), 第63類, 第640520号, 第640610号, 第640699号, 第6501項-05項, 第6601項, 第701911号-19号, 第701940号-59号, 第870821号, 第8804項, 第911390号, 第940490号, 第961210号
衣類	x2	第61類-62類
皮革及び履物, 等	3	第40類, 第41類 (第4101項-4103項を除く), 第4201項-05項 (第420212号, 第420222号, 第420232号, 第420292号を除く), 第4302項-04項, 第64類 (第640520号, 第640610号, 第640699号を除く), 第9605項
一般機械	7	第7321項-22項, 第84類 (第846721号-29号を除く), 第850860号, 第852841号, 第852851号, 第852861号, 第8608項, 第8709項
電気機器	8	第846721号-29号, 第85類 (第850860号, 第852841号, 第852851号, 第852861号, 第8519項-8523項を除く, ただし第852352号を含む)
輸送機器	6	第86類 (第8608項を除く), 第8701項-08項 (第870821号を除く), 第8711項-14項, 第8716項, 第8801項-03項, 第89類
その他の製造業品	10	第2716項, 第3406項, 第3605項-06項, 第4206項, 第46類, 第6506項-07項, 第6602項-03項, 第67類, 第6807項, 第8304項-05項, 第8519項-24項, 第8710項, 第8715項, 第8805項, 第90類-93類(第9113項を除く), 第9405

	項-06項, 第95類-97類 (第9605項, 第961210号を除く)
--	---------------------------------------

※ 各国で農林水産品の定義は異なり得るため、三か国は、17, 18, 27 及び 33 番目のパラグラフに示す統計の計算に、上記表 1 にある「農産品」、「魚類及び水産製品」、「木材、紙類等」の下位分類に基づく分類を用いることに同意した。

1. 多角的貿易交渉(MTN)の分類は東京ラウンドで初めて定義され、ウルグアイ・ラウンドにてHSに適用された。本報告書で産品グループの分類は、HS 1992 を基礎とする、それ以前の定義と若干異なる。
2. 本来農産品として分類される産品に関連する、HS 第 330210 号の部分は、化学製品のグループとして考慮されていない。

## 付録Ⅱ

付録表 2. 国際標準産業分類(ISIC)第3版の構造に基づく製造業分野の業種別産品グループ

業種	Code
<b>農・狩・林・漁業</b>	<b>01-05</b>
農業, 狩猟及び関連サービス業	01
林業, 伐採業及び関連サービス業	02
漁業, 養殖業	05
<b>鉱業・採石業</b>	<b>10-14</b>
石炭及び亜炭の採掘業; 泥炭の抽出業	10
原油及び天然ガスの抽出業	11
ウラン及びトリウム鉱の掘採業	12
金属鉱石の採掘業	13
その他の鉱業及び採石業	14
<b>製造業</b>	<b>15-37</b>
食料品及び飲料	15
タバコ製品	16
繊維製品	17
衣料及び毛皮	18
皮革及び履物	19
木材及びコルク	20
パルプ, 紙及び紙製品	21
印刷業及び出版業	22
コークス, 精製石油及び核燃料	23
化学品	24
ゴム及びプラスチック	25
その他の非鉄鉱物性生産品	26
卑金属	27
組立金属製品	28
機械設備・装置	29
事務, 経理, 計算機器	30
その他分類されない電気機器, 器具	31
ラジオ, テレビ及び通信機器	32

医療,精密,光学機器	33
自動車,トレーラー及びセミトレーラー	34
その他の輸送用機械	35
その他分類されない製造業	36
リサイクル業	37

出典: U.N.'s Classifications Registry (online)

### 付録Ⅲ

付録表 3. 製造業産品に関する日中韓の世界貿易におけるシェア(2005~2009)

(単位: %)

製造業産品	日中韓	中国	日本	韓国
食料品及び飲料	5.0	4.0	0.5	0.5
タバコ製品	4.6	1.5	1.2	1.9
繊維製品	33.0	27.9	1.9	3.2
衣料及び毛皮	32.8	32.2	0.1	0.5
皮革及び履物	29.5	28.3	0.2	1.0
木材及びコルク	10.7	10.5	0.1	0.1
化学品	12.3	4.5	5.0	2.8
ゴム及びプラスチック	19.1	9.8	6.7	2.6
その他の非鉄鉱物性生産品	21.0	14.1	5.8	1.1
卑金属	17.3	7.4	6.5	3.4
組立金属製品	21.0	14.8	3.6	2.6
機械設備・装置	21.4	9.1	9.7	2.6
事務, 経理, 計算機器	36.3	29.8	3.2	3.3
電気機器, 器具	23.8	13.4	7.6	2.8
ラジオ, テレビ及び通信機器	32.8	17.5	8.3	7.0
医療, 精密機器, 光学機器	23.1	8.9	8.8	5.4
自動車, トレーラー及びセミトレーラー	19.7	2.5	13.2	4.0
その他の輸送用機械	22.5	6.8	7.6	8.1

出典: COMTRADE Database (online) を用いて算出

付録表 4. 製造業産品に関する中国の貿易構造(2005~2009)

(単位: %)

業種	輸入			輸出		
	世界	日本	韓国	世界	日本	韓国
食料品及び飲料	2.6	0.3	0.2	2.1	6.5	3.7
タバコ製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維製品	2.1	2.3	2.1	7.3	9.3	5.5
衣料及び毛皮	0.2	0.1	0.1	7.1	12.2	4.5
皮革及び履物	0.7	0.1	0.6	3.4	3.1	1.7

木材及びコルク	0.4	0.0	0.0	1.0	1.6	0.8
パルプ,紙及び紙製品	1.3	0.6	0.4	0.5	0.6	0.4
印刷業及び出版業	0.3	0.2	0.0	0.3	0.2	0.1
コークス,精製石油及び核燃料	3.1	1.8	6.0	1.3	1.2	1.3
化学品	14.3	13.7	18.0	5.5	5.9	7.6
ゴム及びプラスチック	1.8	3.0	1.9	2.6	2.5	1.1
その他の非鉄鉱物性生産品	0.6	1.1	0.3	1.8	1.7	2.7
卑金属	8.1	9.3	7.1	5.2	3.6	20.0
組立金属製品	1.3	2.0	1.2	3.8	3.1	3.2
機械設備・装置	11.0	17.5	6.1	9.2	9.6	5.5
事務,経理,計算機器	5.4	2.2	3.7	12.7	9.8	6.6
その他分類されない電気機械,器具	6.1	8.4	4.4	6.1	6.8	6.5
ラジオ,テレビ及び通信機器	25.4	20.6	29.9	16.4	10.5	20.5
医療,精密,光学機器	9.3	8.8	14.9	3.4	3.6	2.9
自動車,トレーラー及びセミトレーラー	3.5	7.0	2.6	2.4	2.3	1.9
その他の輸送用機械	1.9	0.7	0.1	2.4	1.5	1.5
その他分類されない製造業	0.7	0.7	0.3	5.6	4.4	2.2

出典: COMTRADE Database (online) を用いて算出

付録表 5. 製造業製品に関する日本の貿易構造(2005~2009)

(単位: %)

業種	輸入			輸出		
	世界	中国	韓国	世界	中国	韓国
食料品及び飲料	9.4	5.2	3.9	0.5	0.4	0.5
タバコ製品	0.8	0	0	0.0	0.0	0.0
繊維製品	3.2	8.2	1.3	0.9	2.7	0.5
衣料及び毛皮	4.4	12.0	0.8	0.0	0.1	0.1
皮革及び履物	2.2	4.5	0.2	0.0	0.1	0.0
木材及びコルク	2.4	1.4	0.1	0.0	0.0	0.0
パルプ,紙及び紙製品	0.9	0.6	0.7	0.4	0.6	0.4
印刷業及び出版業	0.5	0.2	0.4	0.2	0.3	0.2
コークス,精製石油及び核燃料	6.8	0.9	12.4	1.5	2.2	1.6
化学品	11.4	5.2	9.9	10.3	14.4	19.2
ゴム及びプラスチック	2.1	2.8	2.8	3.1	3.0	5.7

その他の非鉄鉱物性生産品	1.2	1.7	1.1	1.3	1.2	3.4
卑金属	7.1	3.0	12.6	7.8	10.4	17.7
組立金属製品	2.1	3.2	3.5	1.6	1.9	1.3
機械設備・装置	7.5	8.6	8.8	16.9	18.3	18.0
事務,経理,計算機器	5.6	10.8	3.6	2.3	2.0	0.9
その他分類されない電気機械,器具	4.7	7.2	3.4	5.9	9.0	6.5
ラジオ, テレビ及び通信機器	11.4	11.6	25.0	12.9	16.8	11.7
医療,精密,光学機器	5.8	3.4	6.3	5.7	6.7	7.4
自動車,トレーラー及びセミトレーラー	3.6	1.3	2.1	22.8	8.5	3.5
その他の輸送用機械	2.8	0.9	0.2	4.6	0.3	0.4
その他分類されない製造業	4.0	7.2	1.1	1.3	1.0	0.9

出典: COMTRADE Database (online) を用いて算出

付録表 6. 製造業製品に関する韓国の貿易構造(2005~2009)

(単位: %)

業種	輸入			輸出		
	世界	中国	日本	世界	中国	日本
食料品及び飲料	4.3	3.2	0.5	0.8	0.4	3.8
タバコ製品	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
繊維製品	1.8	4.4	0.5	2.6	2.5	1.3
衣料及び毛皮	1.3	4.3	0.1	0.4	0.4	1.0
皮革及び履物	0.9	2.0	0.0	0.4	0.8	0.3
木材及びコルク	0.6	0.8	0.0	0.0	0.0	0.1
パルプ, 紙及び紙製品	1.1	0.4	0.4	0.7	0.4	0.7
印刷業及び出版業	0.4	0.1	0.2	0.1	0.0	0.4
コークス,精製石油及び核燃料	6.7	1.3	1.0	6.9	6.9	14.4
化学品	13.5	7.5	18.7	10.8	19.7	10.0
ゴム及びプラスチック	2.0	1.5	5.1	2.2	1.6	3.3
その他の非鉄鉱物性生産品	1.9	2.9	3.2	0.4	0.3	1.0
卑金属	14.4	18.6	17.7	7.5	7.5	12.7
組立金属製品	2.1	3.7	1.7	2.1	1.1	4.3
機械設備・装置	11.8	5.6	17.2	8.2	7.6	8.2
事務,経理,計算機器	3.1	7.9	1.0	4.4	7.2	3.4
その他分類されない電気機器,器具	6.4	12.6	6.6	3.9	6.7	4.5

ラジオ, テレビ及び通信機器	15.8	15.1	12.3	20.3	19.5	18.2
医療, 精密, 光学機器	5.5	2.9	7.8	6.5	12.4	8.4
自動車, トレーラー及びセミトレーラー	2.9	1.1	3.5	12.4	4.2	2.2
その他の輸送用機械	2.1	1.0	1.6	8.9	0.3	0.4
他に分類されない製造業	1.4	3.2	0.9	0.6	0.6	1.3

出典: COMTRADE Database (online) を用いて算出

付録表 7. 製造業製品に関する中国のMFN実行関税率 (2009)

(単位: %)

業種	単純平均	加重平均	最低.	最高.
食料品及び飲料	17.0	10.6	0.0	65.0
タバコ製品	41.0	33.1	25.0	57.0
繊維製品	10.1	9.4	2.0	40.0
衣料及び毛皮	16.2	15.4	10.0	25.0
皮革及び履物	14.7	8.8	3.0	24.0
木材及びコルク	4.3	0.4	0.0	20.0
パルプ, 紙及び紙製品	5.6	2.2	0.0	10.0
印刷業及び出版業	4.2	4.5	0.0	7.5
コークス, 精製石油及び核燃料	5.2	5.2	0.0	11.0
化学品	6.4	5.9	0.0	50.0
ゴム及びプラスチック	10.7	8.4	0.0	25.0
その他の非鉄鉱物性生産品	12.1	11.4	0.0	28.0
卑金属	5.0	2.7	0.0	10.5
組立金属製品	10.5	8.9	1.0	30.0
機械設備・装置	8.7	6.2	0.0	35.0
事務, 経理, 計算機器	2.2	0.1	0.0	14.0
その他分類されない電気機器, 器具	9.4	6.3	0.0	24.5
ラジオ, テレビ及び通信機器	5.4	2.0	0.0	35.0
医療, 精密, 光学機器	9.1	7.2	0.0	25.0
自動車, トレーラー及びセミトレーラー	14.3	16.7	2.0	25.0
その他の輸送用機械	8.6	3.3	0.0	45.0
その他分類されない製造業	14.6	10.0	0.0	35.0

出典: UNCTAD TRAINS (online)

付録表 8. 製造業産品に関する日本のMFN実行関税率(2009)

(単位: %)

業種	単純平均	加重平均	最低.	最高.
食料品及び飲料	10.9	9.3	0.0	52.5
タバコ製品	6.3	0.1	0.0	29.8
繊維製品	5.8	7.5	0.0	14.2
衣料及び毛皮	9.4	9.7	3.2	20.0
皮革及び履物	12.9	11.9	0.0	30.0
木材及びコルク	2.5	1.4	0.0	10.0
パルプ,紙及び紙製品	0.1	0.0	0.0	5.3
印刷業及び出版業	0.0	0.0	0.0	0.0
コークス,精製石油及び核燃料	0.9	1.0	0.0	7.9
化学品	2.4	1.5	0.0	17.0
ゴム及びプラスチック	2.2	2.8	0.0	6.5
その他の非鉄鉱物性生産品	1.0	1.0	0.0	8.0
卑金属	1.0	0.5	0.0	7.5
組立金属製品	1.1	0.8	0.0	8.4
機械設備・装置	0.3	0.2	0.0	8.4
事務,経理, 計算機器	0.0	0.0	0.0	0.0
その他分類されない電気機器,器具	0.3	0.6	0.0	4.8
ラジオ, テレビ及び通信機器	0.0	0.0	0.0	0.0
医療, 精密,光学機器	0.1	0.1	0.0	5.3
自動車,トレーラー及びセミトレーラー	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の輸送用機械	0.0	0.0	0.0	0.0
その他分類されない製造業	1.9	1.3	0.0	16.0

出典: UNCTAD TRAINS (online)

付録表 9. 製造業産品に関する韓国のMFN実行関税率(2009)

(単位: %)

業種	単純平均	加重平均	最低.	最高.
食料品及び飲料	39.9	27.0	0.0	800.3
タバコ製品	39.4	39.8	32.8	40.0
繊維製品	9.3	9.4	0.0	51.7
衣料及び毛皮	12.3	12.7	5.0	16.0

皮革及び履物	8.1	9.3	2.0	13.0
木材及びコルク	6.5	5.6	0.0	10.0
パルプ, 紙及び紙製品	0.1	0.0	0.0	8.0
印刷業及び出版業	0.3	0.0	0.0	8.0
コークス, 精製石油及び核燃料	3.8	2.5	0.0	8.0
化学品	6.0	4.9	0.0	754.3
ゴム及びプラスチック	7.2	6.7	0.0	8.0
その他の非鉄鉱物性生産品	7.5	7.5	0.0	8.0
卑金属	2.6	1.2	0.0	8.0
組立金属製品	7.2	6.1	0.0	8.0
機械設備・装置	6.3	6.7	0.0	13.0
事務, 経理, 計算機器	1.5	0.1	0.0	8.0
その他分類されない電気機器, 器具	7.2	5.6	0.0	13.0
ラジオ, テレビ及び通信機器	4.0	1.8	0.0	8.0
医療, 精密, 光学機器	6.6	5.7	0.0	8.0
自動車, トレーラー及びセミトレーラー	8.0	7.9	0.0	10.0
その他の輸送用機械	4.1	1.3	0.0	8.0
その他分類されない製造業	7.0	5.3	0.0	13.0

出典: UNCTAD TRAINS (online)

### 3. 原産地規則

#### 3. 1 概観

##### 3. 1. 1 序論

物品貿易に関する原産地規則は、(i) 非特惠原産地規則と (ii) 特惠原産地規則の二つに分類される。非特惠原産地規則は、アンチダンピング課税、相殺関税及びセーフガード措置の適用、原産地表示の要求並びに関税割当といった非特惠の商業政策上の手段に関連して使用される。

これに対し、特惠原産地規則は、地域貿易協定 (R T A) において、締約国からの輸入品に対し特惠関税待遇が与えられるための特定の条件を定める目的で使用される。

F T AやE P Aにおける典型的な原産地規則章の内容は、(i) 輸入品が特惠関税待遇の資格を有するか否かを決定するための規則及び (ii) 輸入品の原産資格の証明及び確認に関する手続を含む。

中国、日本、韓国は、他国・地域との間でF T A・E P Aを締結しており、これらの既存の協定における原産地規則が将来のあり得べき日中韓F T Aの重要な前例となる。中国の場合、既存の中国のF T A及び国際慣行に基づき、モデルとなる特惠原産地規則のテキストを作成している。日本と韓国も、様々な相手国とのF T A・E P A交渉を通じて、自国の原産地規則に係る規定を発展させてきた。既存の協定における交渉過程で得られた経験と知識は、将来の日中韓F T Aの原産地規則に係る交渉のための貴重な財産である。

##### 3. 1. 2 完全生産品及び実質的変更基準

原産地規則に係るW T O協定及び改正京都規約は、非特惠を目的とした原産地を決定するための基本的な基準として、「完全生産品」及び「実質的変更」基準の二つを規定している。この二つの基準は広く認識され、特惠待遇のための既存のR T Aにおいても採用されている。「完全生産品」基準は、基本的に輸入品がR T A締約国の領域内で完全に成育され、収穫され、または抽出されたか否かで判断する。「実質的変更」基準は、生産において非原産材料を

使用する非完全生産品に適用される原産基準として一般に受け入れられている概念である。「実質的な変更」が生じたか否かを判断する基準には、主に以下の三つの方式（あるいは、これらの組み合わせ）がある。すなわち、(i) 関税分類変更基準（CTC）、(ii) 付加価値基準（RVC）、(iii) 加工工程基準（SP）である。

「完全生産品」基準及び三つの「実質的な変更」基準の方式について、中国、日本、韓国は、既存のFTA・EPAにおいて同様の様式を採用していると思われる。三か国は一般的に輸入品が非完全生産品である場合の主な原産地決定方式として、関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準を採用している。

### 3. 1. 3 品目別規則（PSR）

商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の関税品目分類の下で、商品はHS 6桁レベルで5,000以上の関税分類品目に分類される。FTA・EPAを全ての種類の産品に適用するために、何らかの形でこの5,000以上の関税分類品目に適用される原産地規則について交渉される必要がある。原産地規則章の下で各関税分類品目に適用される原産地規則を規定する方法は二つある。

一つ目は一般規則の規定であり、例えば、「項の変更または付加価値40%」を関税分類品目の大部分に対して適用される規則としつつ、その他の関税分類品目に適用される限定された数の品目別規則を追加する方式である。多くの関税分類品目に共通の一般規則を設けることのメリットは、規則の簡素化につながり、運用上の負担を軽減する点にある。しかし、HSコードの下に分類される産品の性質が広範である点やHSの構造が全ての産品に適用される一般規則を導入することを困難にし、多くの産品が一般規則の適用外となることになる。

二つ目は、一般規則を設けることなく、関税分類品目に適用される品目別規則(PSR)を個別に規定する方法である。原産地規則章において、関税分類品目全体のリストが品目別規則のリストとして組み入れられる。この方式において、利用者は関税分類品目全体のリストを参照せずとも、隣接する関税分類品目に適用される規則を容易に比較することが可能となる。この方式のもう一つの利点は、各産品毎の特徴に最大限適切な考慮を払うことが可能と

なる点にある。デメリットとしては、品目別規則の内容が複雑になり、またリストがかなり大部になる可能性がある点がある。

中国、日本、韓国はいずれの方法も経験してきており、それぞれの長所と短所を十分認識している。中国のASEAN、パキスタン、チリ、シンガポールとのFTAの原産地規則では、一般規則として「付加価値40%」が採用された。他方、中国のより最近のFTAであるニュージーランド、ペルー、コスタリカとのFTAでは、全ての関税分類品目に関して品目別規則が設けられた。日本は基本的に、EPAにおいて各関税分類品目に品目別規則を設けているが、例えば日本ASEAN包括的経済連携協定、日本ベトナムEPA、日本スイスFTEPAのように、一般規則が規定されているものもある。韓国と米国、EU、ペルーとのFTAは各関税分類品目に品目別規則を設けている。他方、韓国とインド、ASEANとのFTAには一般規則がある。

### 3. 1. 4 補完的規則

補完的規則は、規則の厳密性を緩和することまたは原産地規則の他の条項を明確化することを通じ、基本的な実質的変更基準を補完するものである。補完的規則には、累積、僅少の非原産材料（デミニマス）基準、中間材料、間接材料（中立的な要素）、原産資格を与えることにならない作業、直接輸送といった例がある。

日中韓間の緊密な協力が必要とされる国際的なサプライチェーンを前提とすれば、将来のあり得べき日中韓FTAにおいては、累積が重要な役割を果たしうる。累積に関する規定は、輸出国以外のRTA締約国から輸入した材料を使用した場合に、同材料が輸出国産の材料とみなされるための条件を規定する。

「ロール・アップ」の規定としても知られている中間材料の規定は、生産に投入される非原産の中間材料の扱いに関する規定である。典型的な規定内容は、原産材料と非原産材料の両方で構成される製品が、関連の原産地規則に従い原産資格を得た場合であって、その後、同製品が他の製品の生産に使用されるときには、後者の製品の原産資格を決定する上で、前者の製品は100%原産品であるとみなすことができるというものである。韓国は、貿易業者がこの概念をより明確に理解できるように、いくつかのFTAにおいて同概念を導入している。日本もEPAにおいて「ロール・アップ方式」を採

用している。中国については、他国・地域との間で締結している F T A においてこのような内容の中間材料に特定した規定を置いていない。

デミニマス規定は原産性に影響を与えることなく使用できる非原産材料の最大割合を規定する。関税分類変更基準に固有の厳密性を軽減し、少量の輸入中間材料が使用された場合の争いを最小限にするための規定である。デミニマス規定に関し、三か国は F T A ・ E P A において異なる立場をとっている。例えば、日本及び韓国は標準的に農水産品（韓国は H S 関税分類 1 ～ 1 4 類、日本は 1 ～ 2 4 類）をデミニマスの適用対象から除外している一方、中国はこのような除外を規定していない。繊維製品及び衣料品について、日本及び韓国はデミニマス規定の基準を通常、織物材料の重量としている一方、中国は例外なく材料の価額をデミニマス基準としている。

韓国が締結した F T A の大半において、自国の域外加工区で生産した産品に係る何らかの規定を含むのに対し、中国及び日本の F T A ・ E P A は同様の性格の規定を設けていない。共同研究の枠組みにおける議論において、韓国は域外加工区が認められることが必要との考えを示した。

### 3. 1. 5 証明手続

将来のあり得べき日中韓 F T A を効果的に実施する上で、原産性証明手続の円滑な運用が重要な要素となる。税関行政の役割はとりわけ重要であり、三国間の税関当局及び関係当局との緊密な協力が必要となる。

中国、日本、韓国は、F T A ・ E P A において公的機関による証明制度を採用している。中国は全ての F T A において公的機関による証明制度を採用している。日本及び韓国は公的機関による証明に加え、いくつかの F T A において、自己証明制度を補完するために認定輸出者制度を導入している。認定輸出者制度の下では、日本と韓国の税関当局及び関係当局は、輸出者が産品の原産性を証明することを認めている。

原産性の確認について、中国、日本、韓国は間接的な確認制度を採用している。間接的な確認制度は、輸入締約国が輸出締約国に対し輸入締約国に代わって産品の原産性の確認を要請することを可能とする制度である。さらに日本及び韓国の場合、輸入締約国当局者が輸出締約国当局者に同行する形で、オブザーバーとして産品の生産施設を訪問することが許されている。しかし、

原産性の確認のための訪問について三か国は既存の F T A ・ E P A において異なる立場をとっている。中国については、特定の F T A に確認のための訪問が規定されているが、実際に実施されたことはない。

中国、日本、韓国は、原産地証明制度の電子化を限定的に導入している。韓国では、輸出者は原産地証明書の申請に際して、関係書類を電子的に提出し、かつ、電子的に原産地証明書の発給を受けることが可能である。中国及び日本では、原産地証明書を電子的に申請することは可能であるが、オンライン発給を受けることはできない。しかしながら、三か国において、輸出者は輸入者に対し原産地証明書のハードコピーを提供しなければならない。

関税上の特惠待遇の否認に関し、中国、日本、韓国は、既存の F T A ・ E P A において輸入締約国が特惠待遇を否認できる場合の理由を列記してきた。しかし、三か国が規定する特惠関税上の待遇を否認する理由は異なる。韓国は、いくつかの F T A において、特定の理由を列記するのではなく、規則に対する違反を関税上の特惠待遇の否認に係る一般的な基準として規定している。

### **3. 2 将来の日中韓 F T A への提言**

#### **3. 2. 1 総論**

貿易相手国の関心に適応させるよう適切に策定された原産地規則は、F T A ・ E P A の恩恵を最大化しうる。従って、将来のあり得べき日中韓 F T A において、中国、日本、韓国の実際のニーズに基づく効果的な原産地規則を策定することが重要である。この点に関し、将来の日中韓 F T A は、三か国のこれまでの経験と現在のニーズに立脚するべきである。

#### **3. 2. 2 簡素な規則**

第三国からの迂回輸入を防止することの重要性を考慮する必要があるが、将来の日中韓 F T A における原産地規則は、実行可能な限り簡素であるべきである。原産地規則の簡素化は、コンプライアンス及び運用上のコストを低減し、究極的には、域内の貿易を促進し、三か国の国際競争力を向上させるであろう。地域貿易協定の広がりや北東アジア地域における重複する原産地

規則の重複の増加を考慮すれば、日中韓 F T A は原産地規則の簡素化を検討すべきである。

### 3. 2. 3 関税分類変更基準と付加価値基準の選択制

関税分類変更基準と付加価値基準の選択制は、生産者及び輸出者が商品の原産性を検討することを容易にするため、規則につき検討する上での選択肢となりうる。同様に、付加価値の算出におけるビルドアップ方式とビルドダウン方式の選択についても考慮され得る。

### 3. 2. 4 補完的規則

デミニマス、累積、中間材料、その他の補完的規則は、将来の日中韓 F T A において採用され、十分念入りに策定される必要がある。三か国は、これらの規則の使用が三国間の経済連携を強化し、同地域における商業コストを低減させるという点に基本的に同意する。

### 3. 2. 5 域外加工区

域外加工区を認めるか否かについては、三国間で見解の異なる論点の一つである。集中的な議論の末、三か国は、このような論点については将来のあり得べき日中韓 F T A の交渉において議論されるべきとの見解を共有した。

### 3. 2. 6 原産地証明

三か国は公的機関による証明制度を採用した共通の経験を有することから、将来の日中韓 F T A において、公的機関による証明制度は実現可能な選択肢となると考えられる。その場合、運用上の負担を軽減するために、電子証明制度を追求する可能性について議論することは可能である。自己証明制度及び認定輸出者制度についても、三国間の貿易円滑化と税関管理をうまく両立させる観点から、検討することとなるであろう。

### 3. 2. 7 原産性の確認

確認については、原産性の確認における効率と効果の確保をうまく両立させる広範なアプローチを考慮することが重要である。

## 4. 税関手続及び貿易円滑化

### 4.1 概観

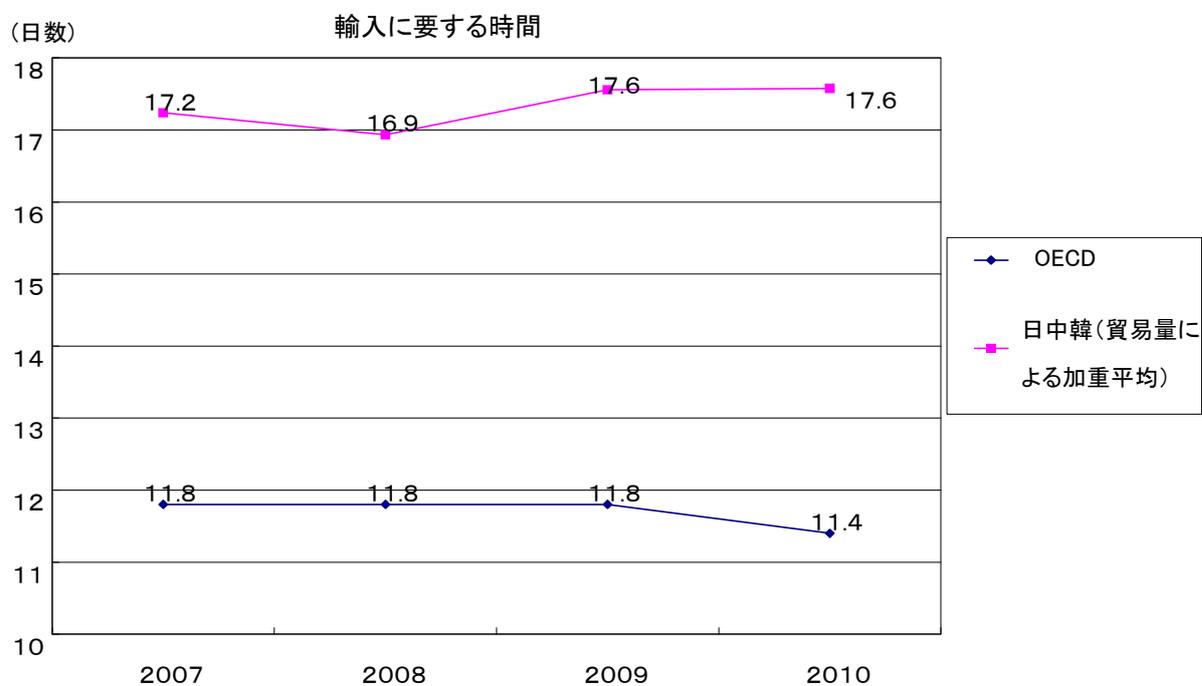
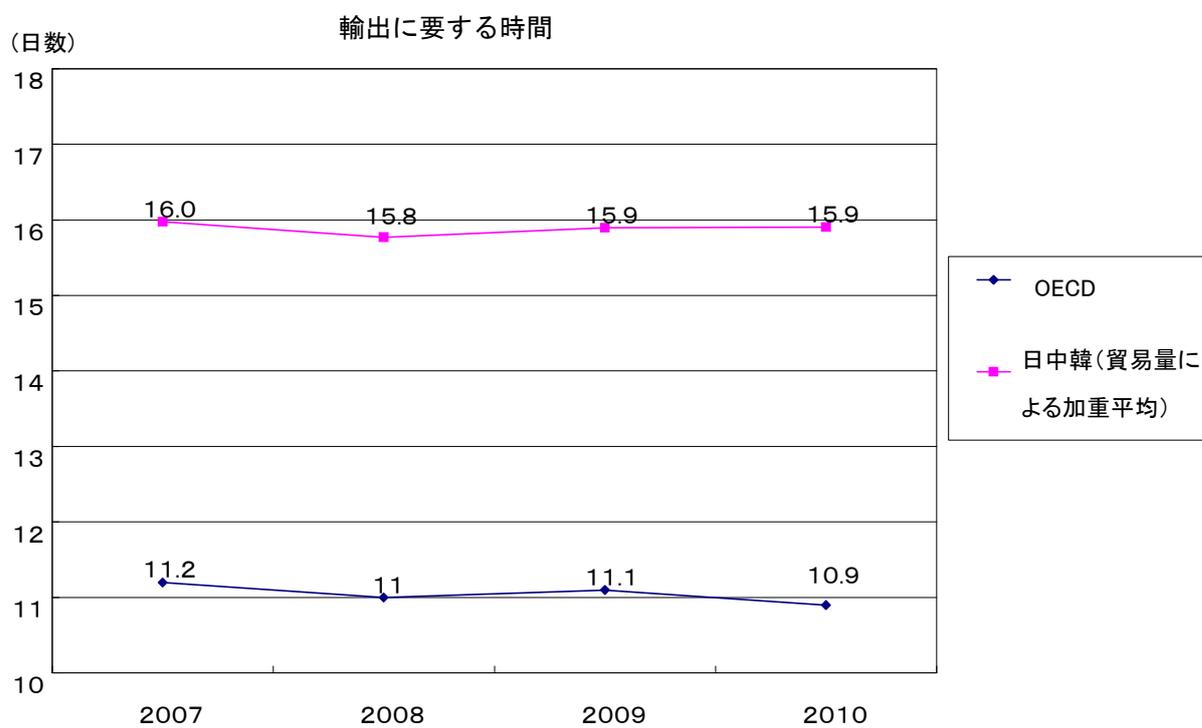
近年、三国間の貿易量は増加しており、その量はアジア地域の約60%を占める。このことは、三国間の貿易の円滑化が、日中韓のみならず、アジア地域全体の経済の活性化のため不可欠であることを示している（図3-1参照）。しかしながら、世界銀行による輸出・輸入に要する時間の調査を例にとると、三か国の輸出・輸入に要する平均時間はOECD加盟国のそれに比べて大変長く、概して変化していない（図3-2参照）。それゆえ、税関手続の改善を通じた更なる貿易円滑化に貢献するルールの策定は、将来のあり得べき日中韓FTAにおける主要な課題である。

図3-1. 日中韓間の貿易量の推移



(出典: IMF World Economic, Direction of Trade Statistics)

図 3 - 2. 輸出入に要する平均所要時間



(出典: World Bank, Doing Business 2011)

三国間の税関手続を簡素化及び調和する上で、税関手続及び貿易円滑化の章は将来のあり得べき日中韓F T Aにおける重要な構成要素となる。既存のF T A・E P Aは、迅速かつ進歩的な手続に基づき貿易を円滑化するべく、税関手続の調和及び簡素化を目指す規定を置いている。まず第一に、迅速な税関手続に係る規定は、貨物の即時の引取り、情報技術の利用及び危険度に応じた管理手法の採用を達成すべき主要な目標に位置付けている。第二に、進歩的な税関手続では、認定事業者（A E O）制度のような効率化のための制度に言及する。

貿易円滑化を目的とした税関手続の調和及び簡素化のためのこうした制度に加え、「透明性」も将来のあり得べき日中韓F T Aのために議論されるべき重要な事項である。既存のF T A・E P Aにおける透明性に係る規定は、税関関係法令及び関連情報を公に入手可能なものとするとしている。

三か国は、相互に貿易を円滑化するため、税関手続の調和と簡素化及び税関行政の透明性を向上させることが更に求められており、三国間の税関協力はこれに寄与する。

## 4. 2 将来の日中韓F T Aへの提言

### 4. 2. 1 税関手続の調和及び簡素化

迅速かつ進歩的な税関手続を採用するためには、税関手続を国際標準に調和させることが重要である。税関手続に関する主要な国際標準には、世界税関機構（W C O）が策定した改正京都規約（R K C）及び国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み（S A F E）がある。中国、日本、韓国は、既に改正京都規約に加盟しており、また、S A F Eを実施する意図を表明している。現状を改善し、三国間の貿易円滑化をさらに促進するために、将来のあり得べき日中韓F T Aにおいては、現状を慎重に精査し、貿易円滑化を促進するために必要な措置を特定することが必要である。将来のあり得べき日中韓F T Aは、税関手続の調和及び簡素化を促進するための手段の候補として、以下の事項を考慮することが可能である。

#### \*全国的に一貫した運用

将来のあり得べき日中韓F T Aにおける税関手続及び貿易円滑化の章は、

三国間の税関手続を調和することを目的とする。三国間の税関手続の調和を実現するための前提条件として、一国内で全国的に一貫した運用を確保することが必要である。

**\* 情報技術の利用**

税関手続を調和及び簡素化するためには、情報技術の利用が不可欠である。シングル・ウィンドウ制度は、高度に進歩した制度の一つであり、将来のあり得べき日中韓 F T A において議論することも可能である。

**\* 危険度に応じた管理手法（リスク管理）**

危険度に応じた管理手法は、貿易を円滑化しつつ、効果的かつ効率的な税関管理を確保する上で不可欠である。三か国は、改正京都規約及び S A F E に則して危険度に応じた管理手法を促進するよう努力すべきである。

**\* 認定事業者(A E O)制度**

W C O により採択された S A F E に沿った A E O 制度は、効果的な税関管理に資する。A E O 制度は、将来のあり得べき日中韓 F T A において、国同士を結ぶサプライチェーンにおける物流の安全確保及び円滑化のためにとっても重要な要素である。三か国は既に国内で同制度を発展させ、各国間の A E O 制度の相互承認の可能性につき議論しており、日韓間では A E O 制度の相互承認の取決めが 2 0 1 1 年 5 月に署名されている。

#### **4. 2. 2 透明性**

透明性の面で税関手続を通じて貿易円滑化を促進するためには、利用者の利便性の観点から手続を精査することが不可欠である。三国間の商取引を促進する上で、税関手続をより透明化し、一貫性のあるものとする必要がある。透明性を達成するため、将来の日中韓 F T A には、税関行政における以下の事項が含まれるべきである。

**\* 税関関係法令の公表**

F T A ・ E P A 相手国に所在する輸出者及び生産者にとって、税関関係の法令、規則及び詳細な税関手続等の関連情報が適時にウェブサイトで公表されることは特に重要である。更に、相手国の輸出者及び生産者にとって輸入国の税関当局が公表する情報を実用的に入手することが可能となるよう、こうした情報が可能な限り英語で公表されることがより望ましく、将来のあり

得べき日中韓 F T A においては、この点について議論される必要がある。

#### \* 事前教示

輸入者、輸出者及び生産者の観点から、事前教示制度は透明性を確保する上で重要である。同制度は、貿易業者にとって物品の関税分類や原産地等が明らかでない場合、事前教示を申請することを可能とする。将来のあり得べき日中韓 F T A では、全国的に統一された方法で事前教示を実施することにより、税関行政の透明性が確保されるであろう。事前教示の公表は透明性に寄与しうる。

### 4. 2. 3 税関協力

中国、日本、韓国の税関当局間の協力は、税関手続の調和、簡素化及び税関行政の透明性にとって有用かつ有益となりうる。三か国は既に税関協力に係る二国間協定を締結している。こうした過去の実績は、日中韓 F T A における将来のあり得べき税関協力の重要な足がかりになると考えられる。

税関行政に係る既存の相互支援協定の下での税関協力に対する一般的な言及に加え、将来のあり得べき日中韓 F T A においては、特に法執行における情報交換及び協力を強調すべく、詳細な議論が行われるべきである。合法的な貿易を促進するため、三国間の協力に加え、違法薬物、武器及び知的財産権を侵害する物品等の禁制品に対する取締りを強化するために適切な措置をとることが不可欠である。したがって、将来の日中韓 F T A の効果的な実施のためには、同協定の下での税関協力が重要となるであろう。

照会先の交換も将来のあり得べき日中韓 F T A の下での税関協力の向上に資するであろう。税関当局が相互に緊密に連絡し合うことが重要であり、効率的な連絡のためには照会先を指定することが必要である。照会先は、将来のあり得べき日中韓 F T A の発効後に税関に関する委員会が設立された場合には、連絡窓口となりうる。

### 4. 2. 4 その他

税関に関する委員会は将来のあり得べき日中韓 F T A の実施に関する事項につき議論すべきである。三か国は、将来のあり得べき日中韓 F T A における委員会の効果的な開催方法について議論することとなる。

税関に関する委員会は三か国の税関当局の職員により構成されるべきである。同委員会が、将来のあり得べき日中韓 F T A の効果的な実施に実際に貢献することを可能とするため、必要な場合には、他の関係する政府職員の参加及び専門家の招待も可能である。

## 5. 貿易救済

### 5. 1 総論

貿易救済措置には、アンチダンピング、相殺関税、セーフガードといった措置が含まれる。貿易救済制度の主な目的は、ダンピングや補助金といった不公正な貿易慣行を是正すること、あるいは、輸入国産業に与える損害やそのおそれに対し、救済手段を提供することにある。貿易救済措置は多国間貿易体制の下で規律化されており、WTO上許容されている。したがって、貿易救済措置の開始や実施においては、関連のWTO協定の規律と精神を厳格に遵守すべきである。このWTO協定の厳格な遵守を基礎として、貿易救済措置の濫用の防止が図られ、公正な貿易システムが効果的に維持されるとともに、同システムが保護貿易主義により損なわれることを防止することが可能となる。FTAの文脈において、三か国は、貿易救済に係る規定は、輸入品との競争に直面する国内産業がFTAの結果として生じる予測しえない状況に対処する上で、一定の救済措置を提供する重要な役割を果たすと考える。それと同時に、三か国は、FTAを通じた自由化により、輸入国の競争力のない産業が競争力のある輸入品から自らを保護するために貿易救済制度に訴える傾向が強まるので、そのような環境下においては、貿易救済の問題が更に重要性を増していることを指摘する。貿易救済措置の濫用は、FTAが与えるプラスの貿易効果を減殺する結果となりうることから、貿易自由化の効果の維持と国内産業への適切な救済措置の提供のバランスを図る貿易救済規則を規定することが極めて重要である。WTOのドーハ・ラウンド交渉(DDA)に関し、三か国はWTOにおける貿易救済関連の規則の明確化と改善に向けて、積極的にこのルール・メイキングの交渉に参加してきている。

中国は1997年にアンチダンピング及び反補助金条例を公布し、中国のアンチダンピング(AD)調査及び同措置に適用される実用的なルールを規定した。中国はWTO加盟後、WTO協定に整合的な形で中国アンチダンピング条例(AD条例)、中国の相殺関税条例及び中国セーフガード条例を再制定した。これらの規則をより実用的なものにするとともに、透明性と適正手続を確保するべく、中国は申請、調査に係る質問状、現地調査、製品の調査対象範囲の調整、産業への損害に関する調査、中間見直し調査などに関する規則を含む20以上の規則を公付している。これらの規則や規律に基づき、商務部(MOFCOM)が貿易救済措置に係る調査を所管する。アンチダン

ピング税，相殺関税，セーフガード措置といった貿易救済措置の発動に際しては，商務部が国务院の関税税則委員会（C T C）に対してその旨提案し，同委員会が承認を行う。商務部が最終決定を公示した後，中国税関が貿易救済措置の実施を担当する。

アンチダンピング，相殺関税及びセーフガード措置に関する日本の法令として，関税定率法，外国為替及び外国貿易法（W T Oセーフガード措置における輸入制限のみを対象），関連の政令及びガイドラインがあげられる。こうした枠組みの下で，基本的に国内産業による要請に基づき，財務省，経済産業省，調査対象となる産業の所管省庁が，共同でこれらの貿易救済措置に係る調査を実施する。貿易救済措置の発動に係る決定は，関税・外国為替等審議会に諮問した後，これらの省庁により行われる。

韓国は，関連のW T O協定及び国内法令に基づき貿易救済措置を運用する。貿易救済措置は，不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律（同施行令），対外貿易法（同施行令），及び関税法を根拠とする。この法的枠組みの下で，韓国貿易委員会がアンチダンピング，相殺関税及びセーフガード措置等の貿易救済措置を実施する権限を有する。韓国貿易委員会は不公正な貿易慣行につき調査し，必要な場合に適切な貿易救済措置を勧告する。アンチダンピング税及び相殺関税の賦課に関する最終決定は企画財政部が行う。セーフガード措置の場合は，関税の調整と輸入量制限を含む。韓国貿易委員会の勧告に基づき，場合に依じて企画財政部，または知識經濟部がセーフガード措置を発動するか否かを決定する。

W T Oの統計によると，1995年1月から2010年6月にかけて，中国は182件のアンチダンピング調査を開始し，137件のアンチダンピング措置を発動している。同調査のうち30件，発動された措置のうち25件は日本からの輸入品に対するものであり，31件の調査及び25件の措置が韓国からの輸入品対象としたものであった。一方，中国に対しては，世界全体で合計784件のアンチダンピング調査が実施されており，アンチダンピングの調査開始数，発動措置数ともにW T O加盟国で対中国の件数が最も多くなっている。1995年1月から2010年10月にかけて，中国は3件の相殺関税措置に係る調査を開始し，1件の措置を採用しており，セーフガード調査を1件開始し，1件の措置を発動している。日本及び韓国からの輸入品に対する相殺関税に係る調査は実施されていない。

1995年1月から2010年6月にかけて、日本は6件のアンチダンピング調査を開始、7件の措置を発動している。このうち、調査1件及び発動措置1件は、中国から輸入された電解二酸化マンガンに対するものであり、同じく韓国のポリエステル短繊維に対しても1件の調査と措置が実施されている。相殺関税措置に関し、日本は調査と措置を1件ずつ実施しており、これらは韓国を対象とするものであった。1995年3月から2010年10月にかけて、日本は1件のセーフガードに係る調査を開始し、それに従い暫定セーフガード措置を実施したが、最終措置の発動には至らなかった。

WTOの統計によると、1995年1月から2010年6月にかけて、韓国は111件のアンチダンピング調査を開始し、70件の措置を発動している。この調査のうち23件、発動された措置のうち19件は中国からの輸入品に関するものであり、16件の調査及び12件の措置が日本を対象としたものであった。同期間において、韓国に対しては268件のアンチダンピングに係る調査が実施されており、アンチダンピングに係る調査数に関し、WTO加盟国中、中国に次いで二番目の数となっている。1995年1月から2010年10月にかけて、韓国は4件のセーフガード調査を開始し、乳製品及びニンニクに対して2件の措置を実施している。詳細は以下のリストのとおり。

表3-9 三か国により実施されたアンチダンピング、相殺関税及びセーフガード措置の現状に関する統計

	措置の内容	調査開始数	発動措置数
中国	アンチダンピング措置	182	137
	(対日本)	30	25
	(対韓国)	31	25
	相殺関税措置	3	1
	セーフガード措置	1	1
日本	アンチダンピング措置	6	7*
	(対中国)	1	1
	(対韓国)	1	1
	相殺関税措置	1	1
	セーフガード措置	1	0
韓国	アンチダンピング措置	111	70
	(対中国)	23	19

	(対日本)	16	12
	相殺関税措置	0	0
	セーフガード措置	4	2

出典：W T O

\*このうち1件については1995年以前に開始された調査の結果に基づき課されたもの。

中国は、将来の日中韓F T Aの下での貿易救済に係る規定を検討する上で、W T O協定が基本的な指針になると認識している。貿易救済措置を適用する上で、公正性と透明性を向上させるために、中国は将来の日中韓F T AにいくつかのW T Oプラスの要素を含める可能性について議論したいと考えている。また、中国は、日中韓F T A交渉において、W T Oプラスの要素の導入を検討するにあたっては、関連するW T O協定に沿った無差別適用の重要性を認識しつつ、規律の明確化や改善といった技術的論点に十分に対応し、解決すべきであるという点を指摘する。

日本は、国内産業保護のために貿易救済措置が誤用されるべきではないと考える。日本は、三国間で適用される二国間あるいは三国間セーフガード措置が日中韓F T Aの不可欠な要素であると考えており、誤用を防止するために二国間セーフガード措置の発動に係る詳細な手続（条件、調査、通報、措置の発動期間、協議、補償及び対抗措置等）が規定されるべきと考える。日本は、日中韓F T Aにおいて、W T O協定に基づくセーフガードに関する権利と義務が維持されるべきと考える。アンチダンピング税と相殺関税については、日本のこれまでのE P Aにおける立場は、W T O協定に基づく権利及び義務を再確認すれば十分というものであった。しかし、調査開始前の通報等のW T Oプラスの要素やゼロイングの明示的な禁止等の要素も検討の対象となりうる。

韓国は、F T Aにおける市場アクセス改善の恩恵を無効化あるいは減殺する方法で貿易救済措置が適用されるべきではないと考える。この点に関し、韓国は貿易救済措置の公正かつ透明な適用を向上させるW T Oプラスの要素をF T Aに含むことを支持する。これまでに締結したF T Aにおいて、韓国はゼロイングの明示的な禁止、レッサー・デューティー・ルール、調査に係る事前協議要求といったW T Oプラスの要素の導入に努め、いくつかの要素を導入することに成功してきた。セーフガード措置に関し、韓国はF T A相手国を適用対象から任意で除外することを支持する。最後に、韓国はいくつ

かの F T A において、二国間セーフガードに加え、農産品のセンシティブティに配慮し、農産品に特化した二国間セーフガードを含んでいる。

共同研究委員会は、貿易自由化と将来の日中韓 F T A の恩恵を損なうことなく、これを保証する効果的かつ透明な貿易救済制度の重要性に留意することが不可欠であるとの理解を共有する。また、同制度が究極的に三国間の貿易を促進する結果となることを確保することも重要である。それゆえ、将来の日中韓 F T A では、三か国は協力メカニズムの創設を含め、本件を扱うための様々な方途について追求する必要がある。

## 5. 2 将来の日中韓 F T A への提言

共同研究委員会は、中国、日本、韓国が、将来の日中韓 F T A のために以下の要素を考慮すべきであると提言する。

第一に、三か国は、W T O 加盟国として、W T O 協定の基本原則及び効果を然るべく考慮しつつ、同協定に基づく権利と義務を再確認すべきである。

第二に、三か国は特定分野の懸念に対処するため、日中韓 F T A の下で実施されるセーフガード措置の採用可能性についても議論すべきである。

第三に、三か国は、関連する W T O 協定に従った無差別適用等の技術的論点を扱う重要性を認識しつつ、貿易救済措置の透明性を向上し更にその要件を明確化するために、W T O プラスの要素を組み込む可能性につき議論すべきである。

最後に、三か国は、貿易救済措置に関連する事項に効率的に対処するため、効果的な連絡経路と協力的なメカニズムを設立すべきである。

## IV. サービス貿易

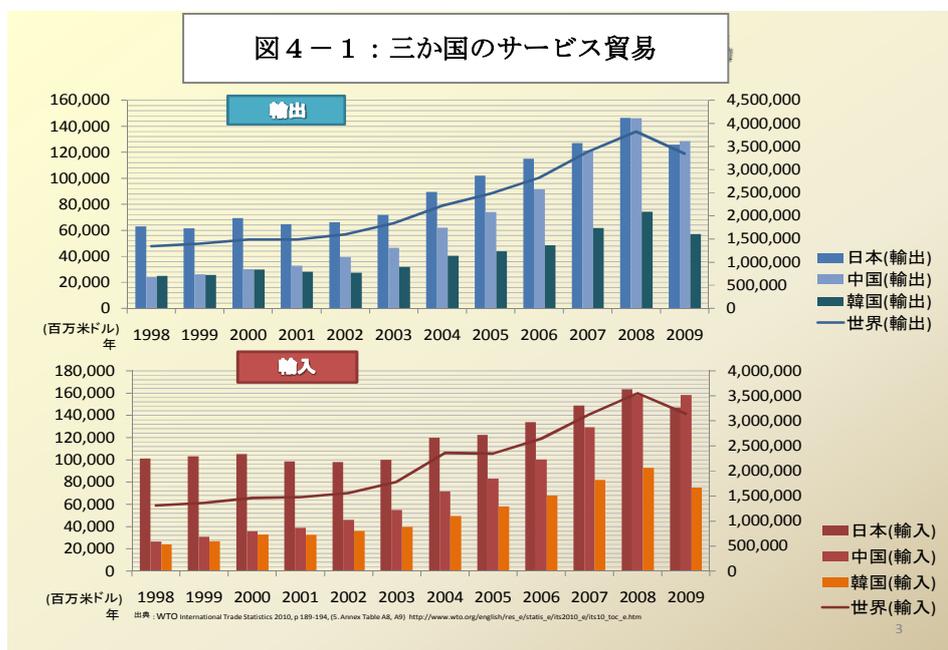
### 1. サービス産業及び三国間のサービス貿易の概況

#### 1. 1 概況

サービス分野は中国、日本及び韓国の経済の重要な一部であり、三か国の経済成長においてますます大きな役割を担ってきている。サービス分野は中国ではGDPの40%以上<sup>20</sup>、日本では同約80%<sup>21</sup>、韓国では同60%以上<sup>22</sup>を占めている。

この事実に照らし、中国、日本及び韓国はサービス貿易の発展を極めて重要視してきており、現在、中国、日本及び韓国のサービス貿易総額は世界でそれぞれ4位、5位及び13位<sup>23</sup>である。三か国の間の二国間サービス貿易は近年、着実かつ急速に増加してきている。

サービス分野が貿易及び投資全体の成長を支える重要なインフラであるため、GDPと貿易におけるサービスの割合は、さらに上昇することが期待されると共に、今後このような傾向が続き、さらに加速化することが非常に重要となっている。



<sup>20</sup> 中国国立統計局

<sup>21</sup> OECD StatExtracts

<sup>22</sup> OECD StatExtracts

<sup>23</sup> WTO Statistics Database

様々なサービスの分野の中で、特に日本及び韓国の金融サービス並びに中国のコンピュータ・情報サービスの輸出が急増していることが見て取れる。これらの分野は急速にそのシェアを伸ばしており、この傾向は続くと思込まれる。

三か国におけるサービス貿易総額は増加しているが、それにもかかわらず、統計は、他の有力なサービス輸出国とは違い、三か国全てがサービス貿易分野において赤字を抱えていることを示している。この事実は、三か国のサービス分野には、まだ改善の余地があることを示唆している。経済規模、技術水準、三か国が供給できるサービスの多様性や品質に鑑みれば、各国はそのような改善を十二分に行うことができる。

## 1. 2 中国のサービス産業と日本及び韓国とのサービス貿易

中国のGDPに占めるサービス分野の割合は、1980年の21.6%から2009年の43.4%<sup>24</sup>に上昇している。同分野における雇用は2009年に2億6,603万人にのぼり、中国の雇用全体の34.1%近くを占めた<sup>25</sup>。

サービス貿易総額は、2000年の664億米ドルから2010年には3645億米ドルに増加したが、中国のサービス貿易は1992年より1994年のみを除いて赤字となっている。2009年、世界金融危機のため、サービス貿易赤字は294億米ドルにのぼり、2010年は221億米ドルまで減少した。

表4-1 中国のサービス貿易（2000年～2010年，10億米ドル）

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
総額	66.4	72.6	86.2	102.0	134.5	158.2	192.8	252.3	306.0	288.4	364.5
輸入	36.0	39.3	46.5	55.3	72.1	83.8	100.8	130.1	158.9	158.9	193.3
輸出	30.4	33.3	39.7	46.7	62.4	74.4	92.0	122.2	147.1	129.5	171.2
収支	-5.6	-6.0	-6.8	-8.6	-9.7	-9.4	-8.8	-7.9	-11.8	-29.4	-22.1

出典：国際収支，国家外為管理局

中国の貿易に占めるサービス貿易の割合は、2008年においては10.67%に過ぎず、世界における貿易に占めるサービス貿易の割合を大きく下回っ

<sup>24</sup> China Statistical Yearbook 2010.

<sup>25</sup> China Statistical Yearbook 2010.

ていた<sup>26</sup>。

2009年の中国の商業サービス貿易輸出額は1,290億米ドルで世界全体の3.8%であったのに対し、同商業サービス貿易輸入額は1,470億米ドルで世界全体の4.7%であった。同年、中国の商業サービスの輸出額及び輸入額はそれぞれ世界5位と4位となった<sup>27</sup>。

中国のサービス貿易は、観光、運送及びその他の実務サービス等の伝統的な分野に集中しており、それぞれ2010年のサービス貿易輸出入総額の27.63%、26.75%、14.49%を占めている。それに比して、金融、通信、コンピュータ・情報サービス等の知識集約型サービス分野の貿易量は、いまだ小さく初期段階で、それぞれ2010年のサービス貿易輸出入総額の0.74%、0.63%、3.37%である。

中国と日本の二国間のサービス貿易は、2000年の65億2,700万米ドルから2008年には180億600万米ドルに増加しており、年間成長率は13.52%である。2008年の中国と日本の二国間のサービス貿易は中国の総サービス貿易の5.88%であった。2005年以前は二国間サービス貿易において、中国は黒字だったが、それ以降は常に赤字である。

表4-2 日中間の二国間サービス貿易（2000年～2008年、10億米ドル）

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
総額	6.527	6.302	7.086	8.981	13.069	15.069	14.685	16.322	18.006
輸入	2.350	2.346	2.758	4.146	6.440	7.065	7.577	8.168	9.082
輸出	4.177	3.956	4.328	4.835	6.629	8.004	7.108	8.154	8.924

出典：国連サービス貿易統計データベース(United Nations Services Trade Statistics Database <http://unstats.un.org/unsd/ServiceTrade>)

中国と韓国との間のサービス貿易もまた2000年の42億5500万米ドルから、2008年には225億4,700万米ドルに着実かつ急激に増加し、年間成長率は23.18%であった。2008年、中韓二国間のサービス貿易は、中国の総サービス貿易の7.37%であった。2006年以前は二国間のサービス貿易において、中国は黒字だったが、それ以降は常に赤字である。

<sup>26</sup> United Nations Service Trade Statistics Database, <http://unstats.un.org/unsd/ServiceTrade>

<sup>27</sup> WTO, International Trade Statistics 2010

表4-3 中韓間の二国間サービス貿易（2000年～2008年，10億米ドル）

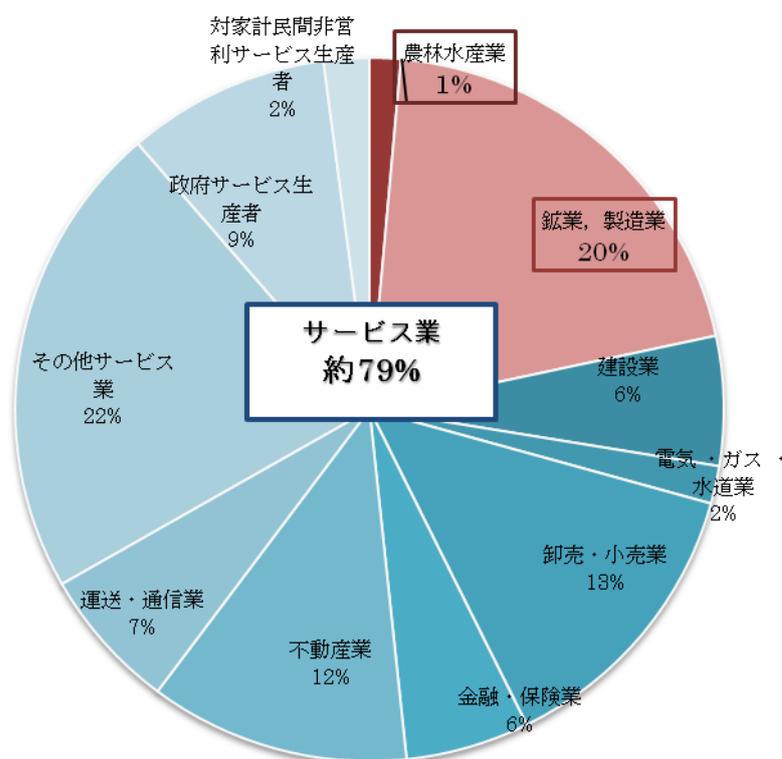
年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
総額	4.255	4.586	6.028	7.400	9.987	12.127	14.302	17.926	22.547
輸入	1.948	2.154	2.514	3.638	5.028	5.725	6.725	8.974	12.269
輸出	2.307	2.432	3.514	3.762	4.959	6.402	7.577	8.952	10.278

出典：国連サービス貿易統計データベース(United Nations Services Trade Statistics Database  
<http://unstats.un.org/unsd/ServiceTrade>)

### 1. 3 日本のサービス産業と中国及び韓国とのサービス貿易

日本のサービス産業は、日本の総GDPの約80%を占める。サービス産業中、その割合の大きい分野は、卸売・小売サービス、金融・保険サービス、運送・通信サービス及びその他のサービス活動である。

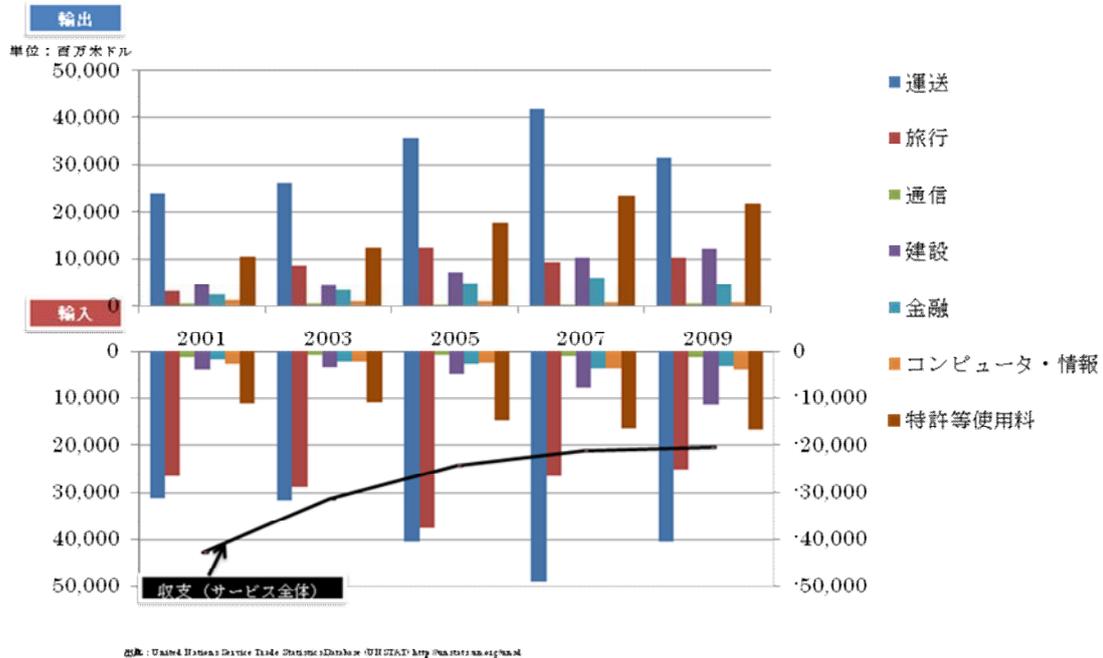
図4-2：GDPにおける経済活動別割合  
(2008年，時価)



データ出典：2008年4-(3)実質(連鎖方式)経済活動別GDP国民  
経済計算，内閣府経済社会総合研究所  
[http://www.esri.cao.go.jp/en/sna/kakuhou/kako/h20\\_kaku/22annual\\_report\\_e.html](http://www.esri.cao.go.jp/en/sna/kakuhou/kako/h20_kaku/22annual_report_e.html)  
(輸入品に課される税・関税，消費税及び銀行サービスの帰属利子を除く)

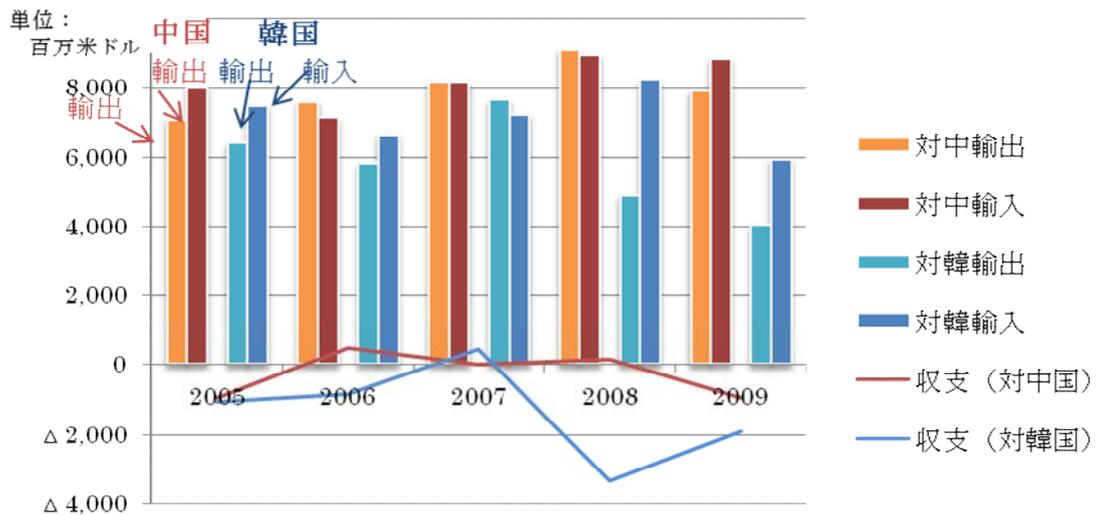
過去10年間の日本の分野別サービス貿易の変化について見ると、運送サービス、特許等使用料、建設業等の輸出が増加している。輸入に関しては、運送サービス、旅行サービス及び特許等使用料は減少している。いずれの場合においても、近年減少傾向にあるものの、日本のサービスにおける国際収支は常に赤字であった。

図4-3：日本の分野別サービス貿易



一方で、日本の対中国、対韓国のサービス輸出額及び輸入額は、過去8年間でいずれも大きく拡大しており、特に中国とのサービス貿易の増加が顕著である。しかしながら、中国及び韓国の双方に対して我が国のサービス貿易は赤字を示している。

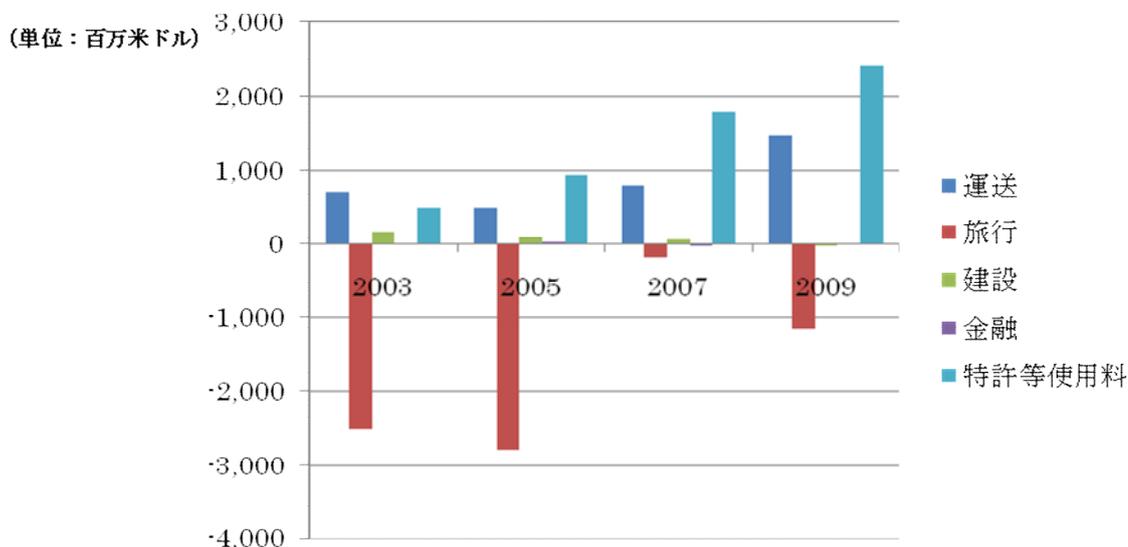
図4-4：日本の二国間サービス貿易（輸出、輸入、国際収支）



出典：United Nations Service Trade Statistics Database, <http://unstats.un.org/unsd/ServiceTrade>

日本の対中サービス貿易を分野別で見ると、特許等使用料及び運送の分野では黒字を示しているものの、旅行や金融サービスの分野では赤字を示している。

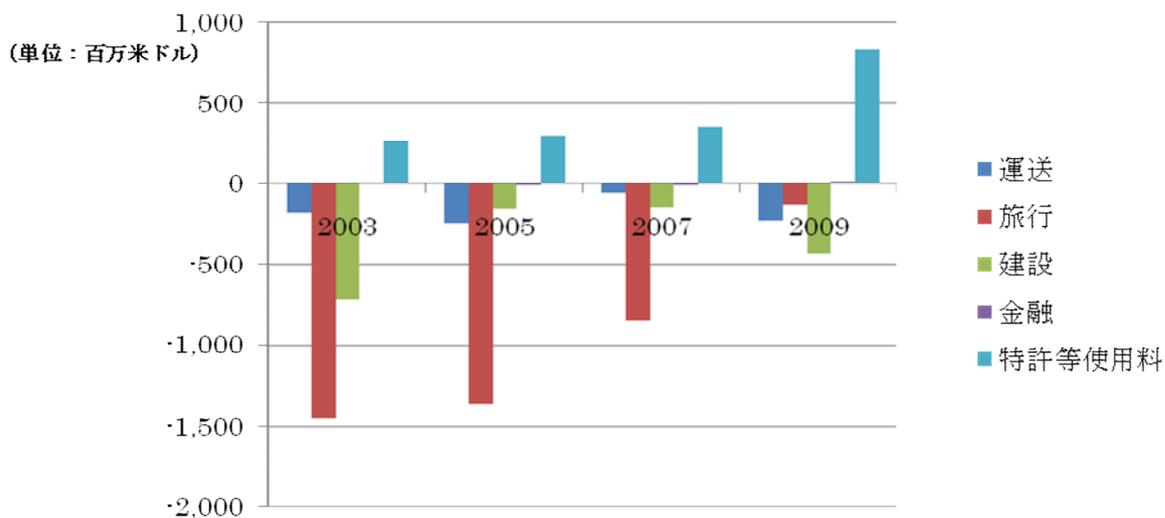
図4-5：日本の分野別国際収支（対中国）



出典：United Nations Service Trade Statistics Database, <http://unstats.un.org/unsd/ServiceTrade>

日本の対韓サービス貿易を分野別で見ると、特許等使用料や金融サービスの分野は黒字である一方、旅行、建設業及び運送を含む分野は赤字である。

図4-6：日本の分野別国際収支（対韓国）



出典：United Nations Service Trade Statistics Database, <http://unstats.un.org/unsd/ServiceTrade>

#### 1. 4 韓国のサービス産業と中国及び日本とのサービス貿易

韓国のサービス分野がGDPに占める割合は、2000年の57.3%から2009年には60.7%まで増加した。サービス産業は雇用全体のおよそ75%を担っている。同期間において、韓国のサービス貿易は639億米ドルから1342億米ドルに急増している。2009年に韓国のサービスの輸出と輸入は、それぞれ585億米ドル、757億米ドルを記録した。2000年以降、サービス貿易は継続的に赤字傾向を示している。2009年の韓国の主要なサービス貿易分野は運送（523億米ドル）、実務サービス（386億米ドル）、旅行（228億米ドル）であった。

中国と日本は韓国にとって第3位、第4位の貿易パートナーであり、韓国のサービス貿易において非常に重要なパートナーである。2009年の韓国の対中サービス貿易は177億米ドル、対日サービス貿易は155億米ドルに達している。韓国の第1位と第2位のサービス貿易パートナーは米国（322億米ドル）及びEU（239億米ドル）である。2009年において、中国及び日本を合わせた貿易の割合は韓国のサービス貿易全体のおよそ25パーセントであった。

表4-4 対中国・対日本のサービス貿易（2005～2009）（単位：百万ドル）

貿易パートナー		2005	2006	2007	2008	2009
中国	貿易収支	-677	-852	22	2,070	1,126
	輸出	5,724	6,725	8,974	12,671	9,441
	輸入	6,402	7,577	8,951	10,600	8,315
	貿易額	12,127	14,302	17,925	23,272	17,756
日本	貿易収支	-730	-1,841	-3,146	-195	1,148
	輸出	6,619	6,466	6,719	9,515	8,351
	輸入	7,349	8,307	9,865	9,711	7,203
	貿易額	13,969	14,774	16,584	19,227	15,555

出典：韓国銀行

## 2. 三か国のサービス貿易に影響を与える通商政策

### 2. 1 三か国のサービス貿易に影響を与える中国の通商政策

中国のWTO加盟以来、中国政府はサービス市場を自由化するための効果的な措置をとってきた。また、中国はサービス貿易における法的管理の枠組みを実質的に形成してきた。サービス貿易分野におけるWTOの全ての市場アクセスに関する約束は、特定分野における法律、行政規則及び省令の改正及び導入により実施されてきている。外国のサービス提供者に対する市場アクセスのレベルは極めて改善されてきた。中国は、155分野のうち93分野<sup>28</sup>の約束をしており、これはWTOのサービス分野別分類リストの60%にあたる。発展途上国としての中国の状況を考慮すると、中国はサービス分野の自由化において顕著な努力と進歩を遂げてきている。

「中華人民共和国のWTO加盟に関する議定書」の規定は、越境取引、海外における消費、業務上の拠点及び自然人の移動に関する詳細な規則を含め、サービス分野に関する中国の国内法の主要な原則を確立してきた。中国におけるサービスの更なる自由化は漸進的かつ管理可能な方法で継続すると予想されていることは注目される。

一方、中国に入学、通過又は居住する外国人は、外国人出入国管理法が規定する手続に従わなければならない。外国人従業員の場合、雇用認可の申請は、中国の外国人の雇用と管理に関する規定に従い、提出されなければならない。

### 2. 2 三か国間サービス貿易に影響を与える日本の通商政策

日本は常にWTOの下で自由市場政策に強くコミットしてきており、また、W/120分類リストの72%にあたる155分野のうち112分野<sup>29</sup>において約束を行い、サービス分野における高いレベルの自由化を達成してきている。

規制改革は、あらゆる業種において競争力と成長を促進するための、最も喫緊の課題の一つであるが特にサービスについてはそうである。必要な規制改革に向けた議論を加速するため、行政刷新会議の下、2010年3月に設立された「規

<sup>28</sup><http://stat.wto.org/CountryProfile/WSDBCountryPFView.aspx?Language=E&Country=CN,JP,KR>

<sup>29</sup><http://stat.wto.org/CountryProfile/WSDBCountryPFView.aspx?Language=E&Country=CN,JP,KR>

制制度改革についての分科会」は、人材、運送、金融、IT、住宅及び土地などの分野で必要な規制改革に向けた議論を推進している。議論の結果を踏まえて、内閣は、2011年4月にグリーン・イノベーション分野（環境及びエネルギー分野）及びライフ・イノベーション分野（医療、介護福祉サービス分野）を含む5分野における規制制度改革のための短期及び中期計画を設定した「規制制度改革に関する原則」を閣議決定した。この原則の実施は、適切に見直され行政刷新会議に報告される。

日本の経済及び社会の活性化と国際化の観点から、日本は専門的・技術的分野における外国人の受入れを積極的に推進している。そのような外国人の受入れにおいて、日本は外国人労働者の最大人数を設けておらず、労働市場テストも行っていない。

さらに、日本は現在、「新成長戦略」（2010年6月に閣議決定）の下、優秀な職歴及び実績を有する外国人に出入国管理上の優遇措置を与える「ポイント制」の導入の可能性を検討している。このシステムを通じて、多くの優秀かつ熟練した専門家を日本に惹きつけることが期待されている。

一方、日本に入国、通過又は居住する外国人は、出入国管理及び難民認定法に規定される手続に従わなければならない。この法律に基づいて、原則として、日本に入国して就労を希望する外国人は、従事しようとしている活動の種類に応じて日本政府が発給した有効な査証を所持することが必要とされる。

## 2. 3 三か国のサービス貿易に影響を与える韓国の通商政策

韓国はWTOウルグアイ・ラウンド交渉、OECDへの加盟及びアジア金融危機における数々の重要な局面の後、サービス制度に関する顕著な規制撤廃及びサービス市場の開放を行っている。GATSの下で、韓国はW/120分類リストに列挙された155分野のうち63%を占める98分野<sup>30</sup>において約束をしている。韓国は数々の二国間FTAやWTOドーハ・ラウンド交渉（DDA）における約束に従って、現存する多くの制限や制約を、必要に応じて、合理化又は撤廃する取組も行っている。

韓国は1998年に外国人投資促進法（FIPA）を導入して以降、ネガティ

---

<sup>30</sup><http://stat.wto.org/CountryProfile/WSDBCountryPFView.aspx?Language=E&Country=CN,JP,KR>

ブ・リスト方式に基づき、サービス分野の自由化を行っている。同法に従って、韓国政府は、外国投資が制限又は禁止されている分野のリストである、いわゆる「外国人投資統合公告」を毎年発表している。韓国は外国投資に関する国内法においてネガティブ・リスト方式を採用していることから、明示的に除外されているサービス分野以外は、外国人投資家やサービス提供者に開放されている。自由職業、医療、健康、通信、流通、教育、多数の金融及び運送といったサービス分野は制限もしくは禁止されている。

韓国に入学、出国又は居住する外国人は、出入国管理法とその施行令及び施行規則に定められた手続に従わなくてはならない。全ての外国人従業員は、同法に従って就労ビザの発行を受けなければならない。

### 3. 他のFTA・EPAにおけるサービス貿易

#### 3.1 中国のFTAにおけるサービス貿易

現在、中国は10のFTA<sup>31</sup>に署名をしており、そのうちの5つにおいてその不可欠な要素としてサービス貿易に関する約束をしている。ニュージーランド、シンガポール、ペルー及びコスタリカとの協定ではサービス貿易が不可分の章として含まれる一括受諾方式が採用されたが、他の協定では段階的に協議が行われ、サービス協定が物品貿易協定発効後に締結された。

中国のWTO加盟時の約束と比べて、FTAの枠組みの下での全てのサービスの約束は、実務サービス、建設及び関係する技術サービス、環境サービス並びに運送サービスのような特定の分野又は小分野での、業務上の拠点に関するより自由化された約束を含め、一層の漸進的な自由化を具現化した。さらに、中国はWTO加盟時の約束には含まれていないスポーツ・娯楽サービス、経営コンサルティングサービス、市場調査・世論調査サービス、輸送機器の保守・修理サービス等のいくつかのサービス分野又は小分野についても約束している。

一方で、FTAのパートナーも協定に基づいて資本、人材及び専門家の移動を

---

<sup>31</sup> FTAは以下のとおり：中国・ASEAN・FTA、中国・ニュージーランドFTA、中国・チリFTA、中国・パキスタンFTA、中国・シンガポールFTA、中国・ペルーFTA、中国・コスタリカFTA、中国・香港特別行政区及び中国・マカオ特別行政区の間のCEPA（経済連携緊密化取決め）、中国・台湾の間のECFA（経済協力枠組み協定）。

より促進するため、中国に対しWTOにおける約束と比較して更なる特惠待遇をいくつかの分野及び小分野で与えている。中国・ニュージーランドFTAにおいては、第4モード（自然人の移動）は独立した章として扱われ、同章において特定の職業の就労許可証発給について規定している点は留意すべきである。

中国のこれまでのFTAパートナーとのサービス協定においては、約束のスケジュールに関し、市場アクセス(MA)及び内国民待遇(NT)の欄に制限と障壁を記載するポジティブ・リスト方式を採用している。中国のFTAのサービス協定・章のサンプル条文は、GATSモデルに沿ったものでもあった。

### 3. 2 日本のEPAにおけるサービス貿易

日本は13のEPA<sup>32</sup>を締結しており、そのうち12は発効済みである。ASEANとの協定を除くこれら全てのEPAにサービス章が含まれている。ASEANとのEPAのサービス章については、現在交渉中である。

これらの全てのサービス章は、最恵国待遇、内国民待遇、市場アクセス及び現地における拠点（商業拠点設置要求の禁止）について規定している。ネガティブ・リスト方式を採用した日本のEPAのうち、メキシコ及びチリとのEPAは、日本のEPA締結の取組の初期段階に発効したため、市場アクセス義務の代わりに現地における拠点が規定されている。同様にネガティブ・リスト方式を採用したスイスとのEPAでは、日本は初めて市場アクセス義務を導入し、この義務についても適合しない措置のリストの対象とされた。ペルーとのEPAでは、サービス章において市場アクセス義務及び現地における拠点に関する義務の双方を規定するとともに、これらの義務に適合しない措置について、内国民待遇及び最恵国待遇に関する義務に適合しない措置とともに留保表に記載している。

日本は経済界にとって、EPAが十分な範囲をカバーし、可能な限り透明かつ利用しやすいものとなるよう、サービス章と投資章の留保表を統合したネガティブ・リスト方式をとることを支持する。さらに、日本は、過去のEPAにおいて、サービス貿易章をビジネスの基盤として強化するため、電気通信サービス及び金融サービスについて独立した章又は附属書を設けることを提案してきた。日本は

---

<sup>32</sup> 13のEPAは以下のとおり：日・シンガポールEPA、日・メキシコEPA、日・マレーシアEPA、日・チリEPA、日・タイEPA、日・インドネシアEPA、日・ブルネイEPA、日・ASEAN包括的経済連携協定、日・フィリピンEPA、日・ベトナムEPA、日・スイスEPA、日・インドCEPA（包括的経済連携協定）、日・ペルーEPA。

また、締約国間の長期にわたる連携を確保するために、内国民待遇、市場アクセス及び最恵国待遇の義務に関するスタンスティル及びラチェット条項を設けることにより、将来のパートナーの経済成長から生じる変化やニーズに対応するためのビルトインによる発展的なメカニズムを導入することに重点を置いている。

### 3. 3 韓国のF T Aにおけるサービス貿易

韓国は、チリ（2004年4月発効）、シンガポール（2006年3月発効）、E F T A諸国（2006年9月発効）、A S E A N（サービス貿易分野は2009年5月発効）、米国（2007年6月30日署名）、インド（2010年1月発効）、E U（2011年7月発効）及びペルー（2011年8月発効）とF T Aを締結している。自由化の方式については、韓国は柔軟に対応している。A S E A N, E F T A及びE UとのF T AではG A T S方式を採用する一方で、チリ、シンガポール及び米国とのF T Aではネガティブ・リスト方式を採用している。

韓国はF T Aの越境サービス貿易章において、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、現地における拠点等の義務を要求しており、さらに、韓国はサービス貿易を促進するに当たっての承認規定の重要性を認識し、F T Aにこの点を扱う具体的な規定を含めている。

韓国は、サービス貿易の自由化によって得られる双方の利益の最大化を目指し、最低でも、相互主義に基づくW T Oドーハ・ラウンド交渉の自由化水準を追求するよう努めてきた。F T Aによって達成された自由化水準には一定程度の相違があるものの、韓国は、サービス貿易を増加させるためのみでなく、サービス産業の競争力強化のためにもF T Aを通じてサービス分野における自由化を追求するという基本的立場を維持してきた。

## 4. 将来の日中韓F T Aがサービス貿易に及ぼす全体的な影響

### 4. 1 将来の日中韓F T Aがサービス貿易に及ぼすと予想される全般的な影響

世界経済におけるサービス貿易量は急激に増加している。サービスは世界貿易における最大のダイナミックな構成要素となっており、2008年には世界の総

貿易量の19.2%を占めるまでになった。それゆえ、サービス貿易は一層重要性を増している。WTO加盟国がWTOドーハ・ラウンド交渉の文脈においてサービス貿易をさらに拡大させるべく多国間交渉に積極的に参加しており、その一方で中国、日本、韓国を含む多くの国々がFTAやEPAの交渉にも積極的であるのは、このような理由によるものである。

サービス貿易の自由化は、競争力の向上、消費者及び生産者の全般的な福利の蓄積、生産要素の変化によって、三か国の国内経済に刺激を与えうる。その当然の帰結として、FTAの文脈におけるサービス貿易の自由化は、輸出者に追加的な費用を課し、その競争力を損なうような障壁を撤廃するよう交渉すべきである。交渉の過程において関心や懸念が適切に扱われれば、三か国間のFTAは、共通の利益となるサービス貿易の拡大に寄与するであろう。

障壁を撤廃し透明性を高めることで、あり得べき日中韓FTAは相互協力、市場アクセス、物品、資本、個人、技術の移動及び貿易円滑化に貢献しその機運を高め得る。将来の日中韓FTAは国境を越えた資源配分プロセスを最大限活用することにより、費用や価格の低下を助け、効率化やイノベーションを増進し、提供されるサービスを多様化し、その結果、サービス品質の向上をもたらすであろう。商用関係者の移動の円滑化もまた、サービス分野の全般的な発展を促進する。

加えて、サービス分野における生産性向上の利益は、他の産業部門にも浸透する。特に製造業は、サービス貿易の自由化によって大きな恩恵を受けるだろう。中間材として機能するサービス（自由職業サービス、実務サービス、通信サービス、金融サービス、運送サービス）の費用が著しく下がるからである。それと同時に、商用目的の入国及び短期滞在のための査証手続の利便性向上といった自然人の移動に係る条件が向上すれば、技能や人材の流れが拡大し、三か国に共通の利益をもたらすであろう。

一方、三か国がサービス貿易において全体的に赤字を計上していることに鑑み、中国、日本及び韓国は、サービスにおいて相対的に不利な状態を共有していることも指摘されるべきである。日中韓FTAの枠組みでは、更なる自由化によって、それぞれの国内市場におけるサービス分野、特に金融、電気通信、建設サービスのように公共サービスと実務サービス双方を提供している分野の競争力を高めることが期待されている。日中韓FTAの枠組みにおける将来の協力は、三か国のサービス分野が輸出志向分野として成長することを後押しする可能性もある。

日中韓F T Aで強化された経済協力は、三か国の福利だけでなく、A P E Cのような地域協力の仕組みにおける貿易及び投資の自由化や円滑化への取組みにも寄与し、経済的に統合された地域への重要な道筋として貢献する可能性がある。

#### 4. 2 日中韓F T Aの個別サービス分野への影響と地域協力の強化

日中韓F T Aの下で三か国全てが共有可能な経済的利益を創出するためには、三か国がお互いの競争関係だけでなく相互補完関係も認識しておくことが重要である。例えば、日中韓F T Aに関する過去の共同研究において、中国は旅行及び通信サービス、韓国は建設、金融及び運送サービス、日本は特許等使用料において比較優位があるとの報告がなされている。このことは、三か国間のサービス貿易がそれぞれの国の競争力のある分野を相互に強化するものであることを示唆している。

さらに、透明性や利便性の向上の観点からは、三か国が三国間の健全なサービス貿易に影響を及ぼす可能性のある要素を特定することを通じて、お互いのビジネス環境を知ることが重要である。この意味において、産業界が相手国市場へ参入し事業を展開するための関連法や規制を特定し、安定性や予見性を享受することができれば、三か国間のサービス貿易の促進に寄与するであろう。

同時に、三か国間の強力な連携の基礎を固めるため、ビルトインによる見直しのメカニズムを導入し、パートナーがその他の二か国の産業界に対して第三国との対等な競争条件を与える努力をすることが不可欠である。

さらに、サービス分野において高いレベルの約束をすることは、物品貿易と同様に投資も促進することにつながるだろう。三か国間では、サービス貿易の自由化は物品貿易の市場拡大と投資の流れの促進のための基礎を成すだろう。

観光サービス、文化及び娯楽サービスといった重要分野を促進することで、日中韓F T Aは、三か国の人々の間の相互理解や友好関係を深める一助となるだろう。

### 4.3 更なる自由化の優先分野と将来の日中韓F T Aにおけるセンシティブ分野

日中韓F T Aにおける更なる自由化のための優先分野に関しては、中国は自由職業サービス、環境サービス、宇宙輸送及び医療サービスに重点を置いている。また、第4モードにおいて資格を有するサービス提供者への更なる特惠待遇を追求することについても、極めて重要視している。中国経済及び同国内サービス分野が発展段階にあることを考慮し、中国は、金融サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、建設サービス、放送及び出版サービス並びに音響映像及び娯楽サービスといったセンシティブ分野にはしかるべく配慮すべきであると考えている。

これに対し、日本は、三か国間のサービス貿易に関して、大きな成長の可能性があり、三か国の経済成長に一層寄与できると考えている。金融サービス、ICT及びその関連サービス（電気通信及びコンピュータ関連サービスを含む。）、音響映像及び娯楽サービス（映画、音楽、ゲーム、アニメ、ドラマ及びコンテンツサービス）、流通、建設、建築、エンジニアリングサービス、海運サービス及び民間教育産業に重点を置いている。しかしその一方で、日本は、放送サービス、私立学校が提供するものを含めた公的教育サービス、保健医療サービス、宇宙空間への打ち上げサービス、エネルギー関連サービスといったセンシティブ分野には然るべく配慮すべきであると考えている。

韓国は、法律サービスを含む自由職業サービス、金融サービス、電気通信サービス、音響映像及び娯楽サービス（映画、音楽、ゲーム、アニメ、ドラマおよびコンテンツサービス）、流通サービス及び建設サービスの自由化に非常に重点を置いている。しかし、サービス分野の自由化の過程において、保健医療サービス、社会サービス、環境サービス、エネルギーサービス、放送及び出版サービス、教育サービスといったセンシティブ分野は然るべく配慮されるべきであると考えている。

## 5. 将来の日中韓F T Aへの提言

サービス貿易の障壁の削減が三か国全てに対して経済的にプラスの影響を与えることに鑑み、本共同研究は、中国、日本及び韓国が日中韓F T Aを締結することによって協力を強化し、三か国間のサービス貿易を促進することを勧告する。

中国、日本及び韓国の間でのサービス貿易が非常に大きな成長可能性を有するとの観点から、また、日中韓F T Aを21世紀型の経済連携協定のモデルとし、三か国間の協力の強固な基礎とすることの重要性に鑑み、共同研究委員会は、国籍に基づく無差別待遇に関する実質的な規定を将来の日中韓F T Aに含めることが、三か国の経済的利益になるという見解を共有した。

また、日中韓F T Aの文脈におけるサービス貿易は、それぞれの当事国の特にセンシティブな分野に然るべく配慮しつつ、輸出業者への追加的な費用の賦課及び競争障壁といった現存する貿易障壁を取り除くような方法で交渉されるべきであることも提言された。

将来の日中韓F T Aにおける各国の約束及びルールはG A T Sを超えるものであるべきである。日中韓F T Aの範囲は、広範なサービス分野及びサービス提供モードをカバーし、可能な限り包括的でなければならない。

約束の方式に関しては、共同研究委員会は徹底的に議論を行い、様々な種類の手法によって獲得し得る潜在的利益に関する意見交換を十分に行った。

日本と韓国は、現行の措置の透明性を高め法的予見性を確保することを通じて産業界によるパートナーへの投資のインセンティブを創出するため、ラチェット条項を備えたネガティブ・リスト方式がサービス貿易の自由化にとってより好ましいことを提言する。

さらに、協定を可能な限り利用しやすいものとするために、日本と韓国は、三か国が投資章に関しネガティブ・リスト方式で約束するという前提の下、サービス貿易と投資の統一の留保表を作成することが重要であると提言する。

中国は、三か国間で経済構造、発展段階及びサービス貿易の監督体制に実質的な違いがあることに鑑み、将来の日中韓F T Aにはポジティブ・リスト方式がより適切と考えられると提言する。さらに、中国は、サービス分野の更なる自由化の共通の基盤として役立ち得るという理由で、G A T S方式を将来の日中韓F T Aのひな形とすることが好ましいと指摘する。

さらに、日本と韓国はサービス貿易章をビジネスの基盤として強化するために、電気通信・I C T及び金融サービスの独立章又は附属書を採用することを提言する。特に、技術の進歩によってめざましい発展を遂げた電気通信・I C T分野の

効率的なルールを作ることが、21世紀のサービス貿易を促進するために極めて重要である。中国は、自然人の移動は三か国間の貿易と投資をさらに促進する触媒としての役割を果たすという理由で、自然人の移動に関する独立章が人材及びサービス提供者の移動をさらに促進するための追加的約束を行うために不可欠であると提言する。

また、将来の地域の経済成長から生じる変化やニーズに三か国が対応できるようにするため日中韓FTAがビルトインによる発展的なメカニズムを備えることも非常に重要である。この点において、共同研究委員会は、更なる自由化のためのビルトインの見直しプロセス及び三か国間で平等に、自由化の進展を共有するためのメカニズムを含むことの重要性を認識した。

日本と韓国は、そのようなメカニズムは、内国民待遇、市場アクセス、現地における拠点、最恵国待遇などの規律及びこれらの義務に対するラチェット条項によって実現され得るものであり、そのことにより三か国間の長期にわたる連携が確保されると提言する。一方、中国は、見直し条項が漸進的に自由化の範囲を拡大する十分な機会をパートナーに提供することを提言する。

また、交渉段階において、三か国が他の国や地域に前向きなメッセージを伝えるだけでなく、三か国における更なるサービス貿易の自由化に向けた国内改革を一層促進するような長期的な目標を設定するよう努力すべきであることも勧告された。

共同研究委員会は、三か国が上記で言及された課題に関する議論を交渉と並行して続けることを提言する。同時に、それぞれの市場の現状と約束、国内法や規則及び自由化プロセスに関する知識を深めるために、所管官庁と産業界が交渉を通じて頻繁な情報交換を行い、相互理解を強化するよう奨励する。

## V. 投資

### 1. 投資フローの概観

#### 1. 1 中国

中国の対外直接投資は、2010年には1,057億米ドルを記録するまでに増加した。中国の実際に活用された対外直接投資額の累計総額は、2010年末までに5,788億米ドルにまで達し<sup>33</sup>、中国は途上国中最大の対外直接投資受入国となった。中国に投資を行っている上位10か国及び地域（海外資本投資の実行額による算出）は、香港、英国領バージニア諸島、日本、米国、台湾、韓国、シンガポール、ケイマン諸島、ドイツ及びイギリス（2010年12月現在）である。

日本と韓国は共に、中国への対外直接投資の最も重要な担い手である。中国商務部の最新の統計によれば、日本の対中直接投資は2004年（62億5,000万米ドル）がピークであり、以降全般的に下降傾向にある。日本の対中直接投資は、それぞれ2009年に41億1,000万米ドル、2010年に40億8,000万米ドルであった。2010年末には日本の対中累積直接投資は736億米ドルに達した。韓国の対中直接投資は、日本と類似の傾向にあり、2005年（51億7,000万米ドル）がピークであり、それ以来縮小している。韓国の対中直接投資は、それぞれ2009年に27億米ドル、2010年に26億9,000万米ドルであった。2010年末には韓国の対中累積直接投資は473億米ドルに達した。

対外直接投資が中国へ向かう一方で、中国による対外直接投資も近年急増している。中国のネットの対外直接投資のフローは、2009年に565億3,000万米ドルに達した。2009年末までに1万2,000件近くの国内投資主体が約1万3,000社の海外進出企業を設立し、世界の177か国及び地域へ進出しており、累積対外直接投資額は2,457億5,000万米ドルとなっている。「世界投資報告書2011」<sup>34</sup>によれば、2010年に中国の対外直接投資のフローは世界全体の5.1%、同ストックは1.4%のシ

<sup>33</sup> The World Investment Report 2011

<sup>34</sup> UNCTAD (2011)

エアをそれぞれ占め、世界全体において第6位（香港を除く）、途上國中第1位となった。2009年末までにおいて、中国の累積対外直接投資のストックの上位10位の国及び地域は、香港、英国領バージニア諸島、ケイマン諸島、オーストラリア、シンガポール、米国、ルクセンブルク、南アフリカ、ロシア及びマカオである。

日本と韓国からの対外直接投資の流入額と比べれば、中国からこれら二か国への対外直接投資額は極めて少なく、とりわけ日本への投資は少ない。中国商務部の統計によれば、中国の対日直接投資額は、それぞれ2008年に5,862万米ドル、2009年に8,410万米ドルであった。2009年末までにおいて、中国の対日累積直接投資額は6億9,286万米ドルに達した。中国の対韓直接投資額は、それぞれ2008年に9,691万米ドル、2009年に2億6,512万米ドルであった。2009年末時点で、中国の対韓累積直接投資額は12億1,780万米ドルに達した。

## 1.2 日本

2010年の日本への対内直接投資総額は、12億5,000万米ドルであり、対内直接投資のストックの総額は、2,148億米ドルである<sup>35</sup>。日本政府は、日本への直接投資を呼び込むため努力してきた。2010年の日本への累積対内直接投資は対2000年比で約4倍まで増加している。2010年時点で、ストックから見た対日投資上位5か国・地域は、米国（725億米ドル）、オランダ（369億米ドル）、フランス（192億米ドル）、ケイマン諸島（188億米ドル）及びシンガポール（139億米ドル）であった<sup>36</sup>。中国と韓国からの直接投資はいまだに少なく、同年の中国からの投資は4億米ドル、韓国からは18億米ドルであった。

日本は海外投資にも積極的である。2010年、日本の対外直接投資額はフローで563億米ドル、ストックで8,310億米ドルであった<sup>37</sup>。日本の所得収支は6年間連続で貿易収支<sup>38</sup>を上回っており、日本の対外投資は貿易よりも重要な役割を果たしている。

<sup>35</sup> UNCTAD, World Investment Report 2011 ANNEXES p187-191

<sup>36</sup> JETRO, 日本の国・地域別総投資流入（国際投資状況）

<sup>37</sup> UNCTAD, World Investment Report 2011

<sup>38</sup> 2010財政年度において、日本の所得収支は約1兆1,000億円、他方貿易収支は6兆5,000億円であった。

ストックから見た2010年の日本の投資先上位5か国・地域は、米国（2,518億米ドル）、オランダ（760億米ドル）、中国（665億米ドル）、ケイマン諸島（626億米ドル）及びオーストラリア（399億米ドル）であった<sup>39</sup>。

日本の対韓直接投資は2003年の日韓投資協定発効以来、劇的に増加してきており、2009年にはストックで対2003年比で2.3倍となる140億米ドルに達した。

中国及び韓国はすでに重要な対外直接投資先となっているが、日本の両国への対外直接投資は、2010年の日本の対外直接投資総額のうち、12.7%（対中国）、1.9%（対韓国）を占めたものの、地理的近接性や貿易関係に鑑みれば、まだ低い。

### 1.3 韓国

2010年、韓国への対外直接投資流入額は131億米ドルとなった。韓国への累積投資額が大きい主な国は、米国（488億米ドル）、日本（260億米ドル）、オランダ（200億米ドル）、イギリス（107億米ドル）及びドイツ（92億米ドル）である。中国も韓国への主要な投資元となりつつあり、2010年の投資額は4億1,400万米ドルを記録し、2000年の7,600万米ドルから目覚ましく増加した。中国からの累積投資額は、31億米ドルに上る（1962年～2010年）<sup>40</sup>。

2010年の韓国の対外直接投資は、331億米ドルに達した。中国は韓国の最大の投資先である。1992年に両国の国交が結ばれて以来、韓国の対中直接投資は、著しく増大し、1991年に8,500万米ドルであったものが2010年には39億米ドルに達した。過去30年間（1980年～2010年）の中国への総投資額は、454億米ドルに上る。その他の主な投資先は米国（428億米ドル）、香港（113億米ドル）、ベトナム（131億米ドル）及びイギリス（96億米ドル）である。日本も韓国の重要な投資先である。過去30年間の韓国の対日直接投資の累積額は、41億米ドルである。加えて、韓国の対日投資は、ここ10年の間に2001年の9,580万米ドルから2010年には3億4,500万米ドルへと、着実に伸びてきて

<sup>39</sup> JETRO, 日本の国・地域別総投資流入（国際投資状況）

<sup>40</sup> Korea EXIM Bank, Ministry of Knowledge Economy of Korea

いる。

#### 1. 4 三か国の投資フロー

三か国の経済規模と地理的近接性にもかかわらず、域内投資は相応の水準に達していない。2009年の域内投資フローは113億米ドルであり、世界の対外直接投資の1%であった<sup>41</sup>。三国間の域内投資の比率は依然として低い水準に止まっており、また、域内貿易比率がかなり安定しているのに比べ激しい変動を示してきた。域内投資比率は、2004年には対内直接投資の19.8%、対外直接投資の22.7%を占めていたが、2009年には対内直接投資の6.3%、対外直接投資の6.8%の水準にまで落ち込んだ。これらの統計は、この地域内の対外直接投資が増加する大きな潜在力があることを示している<sup>42</sup>。

概して、三か国のうちそれぞれ二国間における投資フローにおいては、以下のパターンが見受けられる。

中国については、2010年末までに中国の対日直接投資は11億1,000万米ドルに上り、2011年1月から10月の中国の対日直接投資は9,590万米ドルに達し、その内の大部分は小売業、製造業、運送及び倉庫業、実務サービスに集中している。中国の対韓直接投資について、2010年末までの中国の対韓累計直接投資は6億3,700万米ドルとなり、2011年1月から10月の対外直接投資フローは3,970万米ドルに達し、その内の大部分は、商業、海運業、銀行業及びいくつかの製造業に集中している。

日本の対中直接投資は、2009年に停滞傾向を示したものの、2010年には再び17.4%増加し、不動産業、卸売業、小売業、リース業、実務サービスといった非製造業分野において好調な伸びを見せた。製造業部門のシェアは46.9%に低下した<sup>43</sup>。日本の対韓直接投資は、2011年上半期に45.6%増加した。電子・電気機器の素材・部品といった製造業分野（20.3%の増加）にとどまらず、金融・保険、卸売・小売などのサービス分野（6

---

<sup>41</sup> 2009年の世界の総対外直接投資：1兆1,140億米ドル（UNCTAD stat）

<sup>42</sup> 例えば、米国、カナダ、メキシコの域内投資は、自由化型の投資章を採用したNAFTA締結の後、40%に達した。自由な資本移動を確保する統合市場を形成したEUの域内投資は、1998年～2008年の期間に40%から55.7%に上昇した。

<sup>43</sup> 中国統計月報

2.3%の増加)も主要な分野である<sup>44</sup>。

韓国の場合、2010年末までの対中直接投資額は448億米ドルに達し、また、総投資額の75.5%は製造業分野に集中している。2006年には19.4%にすぎなかった非製造業分野の割合は増加し続け、2010年には29.5%になった。主なサービス分野は、金融・保険、流通及び建設サービスである。2010年末までの韓国の対日直接投資額は39億米ドルに上り、その直接投資のうち86.8%が不動産、流通、運送・及び倉庫サービスを含むサービス分野に向けられていた。

## 2. 三か国の外国投資に関する法的枠組み

### 2.1 中国

過去30年間、中国政府は海外投資に関する包括的で透明な法的枠組みを段階的に構築してきており、これらはとりわけ中国のWTO加盟以降改善されてきた。中国への対内直接投資は、合弁企業、合作企業、独資企業の三種に分類される。対内直接投資に関する産業政策は、主に外商投資産業指導目録に詳細に示されている。同目録によると、中国における外国企業の投資事業は、奨励類、制限類、禁止類に分けられる。これらのリストに含まれないものは、許可類の投資事業とみなされる。中国は、時宜にかなった適切な目録の修正を通じ、開放度と海外投資活用の質を向上させることを目指して、積極的かつ合理的に海外投資フローを導こうとしている。

現在、中国における外国企業の投資事業は、それぞれ投資の分類や価額に応じて中央政府又は地方政府の審査を受ける必要がある。近年、審査手続の簡素化に向けて継続的な努力が行われている。

公平な税賦課の確保、公正な競争の促進、健全な市場と投資環境の創出を目指し、中国は、2010年12月1日に国内企業及び外資系企業への課税の統一を実現した。その一方で、中国は現在もなお様々な形で海外投資促進のための政策及び活動を実施してきている。例えば、中西部地域では、優先分野への外国投資事業は優遇措置を受けることができる。農業、林業、畜産業、水産業、重要な公共インフラの事業運営、環境保護、エネルギー・水資

---

<sup>44</sup> 韓国知識経済部

源の節減及び技術移転から生じる外国企業の所得に関する企業所得税は、減免され得る。いくつかの省政府や地方政府も、外国投資サービスセンター、経済技術開発区や保税地区を設置したり、外資系企業に対し、地方税、研究開発（R&D）、人的資源、土地利用等に関して更なる便宜や優遇を図ることを通じ、投資環境の改善のため大いに努力してきている。

## 2. 2 日本

概して、日本はほとんどの分野において、原則として外資を歓迎している。対内直接投資に関する日本の法的枠組みについて、外国為替及び外国貿易法は、日本への対内直接投資に関する全般的な手続を規定しており、それはOECDのルールと完全に適合する。原則は事後報告方式であり、その一方で、（i）国の安全、公の秩序及び公衆の安全に関わる場合、（ii）「国民経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」可能性がある分野に関わる場合といった、限られた分野において、事前の届出を要求している。

上記の手続のほかに、対内直接投資に関する特定分野の規制は、日本電信電話株式会社法、船舶法、鉱業法、航空法、貨物利用運送事業法、電波法及び放送法といった関連の法令に規定されている。

日本政府は2000年代初頭以降、地方産業促進のために地方政府関係者が外国の投資家と接する機会を提供したり、セミナーや日本訪問プログラムを通じて公的機関と外国投資家との間の関係を築くことで、対内直接投資を促進してきた。

JETROは日本の投資促進機関であり、日本への対内直接投資を支援してきた。すなわち、（i）外国企業の個別の事業活動に関わる法令情報の提供、（ii）日本の主要産業地域の6都市にJETROが運営する対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）を置き、オフィススペースの貸出しや、市場調査に関する情報収集などの新規参入者に対する初期サービスの提供を行っている。企業の新たなビジネス、地域本部又は研究開発施設の創設を支援するために、いくつかの奨励金が提案されている。

日本政府は2010年に「新成長戦略」を採択した。同戦略は、高付加価値型事業を日本に設立する外国企業を誘致することを目的とした、将来に向けた日本の投資政策を描いている。新たな法律に規定されることになるであ

ろうより効果的なインセンティブを含め、より幅広い政策オプションを外国企業に提供する計画が今後具体化されるであろう。

### 2. 3 韓国

1998年以降、アジア金融危機の発生を受けて、韓国は外国資本の導入により危機からの回復を加速するため、積極的に投資制度を自由化してきた。投資分野の基礎的な法律として、規制緩和のため、外国人投資促進法（FIPA）が1998年に制定された。FIPAは、投資手続、海外の投資家に支援やインセンティブを与える措置、外国人投資地域の指定などを規定することで、外国投資の保護や自由化をもたらしている。

外国投資の手続は、外国投資の通知、投資資本の送金、設立登記と商業登記、及び対内直接投資企業登録から成る。外国人に適用される手続は、外国投資の通知と対内直接投資企業登録の二つの段階を除き、基本的に韓国人に適用される手続と同じである。しかし、民間企業として登録する場合には、「設立登記」の段階は必要ない。

外国人投資地域は、外国投資を誘致するために指定される。指定された地区に拠点を設けた企業には、インセンティブが与えられる。外国投資地区は、大きく2つの種類、複合型と単独型に分けられる。複合型の外国投資地区とは、外資の中小企業を誘致するために、賃貸又は販売用として予め指定された国又は地方の工業団地用の用地を指す。実際にはこれらの地区は賃貸用である。これに対し、単独型の外国投資地区は、大規模な投資を誘致するため、地域、時期、インセンティブ等に係る投資家の要望についての考慮に基づき、外国投資企業の個別の事業のために指定される用地である。

韓国政府は2003年に、外国企業の韓国への進出及び成功裏の設立を支援することを唯一の目的として、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）の中に「インベスト・코리아（IK）」と呼ばれる韓国国営の投資促進機関を設立した。包括的な設立後のサービスにまで及ぶ支援を行うことにより、IKは、外国企業が韓国への速やかな定着を実現できるよう手助けを行う。

### 3. 相手国における投資に関する主要な制約

#### 3. 1 中国

中国は、主に外商投資産業指導目録（C I G F）において、具体的な海外投資規制の対象を示している。以下の部類に該当する海外投資事業は制限されている。国内で十分に発展した事業、あるいは外部から技術を十分に導入しており、かつ既に国内需要を十分に満たす生産力の獲得が予測されている事業、いまだ国による外国投資の導入に向けて実験段階である事業、国家が設立を独占している事業、希少かつ貴重な天然鉱床の調査及び開発を含む事業、国家による統一的計画に服している事業、その他国の法律や行政規則で制限されている事業。

以下の部類に該当する外国投資事業は禁止されている。国家の安全保障や社会公共の利益を脅かす事業、環境汚染を引き起こしたり、天然資源や人の健康に害を及ぼす事業、農地を大幅に占有したり、環境保護や土地資源の発展にとって有害であったり、軍事施設の安全やその効果的な利用を脅かす事業、生産に中国独自の伝統的な職人技や中国固有の技術を利用する事業及びその他国の法律や行政規則で禁止されている事業。

#### 3. 2 日本

外国為替及び外国貿易法は、原則として事後報告方式を採用している。その一方で、(i) 国の安全、公の秩序及び公衆の安全に関わる、あるいは、(ii) 「国民経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」可能性がある産業への投資について事前の届出を要求している。前者の届出事由は、OECDの資本移動の自由化に関する規約第3条と一致している。後者の事由は、国民経済を保護するためのものであり、同規約第2b条に従っている。外国為替及び外国貿易法は、後者の分類を農業、林業、水産業、鉱業、石油業、皮革及び皮革製品、空・海運、電気通信分野といった分野に厳しく限定して規定している。外国為替及び外国貿易法の下で規定されているような状況（国の安全を危険にさらすなど）に陥った場合、財務大臣及び事業所管大臣は、関税・外国為替等審議会の意見を聴取した後に、対内直接投資の変更又は中止を勧告し、及び命令することができる。

2. 2で述べたとおり、対外直接投資に関する特定分野の制限は、日本電

信電話株式会社法，船舶法，鉱業法，航空法，貨物利用運送事業法，電波法及び放送法といった法律に規定されている。

### 3. 3 韓国

1998年にFIPAが導入されて以降，韓国はネガティブリスト方式に基づいてサービス分野を自由化してきた。韓国政府は毎年，同法に従って，外国投資が制限又は禁止されている分野の表である「外国人投資統合公告」を公表している。韓国は外国投資に関連する国内法においてネガティブリスト方式を採っているため，明示的に除外されていないサービス分野は外国投資に開放されている。

韓国の標準産業分類の下での総計1,145分類中，FIPAは，行政，外交，国防などを含む62分類を外国投資から保護している（保護分類）。外国人は残りの1,083分野全てに対して投資を行うことができるが，そのうち28分野に外国投資の割合の制限がある（制限分類）。

### 3. 4 投資家から提起された問題

中国，日本及び韓国は概して外国投資を歓迎しており，投資の自由化及び円滑化に向けて継続して努力してきているが，共同研究委員会は三か国の投資家が制約と見なしている様々な懸念について報告を受けた。この様々な懸念の中には，会社の外国人出資比率，外貨送金，ビザ申請の手續，技術移転契約及び会社清算に対する制限並びにローカルコンテンツ，技術移転及び研究開発を含む特定措置の履行要求が含まれるが，これらに限られるものではない。

三か国は，各国がその領域内において外国投資の形態や流れの方向を規制する権限を有するという点を理解しつつ，外国投資に対する現行の規制は，国家安全保障，公益及び投資家の利益を十分考慮しながら，実行可能且つ効率的な方法で削減あるいは調整しうるものと期待する。

## 4. 三か国の従前のF T A・E P Aや二国間投資協定における投資ルール

### 4. 1 中国

中国は独立した投資章を含むF T AをA S E A N, パキスタン, ニューゼーランド, シンガポール, ペルー及びコスタリカと署名した。投資章の主な条項は通例, 定義, 対象範囲, 投資待遇, 投資の保護と促進, 収用, 損失についての補償, 移転, 代位, 締約国間の紛争解決及び締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争解決を含んでいる。これら全てのF T Aには, 各締約国は他の締約国の投資家の投資に, 公正衡平待遇及び完全な保護と保障を与えなければならない旨が記載されている。内国民待遇 (N T) と最恵国待遇 (M F N) も相互に与えられている。

中・シンガポールF T Aは, 中・A S E A N投資協定の規定がこの二国間F T Aに組み込まれ, その不可分の一部と成ることを記載している。明確化のために付言すると, 中国とシンガポール, どちらの締約国にも関係しない中・A S E A N投資協定に含まれる権利, 義務, 制限及び例外は, 中・シンガポールF T Aの下で適用することはできない。中・A S E A N投資協定と中・シンガポールF T Aの間で不一致が生じる事態となった場合, 後者の規定が優先することとなる。

中国は, 投資の奨励及び相互保護のための協定を, 1988年に日本と, 投資の促進及び保護のための協定を, 1992年に韓国との間でそれぞれ締結した。中国と韓国との間の投資促進及び保護協定は, 2007年9月に改正された。これらの協定の下での投資保護には, 主に直接収用及び間接収用, 損害及び損失についての補償, 資金の移転, 投資家と締約国との間の紛争解決, 透明性, 特定措置の履行要求などが含まれている<sup>45</sup>。

### 4. 2 日本

日本は, 投資促進とともに高いレベルの投資の自由化及び保護を追求してきた。近年の日本のE P Aや二国間投資協定のほとんどは, 外国投資の自由化, 促進及び保護に関する広範囲の実体的及び手続的な約束を含んでおり, それらは以下の規定に具体化されている。

◇投資財産設立後及び設立前の両方の段階における内国民待遇及び最恵国

<sup>45</sup> 日中投資協定には透明性及び特定措置の履行要求に関する規定は含まれていない。

待遇

- ◇WTOの貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）を上回る特定措置の履行要求の禁止
- ◇内国民待遇，最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に係る現状維持義務及びラケット義務が課されたネガティブリスト方式による留保
- ◇投資関連措置に関する法的予測可能性及び安定性を確保する透明性
- ◇資金移転の自由
- ◇国際仲裁を含む投資家対国家の紛争解決手続（ISDS）
- ◇サービス分野の投資を含む包括的な適用範囲

日本の観点からは，上記に加えて，公正衡平待遇やいわゆる「アンブレラ条項」といった他の実体的な約束も，投資ルールにとって同様に不可欠である。

#### 4. 3 韓国

##### 4. 3. 1 投資協定に対する韓国の基本的な立場

韓国のこれまでのFTAにおける投資章の交渉では，韓国の目標はFTA締約国間の海外投資の流れを円滑化し，受入国に入国し事業を行う商用関係者のために投資環境を改善することであった。

その政策目標を達成するために，韓国は，内国民待遇義務，最恵国待遇，特定措置の履行要求の禁止，経営幹部や取締役会の国籍要件，資金の移転，セーフガード措置，収用及び補償，損失についての補償，待遇に関する最低限度の基準，投資家対国家の紛争解決などの投資協定の中核的な条項を含む，質の高い投資協定を締結したいと考えている。

##### 4. 3. 2 韓国のFTAにおける投資章

韓国が締結した全てのFTAは，自由化及び保護の両方の要素を含む独立した章を有している。例外的に，韓ASEAN・FTA投資協定は，両締約国に同協定発効後5年以内に留保表に関する交渉を締結する義務を課す条項を定めており，また，韓EU・FTAは，欧州委員会に投資保護事項を扱う権限がないため，保護関連規定を含まない。その代わりに，韓EU・FTAは，投資の法的枠組みを定期的に見直す条項を定めている。

前述の F T A の中で、韓国は韓米 F T A（2007年6月に署名）を投資分野のモデルと見なしている。韓米 F T A の投資章は、三つのセクションと附属書で構成されている。

セクション A は、内国民待遇や最恵国待遇、待遇に関する最低限度の基準、収用や補償、資金の移転、特定措置の履行要求、経営幹部や取締役会の国籍要件、及び例外規定といった、相手国の投資家の権利と、受入国政府の義務を規定している。セクション B は、このような義務や投資協定に違反した場合の I S D S を規定している。セクション C は、定義を規定している。そして附属書は、例外的なケースを含むか又は上記のセクションを具体化している。例えば、慣習国際法、収用、資金の移転などに関する附属書がある。

## 5. 将来の日中韓 F T A が投資に与える影響

適切な方法で外国投資に対する制限を撤廃することによって市場アクセスを向上することに焦点を当てた、包括的な日中韓 F T A が成立すれば、北東アジアにおける貿易及び投資の更なる活性化をもたらすだろう。投資自由化は、また、同地域の更なる発展のために投資家が経営資源を動員することを可能にするものであり、そのことは、三国間の将来の互恵的な協力関係に繋がりが得るものである。

あり得べき日中韓 F T A の投資分野における上記の利益を考慮すれば、将来の日中韓 F T A は、外国人投資家にとって投資に関する法令のより高い透明性、より安定した政策枠組み及びより自由化された制度といった成果をもたらす、三か国の産業界にとり改善された投資環境をもたらすであろう。投資拡大に伴う三国間の投資の流れの増加、情報・技術、アイデア及びビジネス人材の交換と移動、貿易機会の増大により、三か国はともに利益を得ることであろう。さらに、将来の日中韓 F T A は、投資家の信頼を強めるだけでなく、市場のイメージに好ましい影響を与えることによって、三国間の投資を促進し、相手国における新たなビジネス機会において投資家の利益を増加させることに繋がることが期待されよう。長い目で見れば、日中韓 F T A によって構築されるより統合された市場は、企業の競争力、資源の効率的配分とその活用を高め、三国間の投資を更に促進し得る。

## 6. 将来の日中韓F T Aへの提言

共同研究委員会は、あり得べき日中韓F T Aは、三方向の投資の流れを円滑化し、三国間で投資家や投資の保護を強化するための有効な手段となるはずであることを確認した。本研究は、中国、日本及び韓国の間で既に緊密な投資関係が形成されていることを示した。将来の日中韓F T Aは三国間の投資を更に促進することが期待されている。この点から、共同研究委員会は、将来の日中韓F T Aの投資章は、内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止及び経営幹部や取締役会の国籍要件、資金の移転、セーフガード措置、収用及び補償、損失についての補償、公正衡平待遇、投資家対国家の紛争解決及び三国間で合意されたその他の要素を含むべきであることを再確認するものである。

日本と韓国は、高いレベルの投資の自由化及び保護を確保する観点から、上記の要素について、投資財産設立前及び後の段階での内国民待遇及び最恵国待遇、広い適用範囲を持つ投資家対国家の紛争解決手続、T R I M s の水準を上回る特定措置の履行要求の禁止、サービス章と統一のネガティブリスト方式及びその他の円滑化要素を将来の日中韓F T Aに含めるべきであると強調した。対象と範囲については、日本と韓国は、日中韓F T Aの投資章は、サービス分野を含む全ての分野、及び中央政府のみならず地域や地方政府が採択、維持する措置も含むべきであると提案した。日本と韓国は、更に、将来の日中韓F T Aの投資章は、その時点において三国間に存在する二国間投資協定（日中韓投資協定を含む。）の水準を上回るべきである旨提言した。

中国は、あり得べき日中韓F T Aは、より良い保護、より高い透明性及びより効果的な紛争解決メカニズム及びその他の投資機会に関する情報交換や投資分野における法令に関する情報共有を含む域内投資の流れを更に促進し得る円滑化及び促進に関する要素を提供する投資章を追求すべきであると提言した。中国は、また、投資の促進及び自由化は、むしろ各国の特定のニーズ、経済的及び法的な成熟度合い及び各国の開発戦略に依拠している点を強調した。投資章についての将来の交渉では、自由化プロセスへの適応と修正に関し、中国により多くの柔軟性が与えられるべきである。中国は、更に、投資章の対象と範囲は、あり得べき交渉方式を含め、交渉段階において議論されるべきであるが、それはT R I M s 協定と整合的であるべきであると強調した。

日本は、三か国は、現在交渉中であるも、日中韓 F T A の投資章に期待されているよりも実質面では相当に野心が低い三国間投資協定をできる限り早く締結すべきであり、その後、高いレベルの投資自由化の観点から、締結された三国間投資協定を足掛かりに、日中韓 F T A 投資章の交渉を開始すべきだと強調した。

共同研究委員会は、三か国は、将来の日中韓 F T A 交渉に向けた共通の基盤を構築するために、共同研究会参加者から提起された事項や利害及び共同研究報告書の本章で提示されている意見についての議論を継続すべきであると提言する。

## VI. その他の分野

### 1. 貿易の技術的障害 (TBT)

#### 1. 1 概観

中国、日本及び韓国は、国内の行政制度は異なるものの、WTO加盟国として、WTO・TBT協定の権利義務に従って強制規格、任意規格及び適合性評価手続<sup>46</sup>を立案し、制定し、及び適用している。WTOの枠組みの下では、三か国は、WTO・TBT委員会において、互いの関心事項について緊密に連絡を取り、関連する問題について頻繁に意見交換を行っている。三か国は、情報交換や対話といった手段を通じて、二国間協力を強化してきた。他の貿易パートナーとの間で署名したいくつかのFTAの中で、三か国は、WTO・TBT協定の権利及び義務を再確認し、TBT措置に関する意思疎通の手段として委員会や他の協議の制度を設立してきた。

##### 1. 1. 1 国内の行政制度の概要

#### 中国

国家質量監督検閲検疫総局 (AQSIQ)、国家認証認可監督管理委員会 (CNCA) 及び国家標準化管理委員会 (SAC) は、品質、計量、輸出入品検査、認証、認定及び標準化を担当している。

中国は、関連法に従い、輸出入商品の検査及び一部の産品（現在22の種類を含む。）に対する強制認証を行っている。国家質量監督検閲検疫総局は、強制検査の対象となる輸出入商品の目録（以下「目録」とする。）の作成、調整、公布及び実施に対して責任を有する。国家質量監督検閲検疫総局は、目録に掲載されている輸出入商品の強制検査及び目録に掲載されていない商品に対する無作為検査を行っている。また、人や財産の安全及び人の健康に危険を及ぼす可能性があり、目録に掲載された主

<sup>46</sup> このセクションにおける冗長な反復的表現を避けるため、「TBT措置」、「TBT問題」、「TBT事項」を使用する。この文脈において、「TBT措置」とは強制規格、任意規格及び適合性評価手続を、「TBT問題」及び「TBT事項」とは強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する問題及び事項を意味する。しかしながら、文脈においてより適切と思われる場合には、「強制規格、任意規格及び適合性評価手続」という長い表現が使用され得ることに留意すべきである。

要輸出品の輸出商品登録を行っている。国家認証認可監督管理委員会は、中国強制認証（CCC）制度の実施の組織的な遂行及び自主的認証の促進に責任を有する。国家標準化管理委員会は、国家規格の作成及び公付の統一的な運営を行っている。中国は国際規格の採用を奨励している。

TBT措置に関係する他の政府機関には、商務部（MOFCOM）、公安部、工業情報化部（MIIT）、衛生部（MOH）、環境保護部（MOEP）、国家食品薬品监督管理局（SFDA）が含まれる。以下の表は、TBT措置に関する主要な法令及び関係責任政府機関を示している。

法令	関係政府機関
輸出入商品検査法，輸出入商品検査法実施条例	国家質量監督検査検疫総局
食品安全法，食品安全法実施条例	衛生部，国家質量監督検査検疫総局，国家食品薬品监督管理局
製品品質法	国家質量監督検査検疫総局
固体廃棄物による環境汚染防止法	環境保護部
標準化法，標準化法実施条例	国家質量監督検査検疫総局，国家標準化管理委員会
薬品管理法，薬品管理法実施条例，医療機器監督管理条例	国家食品薬品监督管理局
認証認可条例	国家質量監督検査検疫総局，国家認証認可監督管理委員会
電信条例	工業情報化部

商務部は中国におけるWTO・TBT協定上の通報当局であり、TBT照会所は国家質量監督検査検疫総局に所在する。

## 日本

日本では、複数の政府機関がTBT関係事項に責任を有する。総務省(MIC)、厚生労働省(MHLW)、農林水産省(MAFF)、経済産業省(METI)、国土交通省(MLIT)を含む関係機関が、規則の制定及び適用に責任を有する。

強制規格は、関係法及び行政手続法が定める手続を通じて、制定、改正、あるいは廃止される。これらの手続には、関係する審議会における審議、関係業界及び国民との協議、規制影響評価及びWTO加盟国から意見及び質問を受けるためのWTOへの通報を含む。制定された規則は、官報によって公布されるほか、そのほとんどが関係機関のウェブサイトで入手可能である。

国レベルの標準化については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)及び工業標準化法(JIS法)が関係する。これらの法律に基づいて、日本農林規格(JAS)および日本工業規格(JIS)が国の標準として制定されている。国際規格と国家規格の関係について、JAS法は、JAS規格を制定あるいは改正するためには、国際的な規格(例えばCodex)を考慮しなければならない旨規定している。したがって、国際規格の関係部分は、JASの制定あるいは改正の基礎として参照される。また、日本はTBT協定の遵守を確保するために、対応する国際規格が存在する場合には、JIS規格を国際規格に合わせてきている。その結果、JISの96%は国際規格と同等となっている。

以下の表は、TBT措置に関する主要な法律及びその法律の運用に責任を有する関係政府機関を示している。

法律	関係政府機関
消防法, 電波法, 電気通信事業法	総務省
労働安全衛生法	厚生労働省
食品衛生法	厚生労働省, 消費者庁
薬事法	厚生労働省, 農林水産省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	厚生労働省，経済産業省，環境省
肥料取締法，飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	農林水産省，消費者庁
電気用品安全法	経済産業省
消費生活用製品安全法	経済産業省，消費者庁
エネルギーの使用の合理化に関する法律	経済産業省，国土交通省
道路運送車両法	国土交通省
工業標準化法（上記で記述した任意規格に関する法律）	経済産業省

WTO・TBT協定における日本の照会所は，外務省国際貿易課及び，日本貿易振興機構（JETRO）の情報サービス部である。外務省がWTO・TBT協定における日本の通報当局である。

## 韓国

国家標準基本法は，1999年に初めて制定され，韓国のTBT措置の包括的な法的基礎となっている。同法は，政府は国家規格を国際規格と調和させるよう努力しなければならない旨規定している。したがって，韓国の規制当局は，国家規格の制定あるいは改正において，可能な場合には国際規格を採用する。

同法は国家標準審議委員会を設立した。同委員会は，知識經濟部（MKE）長官が議長を務め，国内規格と国際規格の調和，国家標準基本計画の審議，及び国家規格の調整を担当している。

韓国産業規格（KS規格）は，韓国技術標準院（KATS）により制定され，韓国において最も注目される任意規格である。KS規格の法的根拠は産業標

準化法であり、同法は1961年に初めて制定され、2010年に最新の改正が行われた。KS規格は産業効率性の向上及び経済発展に貢献したと広く考えられている。KS規格は、公正な取引慣行を促進し、消費者の権利を保護するための有益な産業政策手段である。

TBT事項については、複数の部処庁及び他の政府機関にわたって掌握されている。韓国技術標準院は知識経済部(MKE)の下に設立され、KS規格を制定、運用し、また、普及させている。食の安全、医薬品及び化粧品についての責任は、保健福祉部(MOHW)及びその外庁並びに韓国食品医薬品安全庁(KFDA)が有する。農水産品は農林水産食品部(MIFFAF)により扱われる。環境部(ME)が環境問題に対応する。韓国放送通信委員会(KCC)は、通信機器を担当している。以下の表は、TBT措置に関係する主要な法律及びそれら法律の運用に責任を負う部処庁・政府機関を示している。

法律	関係政府機関
国家標準基本法，産業標準化法	韓国技術標準院
電気用品安全管理法，工産品品質管理安全法	
エネルギー利用合理化法，高圧ガス安全管理法，液化石油ガスの安全管理及び事業法，新エネルギー及び再生可能エネルギー開発・利用・普及促進法	知識経済部
薬事法，医療機器法，食品衛生法，化粧品法，	保健福祉部及び食品医薬品安全庁
環境に優しい農業育成法，農産物品質管理法	農林水産食品部
大気環境保全法，資源の節約と再活用促進に関する法	環境部

電波法，電気通信基本法	放送通信委員会
自動車管理法	国土海洋部

韓国のWTO・TBT通報当局は外交通商部（MOFAT）である。韓国技術標準院，農林水産食品部及び保健福祉部は正式なWTOの照会所である。

### 1. 1. 2 現行の二国間協定中の規定

#### 中国

中国は，WTO・TBT協定の枠組みの下で，貿易パートナーとの関連分野における協力を発展させてきた。現在までに中国は，チリ，パキスタン，ニュージーランド，コスタリカ，シンガポール，ASEAN及びペルーとの7つのFTAに署名している。これらのFTAは全てTBT章を有している。具体的な規定には，目的と範囲，WTO・TBT協定の下での権利及び義務の再確認，権限のある当局，透明性，協力の分野，措置の同等，地域主義及び技術支援を含む。

#### 日本

日本は12の発効済みのEPAを有し，それらのうち10の協定が強制規格，任意規格，適合性評価手続に関する章または相互承認（MRA）に関する章もしくは節を含んでいる。メキシコ，マレーシア，チリ，ASEAN，ベトナム，スイス，インドとのEPAは強制規格，任意規格，適合性評価手続に関する章または節を有している。それらの規定の主要な要素は，WTO・TBT協定の下での権利及び義務の再確認，協議メカニズムの設置及び紛争解決手続の不適用である。中には，強制規格，適合性評価手続の結果の受入れ及び相互承認に関する条項を含む章もある。シンガポール，フィリピン及びタイとのEPAは，相互承認章を有している。

#### 韓国

韓国は現在，チリ，シンガポール，EFTA，ASEAN，インド，EU及びペルーとの間で7つの発効済みFTAを有している。韓米FTA（KORUSFTA）は署名済みとなっている。韓国のほとんどのFTAはTBT章を有している。TBT章の主要な要素は，WTO・TBT協定の再確認，範囲と定義，透明性，技術協力，TBT委員会（またはTBTコーディネーター），適合性評価及び相互承認である。

### 1. 1. 3 現在のTBT協力

#### 三国間協力

中国、日本及び韓国は、標準化、計量及び他の分野における情報交換、協力及び協議のためのメカニズムを設置し、2010年に「日中韓標準協力に関する共同声明」に署名している。共同声明において、三か国は、標準に関する三国間協力を強化し、国際標準化及び北東アジア地域における標準調整を促進することを約束している。

#### 二国間協力

三か国はまた、二国間でのTBT措置についての情報交換、協力及び協議のためのメカニズムを設置しており、それらは、貿易の過程における製品品質問題に適切に対応することを助け、標準化、適合性評価及び品質管理における情報交換及び協力並びに二国間関係の更なる発展の促進を強化し得る。

あり得べき日中韓FTAは、TBT問題に関連する現行の三国間の取決めを考慮することができよう。

### 1. 1. 4 TBT問題に関する協力の強化

関税が着実に減少し、世界中の政府が、特に健康、安全又は環境上の関心事項に対応するための規制要件をますます導入していることから、貿易の技術的障害の重要性は、過去数年にわたり非常に高まっている。貿易に関する不必要な障害を取り除くため、WTO・TBT協定の下での権利及び義務の再確認に加え、三か国は次の事項を重視することによって協力を強化し得る。

(i) 透明性の向上、(ii) 作業部会及び委員会のような協議メカニズム、(iii) 技術協力、(iv) 情報交換、など。

## 1. 2 将来の日中韓FTAへの提言

あり得べき日中韓FTAにおいて、中国、日本及び韓国はTBT問題に関する協力を強化する機会を有するであろう。

あり得べき日中韓FTAは以下の目標を実現する助けとなるであろう。

- 三国間の物品貿易を促進し、強制規格、任意規格並びに適合性評価手続の作

成，採用及び実施により不必要な貿易の障壁を回避及び撤廃すること。

- 関係政府部局間の情報交換を促進し，強制規格，任意規格及び適合性評価手続の分野における透明性及び関係する行政制度についての理解を向上させること。
- 強制規格，任意規格及び適合性評価手続の分野における協力を促進すること。
- 協力及び協議を通じて，三国間のT B T問題を適切に処理すること。

## 2. 衛生植物検疫措置（SPS）

### 2. 1 概観

WTO加盟国として、中国、日本及び韓国は、貿易に対する悪影響を最小限にしつつ、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置（SPS）を採用し及び実施する権利を有する。中国、日本及び韓国はそれぞれSPSの管理制度が若干異なるものの、WTO・SPS協定に基づいてSPS措置を適用している。三か国は全てWTO・SPS委員会の積極的な参加者であり、お互いの共通関心事項について緊密に意思疎通を図っている。

中国、日本及び韓国はSPSに関する問題について三国間及び二国間の協力及び協議の枠組みを設立してきた。これは、食品安全、検査及び検疫など、三国間の貿易から生じる多くの問題の処理に役立ち得る。これらの枠組みは、また、健全な方法による二国間及び三国間の関係の発展の維持及び促進を助長する上でも重要な役割を果たしている。

他の貿易パートナーと締結したいくつかのFTAにおいて、三か国はWTO・SPS協定上の権利・及び義務を再確認しており、SPSに関する問題の意思疎通の手段として委員会その他の協議メカニズムやフォーラムを設置してきている。

#### 2. 1. 1 SPS管理システムの概要

##### 中国

中華人民共和国の国家質量監督検閲検疫総局（AQSIQ）は、出入国する動物と植物の検疫及び輸出入食品の安全性の監督を担当している。

SPSに関与する他の機関には、農業部、衛生部（MOH）、国家中医薬管理局、国家食品薬品监督管理局（SFDA）、国家林業局などが含まれる。

AQSIQはリスク分析に基づいて、他の部局と共にSPS措置を起案、採用、実施し、出入国時の検査と検疫の要件を確立する。また、AQSIQは、情報交換、技術協力、特定品目の市場アクセスに関し、貿易パートナーのSPSに関する

る問題について権限を有する政府当局と交渉する。

S P Sに関する中国の法令は次の法令を含む: 中華人民共和国出入国動植物検疫法, 中華人民共和国出入国動植物検疫法実施条例, 中華人民共和国食品安全法, 中華人民共和国食品安全法実施条例, その他関連法令。

中国におけるS P S措置のW T O通報当局は商務部 (M O F C O M) である。S P Sの照会所は国家質量監督検験検疫総局にある。

## 日本

日本においては, 厚生労働省 (M H L W) と農林水産省 (M A F F) がS P Sに関する問題のリスク管理者である。加えて, 食品安全委員会がリスク管理者からの正式な依頼によって, あるいは自らの発意により, 食品安全に関する評価を行う。

農林水産省は植物防疫法, 家畜伝染病予防法を含むいくつかの法律の枠組みの範囲において, 食品安全のためのフードチェーン・アプローチ及び動植物の健康に責任を有する。厚生労働省は食品衛生法の枠組みの中で, 食品の安全のための最終製品の仕様に関して責任を持つ。

日本におけるW T O・S P Sの照会所と通報当局は外務省 (M O F A) である。  
(e-mail:equity@mofa.go.jp).

## 韓国

韓国においてS P Sに関する問題は基本的には農林水産食品部 (M I F A F F), 保健福祉部 (M O H W), 食品医薬品安全庁 (K F D A), 農林水産検疫検査本部 (Q I A) の4つの主要行政機関で扱われている。

農林水産食品部は, 動物, 植物, 水産業及びその生産物の健康と安全について責任を負う。保健福祉部は, 食品, 食品添加物, 健康機能性食品, 器具及び容器, 包装の安全についての法令, 政策の策定を担当している。食品医薬品安全庁は, 食品の安全に関する政策及び具体的な規則のみならず, 食品, 食品添加物, 健康機能性食品, 器具及び容器, 包装の規格や仕様を策定し, また, 輸入食品の検査, 市場における品質管理に責任を負う。農林水産検疫検査本部は動物, 植物, 水産業及びその生産物の検疫や検査だけでなく, 関連する疾病の研究を担当している。

韓国のSPSに関する法令は、家畜伝染病予防法、畜産物衛生管理法、植物防疫法、食品衛生法、健康機能食品に関する法律等を含む。

韓国におけるWTOへのSPS措置通報当局は外交通商部（MOFAT）である。韓国の公式なWTOの照会所は、動物、植物、水産業及びその関連製品については農林水産食品部、食品安全については保健福祉部及び食品医薬品安全庁である。

## 2. 1. 2 現行の二国間貿易協定におけるSPS条項

### 中国

中国はWTO・SPS協定の枠組みの下で、貿易パートナーと関連する分野における協力を進展させてきた。中国は現在までにチリ、パキスタン、ニュージーランド、コスタリカ、シンガポール、ASEAN及びペルーとの7つのFTAに署名している。これらのFTAは全てSPS章を有している。具体的な規定には、目的と範囲、WTO・SPS協定の下での権利及び義務の再確認、権限ある当局、透明性、協力の分野、措置の同等、地域主義及び技術支援を含む。

### 日本

日本の基本的な立場は、WTO・SPS協定がSPS措置についての基本的かつ不可欠な原則を提供していることから、EPAにおけるSPS関連のテキストとWTO・SPS協定とのいかなる齟齬も避けるべきであるというものである。結果として、全ての日本の既存のEPAにSPS章があるわけではないが、それはSPS措置の重要性を低く見積もっていることを意味するものではない。現行のEPAにSPS章が含まれる場合には常に、テキストは簡潔でWTO・SPS協定に準拠したいくつかの簡潔な条項を含むのみである。

現行のSPSのテキストには以下を含む：

- (i) WTO・SPS協定の定義に従った、SPS措置に関するテキストの適用範囲
- (ii) WTO・SPS協定の下での権利及び義務の再確認
- (iii) 情報交換を円滑化するための照会所の指定
- (iv) EPAの紛争解決手続の不適用

## 韓国

現在、韓国はチリ、シンガポール、EFTA、ASEAN、インド、EU及びペルーとの間で7つのFTAを発効させている。韓米FTAは署名済となっている。韓国及びそのFTAパートナーは、WTO・SPS協定はSPS措置に関するWTO加盟国の権利及び義務を完全に反映しているとの見方を共有しているため、韓国のFTAのSPSに関するテキストは、明確かつ簡潔になっている。同テキストは、範囲、目的、WTO・SPS協定の下での権利及び義務の再確認、意思疎通の手段及びFTAの紛争解決手続の不適用を含む。

## 2. 2 将来の日中韓FTAへの提言

あり得べき日中韓FTAでは、中国、日本及び韓国は、現行の三国間及び二国間の取決め又は三国間の協力枠組みに然るべく配慮しながら、SPSに関する問題についての協力を更に強化する機会を得ることになるであろう。三国間の協力は以下の目的を実現するのに役立つであろう。

- 三国間での貿易に対する不必要な障壁を回避及び除去しつつ、人、動物又は植物の生命又は健康を保護する。
- 関連するSPS措置と管理制度への理解を深める。
- 関係国際機関によって策定される関連する国際規格、指針及び勧告を考慮に入れつつ、WTO・SPS協定の実施を強化する。
- 科学的原則及び関連する科学的証拠に基づき、協議及び協力を通じて、三国間の貿易に直接的又は間接的に影響を与える可能性のあるSPSに関する共通の関心事項を適切に取り扱う。
- WTO・SPS協定の原則に基づいて、三国間の貿易の健全な発展及びあり得べき日中韓FTAの円滑な実施に貢献する。

### 3. 知的財産権

知的財産権（I P R）の保護及び行使は、技術革新の促進、技術の移転及び普及、社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。効果的な知的財産権制度の確立及び維持は、アイデアや情報を革新し、普及するインセンティブを与える。また、知的財産権は、投資及び技術移転に魅力的な環境の創設に役立つ。その重要性は、世界規模で知識経済が進歩するにつれて、増大し続けることになるだろう。

#### 3. 1 現在の状況及び政策

##### 中国

中国は、知的財産権の保護を、自身の改革開放政策並びに法律整備の重要な要素とみなしている。長年の発展に伴い、中国は、徐々に知的財産（I P）に関する法令制度を改善し、絶えず執行レベルを強化してきた。その間、知的財産の数量は急速に増加し、その内容は常に向上してきた。また、市場主体は、知的財産を利用する能力の改善を着実に進展させてきた。知的財産制度を確立し実践してきたことは、中国の市場秩序を標準化することに役立ち、発明及び文化的な創造を触発し、中国の開放政策及び知識資源の輸入を促進し、かつ、中国の経済的及び社会的発展に重要な役割を果たしてきた。

1980年代以来、中国は、特に、商標法（1982年施行、2001年改正）、専利法（1984年施行、1992年、2000年及び2008年改正）、著作権法（1990年施行、2001年改正）、コンピューター・ソフトウェア保護条例（1991年施行、2002年改正）、植物新品種保護条例（1997年施行）、知的財産権保護税関条例（1995年施行、2003年及び2010年改正）、及び知的財産権に関する刑事司法解釈（2004年施行）等を含む知的財産権保護に関する多くの法令を公布及び改正してきた。

法的枠組みの改善に加えて、中国における知的財産権制度の行政措置も強化されてきた。中国政府は、偽造及び海賊行為を厳重に取り締まるために、知的財産権執行に非常に多くの人的及び物的資源を費やし、顕著な成果をあげてきた。

国務院の承認を得て、中国は、知的財産侵害及び偽造・模倣品の製造・販

売を摘発する特別キャンペーンに着手し、2010年10月から2011年6月まで継続した。特別キャンペーンの期間、国内外で高い注目を集めた知的財産権侵害及び偽造の多くの重要案件を捜査して処置するために効果的な措置が取られた。知的財産権保護のための健全な社会環境を創設するために、信頼に基づいて事業を営むように企業及び個人を指導し、消費者の海賊版製品及び偽造品を特定する能力の向上を支援する努力も行われてきた。様々な地域・機関の知的財産権保護及び、市場監視を包括的に改善するために執行の努力及び行政・司法の措置が強化されてきた。

知的財産権事件への対応にかかわる高度な技術的性質及び特殊な専門的知見を考慮し、中国は、1992年から、最高人民法院及び様々なレベルでの地方人民法院の中に、知的財産権審判部又は法廷を設置し始めた。これまで、中国の31の省人民法院の全てが、知的財産権裁判所を設置してきた。知的財産権裁判所の基本的職務は、事実に基づいて判決を行い、重要な基準として法律を援用するという原則に従って、文化及び芸術並びに科学技術の発展を推進するために、知的財産所有者の法的権利を保護することである。

知的財産を創造、利用、保護及び管理する中国の能力を改善し、中国を革新的な国家にする目的で、中国国務院は、国家知的財産権戦略要綱を2008年に発表した。国内レベルを超えた中国の知的財産の発展を計画するという高い立場をもって、当該要綱は、中国の現状及び課題を要約し、指針となる原則を決定し、戦略的な重点及び主要な措置を明らかにし、2020年までに、中国を高いレベルの知的財産を創造、利用、保護及び管理する国家にするという大目標を提唱した。当該要綱に掲載された戦略的措置は、知的財産を創造する能力の増大、知的財産権の商業化及び実用化の奨励、知的財産に関する法制度の発展の促進、知的財産法執行の改善、知的財産管理の強化、知的財産権に関する仲介サービスの発展、知的財産のための人的資源の開発、知的財産文化の養成促進、及び知的財産に関する国際交流及び協力の拡大を含む<sup>47</sup>。

## 日本

日本にとって、知的財産は、社会的及び経済的発展において非常に重要である。近年、日本は、革新及び創造的仕事から得られる成果を保護し活用するという戦略的アプローチが、社会を豊かにし、経済を活性化し、産業の国

---

<sup>47</sup>要綱の全文は以下で入手可能。[http://english.sipo.gov.cn/laws/developing/200906/t20090616\\_465239.html](http://english.sipo.gov.cn/laws/developing/200906/t20090616_465239.html)

際競争力を向上させるという観点から極めて重要であるという信念に基づいて、十分かつ効果的な知的財産保護に関する約束を更新し、更に強化してきた。

日本が一連の産業財産権法を制定したのは、1950年代であった。具体的には、特許法（1959年）、実用新案法（1959年）、意匠法（1959年）及び商標法（1959年）である。それらは、著作権法（1970年）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（1985年）、不正競争防止法（1993年）及び種苗法（1998年）等、その他の知的財産法と共に、日本の知的財産の基本的な法的枠組みを構成している。これらの法律については、急速に変化する社会的、経済的又は産業上の必要性に適応するために、多くの改正が行われてきた。最近の改正の中には、特許法（2011年、ライセンス契約及び共同研究の成果に関する発明者の保護を改善）、著作権法（2010年、海賊版の製品の頒布を防止しつつ、インターネット上で著作物の使用を容易にすることを意図）、不正競争防止法（2009年及び2011年、営業秘密の侵害の罪に係る刑事罰及び刑事訴訟手続の強化並びに技術的制限手段回避装置等の提供行為に係る規律強化）がある。また、強化された執行に関して特記すべきは、中でも、関税法の一連の改正及び特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の制定（2001年）である。

知的財産に関する特定の区分を対象とする法律に加えて、日本には、知的財産に関する包括的な制度枠組みがある。2002年、日本は、「21世紀のIT化及び知識社会」という概念を実現するという観点から、知的財産戦略会議を設立し、知的財産基本法を制定した。翌年、知的財産戦略本部が内閣府に設置された。この組織は、毎年、知的財産推進計画を作成しており、同計画は、政府が計画的かつ集中的に講ずべき様々な措置の概要を示している。さらに、知的財産に関するより効果的かつ迅速な裁判手続を確保するために、知的財産高等裁判所が2005年に設置された。

国際的なレベルにおいて、日本は、他国との対話、協議及び協力を積極的に推進し、知的財産章を含むEPAを締結し、多国間協議に参加し、主導してきた。所轄官庁間の国際協力は、特許に関する審査結果の相互利用を含む。EPAの知的財産章は、通常、手続の簡素化及び調和、透明性、様々な知的財産の広範かつ高度な保護及び効果的な執行を含む。知的財産に関する日本の国際的なイニシアティブの注目すべき一例は、2011年4月に採択され、

2011年5月署名のために開放された、偽造品及び海賊版と闘うための執行措置を改善するための協定である偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）である。

## 韓国

韓国は、知的財産権の保護は知識を基礎とする経済における国民及び法人の競争力を向上させるために極めて重要であると考えている。近年、知的財産権保護の重要性は、韓国経済が非常に高度にデジタル化するにつれて高まってきた。韓国は、法規制の枠組みを改善する努力を強化しており、知的財産権の国際標準に完全に一致した知的財産権保護のための執行制度を提供してきた。

知的財産権保護に関する包括的な法的枠組みは、1940年代後半以来、韓国に存在していた。知的財産権保護に関する法令は、特許法、商標法、著作権法、実用新案法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、工業意匠保護法、半導体集積回路の配置設計に関する法律、種子産業法、農産物品質管理法、不公正な貿易行為の調査に関する法律及び関税法を含んでいる。

韓国の広範な知的財産政策は、知的財産権保護に関する法令が改正される度に強化されてきた。法令の改正における重要な原動力の一つが、韓国のFTAである。著作権、商標、特許及び知的財産権執行等の知的財産権保護の全分野が、韓国が締結済みのFTAの適用対象になっている。韓米FTA及び韓EU・FTAにおいて、著作権及び関連する権利の強化された保護が規定されている。韓国は、著作権保護期間を著作者の死後70年間まで延長した。技術的保護手段を含むデジタル時代における著作権の強力な保護も規定されている。また、商標、特許、意匠及び地理的表示に関する保護及び執行の基準も強化されてきた。

「執行」（民事、行政及び刑事上の強化された知的財産権執行を含む概念）の分野において、ACTAは、韓国の立場を反映している。ACTA交渉参加国の一員として、韓国は、ACTAが、偽造品及び海賊版の拡散と、より効果的に闘うために、執行措置に関する国際的な枠組みを確立することを期待している。国内的には、執行措置を向上させるために、韓国は、著作権又は関連する権利の海賊版については2008年以降、商標の模倣に関しては2010年以降、特別司法警察隊を運用してきた。同警察隊は、特別な司法警察権限を付与され、知的財産権侵害者を直接取り締まり、刑事手続にかけ

るために検察官に引き渡すことができる。

2011年4月29日、知的財産権の価値を十分に認める韓国の決意を反映する知識財産基本法が、韓国国会を通過し、2011年7月20日に発効した。同法は、知的財産権法に関する包括的な法律として機能し、政府が知的財産権の創造、保護及び利用のための知的財産に関連する基本原則を実施及び促進することができる制度を確立することを目的としている。同基本法は、韓国政府に対して、5年毎に、国家知識財産基本計画を立案し実施することを義務付けている。同計画は、知的財産の法的枠組みを同基本法の趣旨及び基本原則に更に沿ったものとするために、要すれば、知的財産政策方針と知的財産関連の法案を提供する。

### 3. 2 将来の日中韓FTAへの提言

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）を含む現行の国際協定の加盟国であり、世界知的所有権機関（WIPO）の下で締結された国際協定の加盟国として、中国、日本及び韓国は、以下の観点について、知的財産権保護の強化の重要性及び将来の日中韓FTAの枠組みの下での三国間の知的財産権協力の強化に関して共通の理解を共有する。

- 知的財産権保護及び執行の努力について、知的財産権の行政手続を簡素化し、出願、登録及び司法手続の制度に関する透明性及び情報へのアクセスを向上させること。
- 知的財産権の保護、執行及び発展に関連して、各政府当局、教育機関及びその他の機関の間での協力についての取決めを再確認し強化すること。
- 執行及び管理を含む各国の知的財産制度の運用改善について理解の深化を促進させるために、情報及び人的交流を強化すること。
- 知的財産権の国境執行の有効性を高めるために、関連情報を共有すること。
- 知的財産権の尊重の重要性について公衆の意識を高めること。

また、三か国は、知的財産権に関する規律及びルールについて、将来の日中韓FTAのあり得べき適用範囲及び野心のレベルに関しても意見を交換した。三か国におけるTRIPS協定以降の知的財産権保護の進展を考慮し、共同研究委員会は、権利と義務のバランスを維持し、また、各国の国内状況に配慮しつつ、将来の日中韓FTAにおいて知的財産の保護を強化することの

重要性を認めた。また、共同研究委員会は、三か国に対して、特にデジタル環境下での偽造及び海賊行為と闘うための知的財産権法令の執行を強化するとともに、この文脈における対話を通じた協力を強化するよう奨励した。

## 4. 透明性

透明性は予測性を確実なものとするために重要な役割を果たすとともに、三国間の安定的な経済活動を確保するために必要不可欠である。将来の日中韓 F T A における透明性規定や透明性についての独立章は、法令や行政手続等の透明性を高めることにより、三か国の貿易業者及び投資家に対し商取引や投資の決定に係る自信を与える。

### 4. 1 現在の状況及び政策

#### 中国

中国政府は、外国貿易・投資に関連した法令に関する情報の速やかな公表を保証しながら、透明性の枠組み改善を常に非常に重視してきた。電子技術を活かし、政府オンライン計画が1999年に開始された。インターネットを用いて、迅速かつ効率的な連絡網とフィードバック・メカニズムが政府と国民の間に確立されたが、これは透明性向上にとって非常に重要である。2000年7月1日に施行された中国立法法<sup>48</sup>は、新たな法令や行政施行規則を適時に公とすることは立法手続の一部でなくてはならないことを規定した。2004年7月1日、行政許可手続について特に規定した行政許可法<sup>49</sup>が施行された。

政府の業務につき透明性を高めるために、行政の意思決定制度、協議制度、公衆からのヒアリング制度及び行政監督制度を含む一連のプロセスを確立し、向上させていく効果的な措置も取られてきている。これらの努力は透明性の原則を実施する上で有益である一方、政府の行政管理制度の合理化も促進している。

WTOへの加盟以来、中国政府は更に透明性を高めるための効果的な措置を取っている。商務部は、協議と通報を行う、中国政府世界組織通報諮詢局と呼ばれる特別機関を設置した。同機関の責務には、WTOにより求められている通報義務を果たすこと、及び他のWTO加盟国による中国の通商政策やWTO関連の対外通商問題に関する照会に対する回答を提供することが含まれる。商務部(MOFCOM)事務局は、中国対外経済貿易公告(公告)の編集と配布も行っている。

<sup>48</sup> 法律の英語版全文は<http://www.npc.gov.cn>にて入手可能。

<sup>49</sup> 法律の英語版全文は<http://chinalawedu.com/news/23223/23228/22357.htm>にて入手可能。

同公告は、法令、規則、その他の措置に関する関連情報並びに物品貿易、サービス貿易、貿易関連の知的財産権（TRIPs）及び外国為替に係る法集を収集・公表している。毎年80の公告が編集、発行されて、中央及び地方の政府機関、主要な図書館並びに報道機関に贈呈されている。同時に、商務部の政府ウェブサイトにおいて公告全文を掲載している。

## 日本

公正の確保と行政管理の透明性の向上を目的として、1994年10月に行政手続法が施行された。同法は行政指導及び届出に関する手続、行政処分、届出の手続における審査基準、標準的な手続期間の設定、その他共通する事項に関する規定を含んでいる。

独立した章にはなっていないが、日本の全ての既存のEPAにおいては、総則章に透明性に関する規定がある。透明性に関連した規定は、物品貿易、サービス貿易、投資、税関手続、知的財産、政府調達、競争等特定の章及び部分にも含まれ得る。関連法令の透明性確保が貿易及び投資を円滑化し、商業活動における予見可能性を提供するための基本的要件であることから、EPAにおいてこれらの規定を定めることは重要である。

一般的に、日本のEPAにおける透明性の規定は、法令、行政手続、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定並びにEPAの実施に関連し、影響する国際協定を迅速に公表することのほか、上記に挙げた事項に関する他方の締約国による個別の質問に回答し、また、当該他方の締約国の要請に応じて、適当な期間内に情報を提供することにつき定めている。

## 韓国

韓国は、法律を透明性があり、容易に利用できるものとするに高い優先順位を置いている。多くの韓国の法律はインターネット上で英語で入手可能である<sup>50</sup>。法務部は、その月に制定又は改正された全ての法令に関する情報及び法律に関するその他の重要な情報を載せた、定期月刊の「法制」<sup>51</sup>を発行している。知識経済部もまた、対外貿易に影響する規則を、「輸出入のガイドラインに関する統合公示」<sup>52</sup>にて公表し、これは必要に応じ改訂される。

<sup>50</sup> <http://www.moleg.go.kr/english/korLawEng> のウェブサイト参照。

<sup>51</sup> <http://www.moleg.go.kr/knowledge/monthlyPublication> のウェブサイト参照。

<sup>52</sup> 最新の公示は<http://www.mke.go.kr>

韓国が締結した全てのF T Aには透明性に関する独立した章又は一般的規定がある。これらの規定は、ビジネス環境を改善し、F T A締結国との貿易及び投資を発展させる可能性を生み出すという韓国のコミットメントを示している。特に、韓米及び韓E U・F T Aには、税関行政、薬剤の価格設定及び払い戻し、技術規則、金融サービス、電気通信及び紛争解決手続の分野における詳細かつ包括的な透明性規定が含まれている。これらの規定に加えて、上記F T Aには、それぞれ透明性に関する独立した章があり、例えば、それぞれの締約国に対しF T Aによる活動、規則、措置又は手続により影響を受けるいかなる者にも審査及び上訴の機会を提供するための手続を設立又は維持することを求めている。

#### 4. 2 将来の日中韓F T Aへの提言

将来の日中韓F T Aで、中国、日本及び韓国は貿易・投資に関する法令や政策についての情報交換を含め、透明性を高めるために全方向的な協力を行うことができる。日中韓の枠組みにおける要素は、以下を含み得るが、これに限られるものではない。

- 関連する法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びにそれぞれの国が締結している国際協定を速やかに公表し、公に利用可能なものとすることを確保する。
- 所轄官庁の名称と所在地を容易に公に利用可能なものとし、日中韓F T Aの対象となる措置の適用により生じ得る問題を効果的に解決するため、それぞれの国における照会所又はコンタクトポイントを設置するよう努める。
- 日中韓F T Aの実施に影響を及ぼす可能性のある三か国の関連する法令及び行政上の決定について、他の二か国により挙げられた質問に対する情報と回答を合理的な期間内に提供する。
- 三か国の関連する法令及び行政上の決定に関し、日中韓F T Aの対象となるいかなる措置を採択、改正又は撤廃する前にも、公衆に事前に通知し、及び公衆がコメントする機会を与える。
- 中央政府の措置と同様、地域及び地方の政府の措置についても透明性を確保する。

- 行政上の行動に関し, 迅速な審査及び必要な場合にはその是正のための国内  
手続を可能にすることを確保する。
- 法令及び行政手続を導入又は変更する際は, 緊急の場合を除いて, 公表の時  
期と施行の時期との間に合理的な期間を設けるよう努める。
- 申請のための国内の行政手続の規則化と透明性を確立する。

## 5. 競争政策

競争政策は、市場における自由かつ公正な競争を促進し、貿易及び投資の流れを円滑にし、また、消費者の利益を向上させる上で、重要な役割を果たす。したがって、F T Aの文脈において、競争政策の包括的な枠組みは、競争的な市場を促進し、市場アクセスを改善するために非常に重要である。

### 5. 1 現在の状況及び政策

#### 中国

中国は、秩序ある市場を創設しかつ経営者と消費者の合法的な権益を守る上での公正な競争の重要な役割を認識し、過去30年にわたって、透明性のある公正な競争環境を提供するために、競争法令の立法及び執行を改善するように尽力してきた。

不正競争防止法<sup>53</sup>及び独占禁止法<sup>54</sup>は、中国の競争政策制度における二つの主要な法律である。加えて、価格法、広告法、製品品質法、商標法、特許法、会社法、消費者権益保護法、入札法、電信条例、市場経済活動における地域封鎖の禁止に関する規定、外国投資家による国内企業の買収に関する規定等を含むその他の経済法令において、不正競争を規制する規定が存在する。

1993年9月2日公布、同年12月1日施行された中国不正競争防止法は、公正な競争を奨励及び保護し、経営者と消費者の正当な権利と利益を守り、社会主義市場経済の健全な発展を守ることを目的とする。同法は、信義誠実の原則に違反する不正競争行為だけでなく、競争を制限する行為も規制する。

中華人民共和国独占禁止法は、2007年8月30日に公布され、2008年8月1日に施行された。総則及び補足規定のほかに、独占禁止法は、独占的協定の禁止、市場の支配的地位の濫用の禁止、事業者集中の規制、競争を排除又は制限する行政権力の濫用の禁止、独占的行為と疑われる行為の調

---

<sup>53</sup> 同法の英語版全文は以下より入手可能である。

[http://www.saic.gov.cn/english/LawsRegulations/Laws/200602/t20060225\\_55245.html](http://www.saic.gov.cn/english/LawsRegulations/Laws/200602/t20060225_55245.html).

<sup>54</sup> 同法の英語版全文は以下より入手可能である。<http://english.mofcom.gov.cn/aarticle/policyrelease/announcement/200712/20071205277972.html>.

査、法的責任及びその他の事項を規定する。同法は、中国国内の経済活動における独占的行為だけでなく、中国国内市場における競争を排除又は制限する効果を有する中国国外の独占的行為にも適用される。特記されるべきは、同法は、農産品の製造、加工、販売、輸送及び貯蔵のような経済活動における、農業生産者及び農村経済組織の共同又は協調的行為には適用されないことである。また、同法は、知的財産権に関する法律及び関連する行政規則に従って知的財産権を行使する事業者の行為にも適用されない。

2008年8月、中国国務院は、独占禁止委員会を設立した。同委員会は、独占禁止に関する業務を組織、調整及び指揮する責任があり、次の職務を行う。(i) 関連する競争政策の研究及び立案、(ii) 全体的な競争状況に関する調査及び評価を組織すること、並びに評価報告書の公表、(iii) 独占禁止ガイドラインの作成及び公表、(iv) 独占禁止法の行政上の執行の調整。この間に、市場競争に関する閣僚級の総合的管理制度も確立された。

過去三年間で、商務部(MOFCOM)は、関連企業が届け出た取引を調査することによって、積極的に独占禁止法を執行してきており、必要な場合には、介入措置を講じた。例えば、2010年8月13日、ノバルティス株式会社によるアルコン株式会社の買収案が、商務部によって条件付きで承認された。ノバルティスとアルコンは、世界的な医薬品製造販売業者である。商務部は、以下の関連市場において競争に関する懸念が存在するという見解を示した。(i) 眼科用抗炎症及び抗感染症用製品の市場、(ii) コンタクト・レンズのケア製品の市場。許可の条件として、中国商務部は、ノルバティスが2010年末までに、中国でインフェクトフラムを供給することを止めることを義務付けた。また、商務部は、更にノバルティスに対し、5年間中国でインフェクトフラムを供給しないこと及び異なるブランド名でインフェクトフラムの類似品を中国国内で供給しないことを要求した。

## 日本

日本は、競争は市場の効率的な機能を確保する上で重要な役割を果たすということを認識し、経済の活性化及び消費者利益の向上の観点から競争の促進を非常に重要視しており、1947年7月に独占禁止法(正式には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という。)を制定した。近年のグローバル化の進展及び重要な技術革新に伴って、公正かつ自由な競争を確保することは、これまで以上に重要である。このような背景から、日本は、これらの規制を支持してきたことはもちろん、多くの改正を通じて競争ルー

ルを強化及び改善してきた。

独占禁止法は、60年以上にわたって、民主主義社会を支える経済的基盤として役割を果たしてきた。その目的は、私的独占、不当な取引制限（例えば、カルテルや入札談合）及び不公正な取引方法を禁止することにより、公正かつ自由な競争を促進することで、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的かつ健全な発達を促進することである。反競争的行為をより効果的に規制するために、最新の改正が2010年1月に施行された。この最新の改正は、(i) 排除型私的独占及び一定の不公正な取引方法に対する課徴金制度の導入、(ii) 不当な取引制限において主導的な役割を果たした事業者に対する課徴金の割増し、(iii) 同一企業グループに属する複数の違反行為者による課徴金減免制度の共同申請の許可、(iv) 一定の犯罪に対する懲役刑の上限の引上げ、及び(v) 企業結合に関する届出制度の見直しであった。

競争政策に関する法的枠組みは、独立行政委員会である日本公正取引委員会（日本公取委）によって運用されてきた。日本公取委は、国会の同意を得て、内閣総理大臣によって任命された委員長と四名の委員によって構成されており、独占禁止法に違反する行為を予防又は探知するために、市場の機能並びに経済及び取引活動を注意深く監視し、あらゆる違法行為を厳正に規制し、措置を講ずる。

2010年、日本公取委は、政策及び執行の領域の両方で、重要な進展を果たした。新たに改正した独占禁止法の施行に加えて、日本公取委は、法執行における透明性及び予見可能性を向上させるため優越的地位の濫用に係るガイドラインを公表し、また、178の事業者に課徴金納付命令を発出し、その額は約700億円に上り、年間過去最高額に達した。

国際協力の分野において、日本公取委は、多国間フォーラムへの貢献はもちろんのこと、二国間対話及び協議の開催並びに二国間協定（個別又はEPAの一部として締結されている。）の実施を通じて、外国当局との関係を強化してきた。典型的な二国間協定は、特に、情報交換、通報、執行活動の調整、技術協力及び協議という形態による反競争的行為に対する競争当局間の協力に関する詳細及び手続を定めている。また、近年設立された競争当局に有用な情報を提供するなど、国際競争ネットワーク（ICN）やアジア太平洋経済協力（APEC）のような国際的な枠組みにおいて技術支援活動を行って

いる。

## 韓国

F T Aの文脈において、競争政策は、競争市場が促進され、貿易自由化の利益が国内経済の過剰規制又は過小規制によって損なわれることがないことを確保する上で重要な役割を果たす。韓国は、1980年に独占規制及び公正取引に関する法律（公正取引法）を導入、1981年に施行し、韓国の包括的な競争政策の制度上の基礎を提供してきた。

公正取引法の枠組みは、国内経済のバランスのとれた発展を追求するという究極の目的に基づいて、反競争的取引慣行を禁止する一方で、競争力のある効率的な市場を維持するよう設計されている。この考え方に基づき、公正取引法は、反競争市場システムの自由化及び改善、独占的及び寡占的市場構造の改善、反競争的な合併の禁止並びに経済力の過度の集中の制限を規定している。また、同法は、市場支配的地位の濫用、カルテル又は不公正取引行為を禁止し、再販売価格維持行為、事業者団体の反競争的又は不公正な取引行為及び不当な国際契約を制限している。公正取引法は、基本的に、国内市場における企業の全ての活動又は行為に適用され、海外で行われる活動についても、国内市場に影響を及ぼすものについては適用される。

韓国競争当局は、韓国公正取引委員会（韓国公取委）であり、首相の権限下にある省レベルの中央行政機関であり、準司法的機関としても機能する。公正取引法は、韓国公取委に対し、競争政策を策定及び執行し、独占禁止事案を審議、決定及び処理する権限を付与している。韓国公取委は、外部組織から介入又は監視されることなく独立してその役割及び義務を遂行する。1981年の設立以来、韓国公取委は、市場経済秩序を発展及び維持させるために、競争及び消費者政策を実施し、公正取引法及び他の11の法律を執行してきた。他の11の法律とは、消費者基本法、製造物責任法、消費者生活協同組合法、表示・広告の公正化に関する法律、電子商取引等における消費者保護に関する法律、訪問販売に関する法律、割賦取引法、約款の規制に関する法律、下請取引の公正化に関する法律、加盟事業取引の公正化に関する法律及び包括的カルテル廃止法である。

## 5. 2 将来の日中韓F T Aへの提言

中国、日本及び韓国は皆いずれも、競争政策が将来の日中韓F T Aに含まれる必要がある公正な市場競争環境の確立のための重要な要素の一つであるということを認識する。以下の観点において、競争政策を促進させ、競争政策に関する三国間の協力を更に強化させることが望ましい。

- 無差別待遇、手続の公正な実施及び透明性を含む競争政策の基本原則に基づいて、反競争的活動に対する措置をとるという約束を再確認すること
- 反競争的行為の規制の分野において協力し、当該協力の詳細及び手続を発展させること
- 相互の競争法及びその執行をより良く理解するために情報交換を強化すること
- セミナーや訓練プログラム等の活動を通じて、競争分野における三国間の協力を強化すること
- A P E C等の他の地域的な機関及びフォーラムにおける協力及び連携を強化すること

## 6. 紛争解決メカニズム

F T A・E P Aを含む貿易協定においては、紛争解決章は、協定の締約国間で生じた紛争を解決するために、透明性があり、時宜にかなった、効率的かつ効果的な手続を提供し、締約国間で紛争が複雑化することを回避するであろう。さらに、効果的な紛争解決メカニズムは、曖昧性を解決し、規則を執行し、規定を明確にすることによって、取引のシステムをより強固で信用性のあるものにするだろう。将来の日中韓F T Aの枠組みにおいて、適切に策定された紛争解決メカニズムは、三か国が安全で予見可能性のあるビジネス環境を発展させるのに不可欠である。

### 6. 1 現在の状況及び政策

#### 中国

中国は、紛争解決（D S）に関する規定を組み込んだ多くのF T Aに署名してきた。中国が署名したF T Aにおける紛争解決の一般的なアプローチは、協議と仲裁の組み合わせである。

中国のF T Aの紛争解決のプロセスは、一般に、協議、あっせん、調停及び仲介、仲裁裁判及び最終報告の実施を含む。このプロセスの間、紛争当事国はいつでも調停又は仲介に合意することができる。紛争解決のプロセスは、いつでも開始することができ、締約国によりいつでも終了することができる。協議が成功しなかった場合、締約国は、紛争事項を検討するために三人から成るパネルの設置を要請することができる。各締約国は、一人のパネリストを任命し、両締約国がパネルの議長を指名するよう努める。両締約国は、議長について合意できない場合、議長となるべき人は、W T Oの事務局長によって任命される。非違反措置に関する規定は、中国が署名したF T Aには含まれてない。

#### 日本

紛争解決手続は、E P Aの実施を確実にするために重要なメカニズムであり、日本の全ての既存のE P Aは紛争解決章を設けており、そこでは、E P Aの解釈及び/又は適用に関連する紛争解決の手続を規定している。日本のE P Aの紛争解決の規定は、W T Oの紛争解決システム（紛争解決に関する規則及び手続に関する了解）に基づいている。仲裁裁判を設置する前に協議に

よって紛争を解決することが望ましいが、明確な紛争解決メカニズムをEPAに設けることは、その実施において安定性及び確実性をもたらす。

日本の既存のEPAにおける紛争解決に関する規定の基本的な考え方は以下のとおり要約される。

- 仲裁裁判により下された裁定は、最終的なものであり拘束力を有する。
- 紛争解決の規定は、TBT、SPS、競争及び協力などの章には適用されない。これらの章は、規律というよりむしろ協力的な要素に基づく規定だからである。
- 原則として、非違反措置は含まれない。

日本の既存のEPAにおいて、紛争解決メカニズムは、一般に、三つの異なる段階から成る。すなわち、(i) 初期の協議段階、(ii) 仲裁裁判、及び(iii) 実施段階である。また、様々な行動について、特定の実施期間を設けている（これは、締約国の合意に基づき調整される。）。

## 韓国

韓国の既存のFTAにおける紛争解決メカニズムは、一般に、四つの主な手続から構成される。すなわち、(i) 協議、(ii) 合同委員会、(iii) パネル手続、及び(iv) 実施である。紛争が生じたとき、申立国は、WTOの紛争解決手続又はFTAの紛争解決手続のいずれかのパネルを選択することが可能である。一方の締約国が協議を要請し、協議で紛争を解決することができなかった場合は、いずれかの締約国がその事項を合同委員会に諮ることができる。紛争解決章の下で設置されたパネルがいったん最終報告を提示したら、その報告は公表されなければならない。締約国はその判決に同意しなければならない。締約国が判決に同意できない場合は、補償についての交渉が行われ、締約国が補償の条件に同意できない場合、又は、同意された報告の判決が実行されない場合は、その効果と同等の便益を停止するか、又は、申立てを受けた締約国が金銭評価額を支払う。

韓国のチリ、シンガポール、米国及びインドとのFTAは、非違反措置についての申立てに関する条項が含まれている。いくつかの章（主に、物品・サービス貿易）においてFTAに整合的な措置の結果として予想された利益が無効にされ又は損なわれた場合には、FTAの締約国は、これらの規定を通じて、当該事項を紛争解決メカニズムに持ち込むことができる。

紛争解決メカニズムは、いくつかの章については適用除外となっている。経済

協力章及びSPS章は、通常、紛争解決メカニズムから除外されている。章によっては、投資に関する投資家対国家の紛争解決（ISDS）又は非関税措置に関する仲介メカニズムといった独自の紛争解決メカニズムを設けている。現在まで、韓国はFTAの紛争解決メカニズムを用いたことはない。

## 6. 2 将来の日中韓FTAへの提言

明確で、簡便かつ透明性のある紛争解決メカニズムを設けることは、将来の日中韓FTAの枠組みの下で前向きな方法で紛争解決を円滑化するために重要な要素である。

同時に、日中韓FTA及びWTOの双方の下で生じた事項に関して、締約国が二つの紛争解決メカニズムから選択できるようにすることを確保することも重要である。申立国によっていったんフォーラムが定められた場合は、選択されたフォーラム以外の紛争解決手段を利用することはできない。

効果的な紛争解決メカニズムのために、あり得べき日中韓FTAの紛争解決章に含まれるべき要素として、以下の要素が挙げられる。

- 協議
- あっせん、調停又は仲介、仲裁裁判又はパネル（その設置、任務、手続、手続の停止又は終了及び裁定又は報告書の実施）
- 仲裁裁判又はパネルによる裁定又は報告書の確実な実施

## 7. 産業協力

中国、日本及び韓国は、世界経済で重要な役割を果たしている主要なエコノミーである。三か国は長年において経済関係をしっかりと維持してきたが、各国の比較優位と産業構造及び経済界からのニーズに照らせば、将来の日中韓FTAの枠組みにおける産業協力については、大きな潜在力がある。

### 7. 1 現在の状況

中国、日本及び韓国は、繰り返し産業協力の重要性を強調しており、近年は関連する活動を実施してきた。例えば、情報通信産業については、2002年の日中韓首脳会合で三か国の協力の主要部門の一つとされた。また、大臣会合メカニズムも同年に設けられている。現在では、複数の作業部会が大臣会合の下に設置され、関連する協力事項を遂行する。それに加えて、各種産業の発展を促進するため、三か国は科学イノベーション協力の強化に関する共同声明を発出している。

二国間経済関係がより密接となっていることを考慮して、日中両政府は産業協力を大変重視してきており、様々な形式の対話や協力のメカニズムを設置してきた。最も重要な二国間協力メカニズムの一つとして、日中ハイレベル経済対話があるが、これは中国の温家宝総理と日本の安倍晋三首相が共同で立ち上げたものであり、2007年に北京で第1回会合が開催され、2009年、2010年にも開かれている。この対話において産業協力は重要な役割を果たしている。両国は情報通信技術やその他の産業分野において協力を強化することで一致した。これに加え、両国は中小企業海外事業展開円滑化協力のための覚書に署名した。

中国と韓国も産業協力において活発な成果を挙げてきている。2009年に改訂された「中韓経済・貿易協力ビジョンに関する共同研究報告」が同年10月10日の中韓首脳会議で署名された。同報告書は経済・貿易分野における協力の戦略的指針を提示するとともに、ITや電気通信、金融、エネルギーなど23産業・技術分野にわたる協力の具体的な方向性を示している。両国は、科学技術、環境、漁業及びその他産業に関する協力についての二国間協定や覚書に署名している。情報技術の急速な発展に鑑み、IT産業協力は二国間産業協力の優先事項となった。中国と韓国は1993年からIT閣僚会合を積極的に開催してきた。とりわけ、両国は、2002年にIT分野における協力覚書を締結し、それ以降、

実務レベル委員会において第3世代、第4世代通信に関する二国間協力の議論を行っている。

日本と韓国もこれまで強固な経済関係を享受してきた。その強固な関係の支持に資する主要なフォーラムの一つとして、「日韓経済人会議」がある。同会議は1969年に開始し、40年以上の歴史を有している。その開始以来、二国間の産業・経済協力の強化に資する具体的な活動を始めるなど、両国の政府及び産業界に対して、相互理解の深化と広範囲にわたる政策及び産業提言の提示を行うためのプラットフォームを提供してきている。

## 7. 2 将来の日中韓FTAへの提言

2010年5月の第3回日中韓サミットで公表された「日中韓三国間協力ビジョン2020」によると、三か国は今後10年間で情報通信、文化産業等における協力の促進の機会をさらに模索していくとしている。こうしたことから、将来の日中韓FTAにおいては数多くの産業協力の機会があるといえる。協力の効率性の向上、政策環境の透明性の創出と円滑化を図るため、三か国は官民間のコミュニケーションを促進するとともに、産業協力の主要分野に関する政策意見と情報を共有するべきである。また、三か国は中小企業の発展を奨励し、科学技術協力を拡大することができる。密接な産業協力を通じて、三か国は世界の産業構造における自国の役割と位置をより明確にするとともに、経済統合を増進していくことができるであろう。三か国の政府は、産業界が直面している困難の解決を通じてビジネスに優しい環境を創造し、これにより産業協力の円滑化を図ることもできる。

こうした目的のため、将来の日中韓FTAにおいては、産業協力の円滑化とビジネス環境の改善をいかに図るのかについて議論を行うための、政府と産業界の代表で構成される特定のメカニズムを設立することも可能であろう。

## 8. 消費者安全

消費者安全と消費者の権利の保護に国境はない。中国、日本及び韓国の消費者安全に関する協力の重要性は、三国間の経済・貿易関係のかつてない深化により一層顕著になっている。中国の国家工商行政管理総局、日本の消費者庁、韓国の公正取引委員会が参加する日中韓消費者政策協議会では、各国の消費者保護政策に関する情報交換や議論が行われている。将来の日中韓F T Aでは、三か国が消費者の安全に関する協力を実践的に強化することが期待されている。

### 8. 1 現在の状況及び政策

#### 中国

過去数十年間、改革開放の前進と市場経済の発展により、中国の消費者安全保護は大きな進展と顕著な業績を実現した。

現在、中国は消費者安全保護のための包括的な法的枠組みをおおむね構築してきており、その中核は消費者権益保護法<sup>55</sup>であり、さらに製品品質法、不正競争防止法、広告法、食品安全法、標準化法、薬品管理法、価格法がそれを支えている。この体系には各省、自治区、自治体が策定する消費者権益保護法の実施弁法と共に、国務院とその部局が発布する規則や規定に関する文書も含まれている。

消費者権益保護法により、地方政府は消費者の法的権利の保護に係る部門の指導の強化、組織、調整、監督」に対し、積極的に職務を遂行してきている。工商行政管理、価格設定、技術監督、商品検査、衛生を扱う部門と共に、農業、鉄道、通信、郵便、民間航空及び観光を所掌する部門は、注意深く法律に定められた責任を遂行し、所掌の範囲内で権利保護に努めている。国務院により承認された計画によると、国家工商行政管理総局は1998年に消費者権益保護局を設置し、消費者権利の保護のための法執行と監督に着手した。同局は、消費者権利を侵害する行為をより徹底的に捜査、処罰するための苦情と通報用のネットワークを設立した。1999年3月15日には、消費者の苦情に対応するために、全国“12315”ホットラインが設立された。

消費者協会に代表される社会集団は、より大きな影響を及ぼしつつあり、消費

<sup>55</sup> 同法に関する英語版全文は以下より利用可能。

[http://www.saic.gov.cn/english/LawsRegulations/Laws/200602/t20060227\\_55251.html](http://www.saic.gov.cn/english/LawsRegulations/Laws/200602/t20060227_55251.html)

者安全保護の主流になりつつある。国家レベルの消費者権利保護組織である中国消費者協会は、1984年に設立された。それ以来、同協会は、活発に国際協力に従事してきている。現在では、同協会は日本や韓国を含む30以上の国及び地域の消費者団体と連携している。また、現在、中国には県以上のレベルで3000以上の消費者団体が存在しているが、これらは、同国の農村部と都市部の両方を含む監督とサービスのネットワークの構築を支援している<sup>56</sup>。これらの団体は、積極的に消費者保護の業務に従事し、消費者権利の保護に関する法律や規則の起案のため、関係部署に協力している。更に、消費者の苦情受付、製品やサービスの監督、法律の公表、理論的な研究、消費の指針提供や外国との交流促進などを通じ、多くの消費者保護業務を行ってきている。

## 日本

消費者基本法では、長期的に講ずべき消費者政策の大綱となる「消費者基本計画」を定めることとされている。「消費者基本計画」は2010年3月30日に閣議決定された（同基本計画は第一次計画（2005年4月8日）に続く第二次計画となる）。同計画は5ヵ年計画（2010～2014）で、関係省庁が取り組むべき171の施策が含まれている。その三つの柱は以下のとおり。

- 1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援
- 2) 地方公共団体や消費者団体との連携・協働及び消費者政策の実効性の確保・向上
- 3) 経済社会の発展への対応

「消費者基本計画」では、施策の検証、評価、監視は毎年実施することとしている。

2009年9月に消費者庁が新たな行政機関として設立されて以来、消費者安全法に基づき、関係行政省庁と地方公共団体は消費者事故情報を消費者庁に通知することになっている。消費生活用製品安全法により、製造事業者や輸入事業者は消費者庁に重大製品事故について報告することが義務付けられている。

この情報収集と分析の結果は各省と地方政府関係組織、国会、消費者委員会に

---

<sup>56</sup> China Consumers' Association, *Current Situation of China's Consumers' Rights Protection Movement*, <http://www.cca.org.cn>.

対し公表・提供されている。消費者被害の発生と拡大を防ぐため、消費者庁は、必要な情報の公表を行い、消費者に注意喚起し、消費者被害の発生と拡大を防ぐための対策を行っている。

更に、消費者庁の管轄には、以下の分野が含まれる。飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための食品衛生法及び原材料や原産地などの品質情報に関する適切な表示に関する一般消費者の選択に資するための農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律を含む食品表示関連法の執行を通じ食品の不正な表示を禁止している。表示関係には、不当景品類及び不当表示防止法が虚偽又は紛らわしい表示を防止するために施行されている。また、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売及び連鎖販売取引等に対応するため、特定商取引法が施行されている。

## 韓国

韓国の消費者利益の確保のための四つの政策は、消費者の自立の強化、競争的な市場環境の醸成、消費者被害の予防と救済のためのメカニズムの開発、及び消費者政策の実行の効率性向上である。

韓国では、これらの消費者政策分野において、消費者安全のための法的枠組みを確立してきた。消費者政策の基本的な方向性と実行を定めた消費者基本法は1987年の旧消費者保護法に取って代わり、2007年3月に施行された。消費者基本法とともに、製品安全・品質・基準に係る多様な法律が発効したが、この中には食品衛生法、食品等の表示基準、表示広告の公正化に関する法律、製造物責任法、品質経営及び工産品安全管理法、消費者紛争に係る規則などがある<sup>57</sup>。

部門別の消費者政策の確立と実施を含めるようにするため、消費者政策における公正取引委員会(FTC)の機能を拡張してきた。公正取引委員会は消費者政策の執行のための主要機関であり、消費者権利と利益を保護するために設置された韓国消費者院を支援し、監視する権限を持っている。韓国消費者院は主に製品やサービスの規格、品質及び安全性のテスト・検査及び調査を実施している。

韓国では、消費者保護団体は、積極的に様々な社会活動に従事している。韓国消費者団体協議会は消費者保護のための組織の連合であり、消費者団体の活動の奨励と消費者の利益の確保のために設立された。4つの創立メンバーにより1976年に設立された同協議会は、加盟10団体及び182の地域団体の消費者保

<sup>57</sup> 同法に関する英文全文は以下より利用可能。 [http://www.kca.go.kr/front/english/info\\_02.jsp](http://www.kca.go.kr/front/english/info_02.jsp)

護の活動を調整している。

## 8. 2 将来の日中韓F T Aへの提言

中国、日本及び韓国は消費者安全保護のための包括的な法制度上の枠組みを整えていると見られる。将来の日中韓F T Aによる経済関係の深化と拡大に従い、三国間の商品、資本及び人の動きはより一層頻繁になるであろう。

従って、三か国は、消費者安全保護を促進するため、例えば、日中韓消費者政策協議会といった既存の枠組みも活用する一方で、以下の分野において協力を促進・強化する可能性を引き続き議論を模索すべきである。

- 法律と政策実行におけるベストプラクティスと経験の共有
- 日中韓F T Aにおける消費者安全に係る問題の解決のための協力促進
- 消費者安全に関する能力強化と技術交流に関する協力促進
- 製品安全の分野において把握され、三か国に通報された、製品の重大な危険に関する情報共有

## 9. 電子商取引

情報技術の発達に伴い、電子商取引は、取引のダイナミックな形態として、及び、世界で最も急成長する産業の一つとして浮上してきた。電子商取引の利用の増加は、物品貿易の円滑化及び新しいサービスの導入を通じて、経済成長及び機会をもたらすことが可能である。電子商取引は効率性を向上させかつ取引コストを低減するので、中小企業を含め、企業は電子商取引の利用により恩恵を受けるだろう。あり得べき日中韓FTAは、三国間の電子商取引に関する協力と取引を増加させる機会を提供することになるだろう。

### 9. 1 現在の状況及び政策

#### 中国

中国は電子商取引の発展を常に重要視してきた。インフラ、人的資源及び技術の発達に伴い、中国は電子商取引の利用をさらに追求する立場にある。1993年以来、中国は三つのゴールデン・プロジェクトを進めてきた。「ゴールデン・ブリッジ・プロジェクト」は全国的な経済情報ウェブサイトの設立を目的としたもの、「ゴールデン・カスタムズ・プロジェクト」は従来の税関申告書に代わる税関申告書の電子化のプロセスを促進することを目的としたもの、そして、「ゴールデン・カード・プロジェクト」は電子決済を促進することを目的としたものである。他方、中国政府は、政府のあらゆる部署に対して、業務の電子化を奨励している。

「中国電子商務報告2008～2009」（中国商務部が2009年に公表）によれば、中国における電子商取引及びオンライン注文による取引額はそれぞれ、前年比21.7%増の3兆8,000億元、同105.8%増の2,586億元に達した。現在、中国企業の電子商取引の取引モデルは、オンラインでの展示会のためのウェブサイト立ち上げから、多国籍企業のプロジェクトによるオンラインの見本市、終わることのないオンライン市場及び情報ポータルサイトまで様々である。中国企業は、オンラインでの交渉、オンラインでの販売促進、及びオンラインの取引を用いて、新しい市場を開拓してきた。中国においては、オンラインでの購入、オンラインでのオークション及びオンラインの入札の利用が急速に増加している。

この数年の間に、いくつかの法律や政策が電子商取引を促進することを目的に

発表された。中華人民共和国電子署名法は、2004年8月、第10回全国人民代表大会常務委員会で可決、2005年4月に発効したもので、電子署名の法的地位を中国で初めて規定している。2004年には、国務院の電子商務の発展加速に関する若干意見で電子商取引の経済発展に対する重要性が強調され、電子商取引の発展のための基本方針及び措置が決定された。中国人民銀行は、2005年10月30日、電子決済ガイドライン(第一号)を出版し、その中で、電子決済に伴う問題に対処するための基本的なルールを記述している。電子商取引に関連する他の規制や政策としては、中国の国家情報化発展戦略2006～2020年(2006年、国務院が公表)、商務部のオンライン取引に関する指導意見(暫定版)(2007年)、電子商取引の発展に関する第11次5カ年計画(2007年)、電子商取引モデルのための仕様書及びオンラインショッピング取引のためのサービスの仕様書(2008年)等がある。

## 日本

経済産業省の調査によれば、2010年のB to B(企業間)の電子商取引(インターネット技術を用いたコンピュータ・ネットワーク・システムを介して行われた商取引)の国内市場規模は、前年比28.6%増の約169兆円となった。市場規模は2008年の水準に回復し、電子商取引の浸透を示す指標であるEC化率\*については前年比1.9ポイント増の15.6%となった。B to C(消費者向け)電子商取引の国内市場規模は、2010年には約7.8兆円となり、前年比16.3%増となった。また、EC化率は前年比0.4ポイント増の約2.5%となった。

\*EC化率：全ての商取引における電子商取引の割合

電子商取引を促進する際、電子商取引の市場及び取引の急成長を考慮すると、政府が電子商取引の利用及び発展に対する障害を回避し、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することは重要である。日本において電子商取引に適用される下記の法令が法的な枠組を構成し、これが上述の目標の達成に貢献している。

### 一 電子署名及び認証業務に関する法律

安全で信頼のおける電子商取引のために、日本政府は、電子署名及び認証の利用を促進している。この法律には、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度、及び他の必要事項についての規定が含まれる。

### 一 個人情報保護に関する法律

この法律の下では、事業者は個人情報を取り扱う際に法的な義務を負う。個

個人情報取扱事業者の義務は、1980年に採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのOECDガイドライン」の8原則を具体化したものである。

－消費者保護を扱っている法律

- ・特定商取引に関する法律：通信販売等における消費者保護を目的として、「誇大広告の禁止」等を規定。
- ・電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
- ・不当景品類及び不当表示防止法
- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

加えて、電子商取引は比較的新しいものであり、現行の法律がこの新しく発展しつつあるビジネス形態に適用されるか否か不明瞭な場合が生じてきているので、日本政府は、特定の既存の法律が電子商取引にどのように適用されるべきかについての解釈のガイドラインを提供している。これらのガイドラインは、実際の取引での取扱い、技術の発達及び国際的な規制の流れを通じて電子商取引が展開するのに応じて継続的に改訂されることとなっている。

電子商取引に関する国際的な約束に関して、日本は、スイスとの経済連携協定（EPA）に電子商取引章を設けている。そこには、デジタル・プロダクト及び電子的に送信される電子サービスに対する無差別待遇、電子送信に対する関税不賦課の慣行、透明性、オンライン上の消費者の保護、電子商取引利用者の個人情報保護、民間部門の参加、協力等についての規定が含まれている。

## 韓国

現在、韓国は人口の95%がインターネットにアクセスし、世界で最もブロードバンドの浸透率が高い国の一つとなっている。韓国における電子商取引のインフラは、インターネット利用者の割合が最も高いことから、国際的なレベルであると国際社会からもみられている。電子商取引のインフラの発達と共に、電子商取引の全国的な取引量は急増し、2010年には前年比22.6%増の824兆3,910億ウォンとなった。

電子商取引は取引コストを低減し、国際貿易を円滑化することにより、より大きなビジネスの機会を創出するという電子商取引の潜在力を考慮し、韓国は、電子商取引市場の急成長に対処するため、1999年から電子商取引に関する法制化を進めてきた。電子商取引を促進する目的で設立された法律及び政策には、電子取引基本法（1999年制定、2002年及び2009年に改正され、現在は、

3回目の改正プロセスにある)、電子署名法(1999年制定、2001年及び2008年に改正)、電子商取引等における消費者保護に関する法律(2002年制定、2007年改正)及び電子商取引利用者保護のためのガイド(2000年成立)がある。

韓国政府、特に知識経済部は、電子取引紛争調整委員会(2000年設立)や公認電子文書保管所(2007年から活動)等の機関を運用することにより、電子商取引を促進してきた。

電子商取引紛争調整委員会(EMC)は、電子商取引に関する枠組法の下で組織化され運営されており、オンライン紛争解決(ODR)サービスを提供している。これは、様々な電子的な取引に関する申立てを是正するためのインターネット上の自動的な相談システムである。2010年に、電子的な取引に関する申立ては、前年比36.7%増の約18,000件に達した。昨年は申し立ての82.9%がEMCによって解決された。ODRのほかに、申立てを抑制する目的でe-トラスト認証制度が運営されており、2010年には前年比29%増の138の電子商取引に携わる企業が信用できる電子商取引事業者として認定された。

電子文書の促進のために設立された公認電子文書保管所は、電子文書の利用率を現在の30%から2015年までに50%に拡大することを目標としており、紙の消費を減少させ、それに伴い二酸化炭素の排出量を減らす計画である。

## 9. 2 将来の日中韓FTAへの提言

現在、高いブロードバンドの普及及びインターネットへのアクセス率により、三国間では実際に相当程度の国境を越えた電子商取引が行われており、この三か国は、世界における電子商取引の先導者とみられている。三国間の経済の相互依存の高まりを考慮すると、電子商取引は三か国の経済関係をさらに活性化させるのに役立つ。将来の日中韓FTAの枠組みの下で、三か国は電子商取引の健全な発展を確保するために共に努力すべきである。

電子商取引の力強い発展及び三国間の協力のさらなる強化の必要性を認識し、共同研究委員会は、三か国は、三か国の既存のEPA・FTAに含まれる要素及びAPECモデル措置等の多国間の場におけるイニシアティブを、将来の日中韓FTAに組み込む可能性を追求すべきであるという認識を共有した。

## 10. エネルギー・鉱物資源

エネルギー安全保障は、主要なエネルギー・鉱物資源の消費国である中国、日本及び韓国を含む世界の全ての国にとって、長きにわたり重要な問題である。安定供給の確保を目的とするエネルギー安全保障の強化は三か国の経済的繁栄にとってきわめて重要である。投資は生産能力の拡大やエネルギー効率の改善、クリーン・エネルギー技術の発展をもたらすことから、投資の促進はエネルギー安全保障の強化にもつながる。近年、三か国は、APECや五か国エネルギー大臣会合、ASEAN+3、東アジアサミットといった複数の地域経済フォーラムの枠組みの中でエネルギー安全保障の強化方法について議論している。これに加えて、将来の日中韓FTAは、効果的な三国間協力を促すとともに、エネルギー・鉱物資源分野における貿易・投資ルールの強化のための新たなプラットフォームとなるであろう。

### 10.1 現在の状況及び政策

#### 中国

中国は、世界第2位のエネルギー生産国であるとともに、消費国でもある。中国のエネルギー安全保障の基本的テーマは、省エネルギーに重点を置くこと、国内資源に依存すること、多様な形式の開発を奨励すること、科学技術に依拠すること、環境を保護すること、そして相互利益のための国際協力を増やすことである。中国は、持続的なエネルギー開発を伴う持続的な経済・社会の発展を支えるため、安定的、経済的、クリーンでかつ安全なエネルギー供給システムの構築に努めている。

中国は、石炭を主とする非常に豊富な化石エネルギー資源を有しているが、多くの人口を抱えているため、一人当たりの平均エネルギー資源は少なくなっている。石油と天然ガス資源の一人当たりの平均は世界平均の15分の1である一方、石炭及び水力エネルギーの一人当たりの平均は世界平均の50%である。そのため、中国政府は省エネ技術の開発を奨励するとともに、エネルギー効率性の向上を目的に省エネ製品の普及に常に努めてきた。このクリーン戦略の中で、中国は、先進的なエネルギー技術と再生可能エネルギーの発展を活用しつつ、エネルギー産業と環境保護のニーズが調和した開発の促進を重視している。近年、中国は整然と水力発電の開発を行うとともに、積極的に原子力発電の開発を行っている。また、バイオマスや太陽光、地熱エネルギー、風力発電といった再生可能エネル

ギーの開発の奨励と支援を行っている。現在、中国は、既設の水力発電、建設中の原子力発電の能力、太陽熱温水パネルの普及率と太陽光発電の能力は、世界第1位の地位にある。

上述の努力により、中国のエネルギー供給能力は、主要エネルギー源かつ発電源としての石炭に加え、石油やガス、再生可能な資源の全体開発を中心に著しく増強されている。また消費構造は次第に最適化されており、省エネ効果はさらに顕著になってきている。

国内での努力に加えて、中国はエネルギー協力の分野において他国と密接な連携をさらに強化している。中国は、APECエネルギー作業部会やASEAN+3エネルギー協力、国際エネルギーフォーラム（IEF）、エネルギー会議、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップのメンバーとなっている。またエネルギー憲章のオブザーバー・メンバーであり、国際エネルギー機関（IEA）や石油輸出国機構（OPEC）といった国際機関と密接な関係を維持している。また二国間協力に関しては、中国は日本と韓国を含む多くの国々と、エネルギー開発と利用、環境保護、再生可能エネルギー、新エネルギー源の開発と利用といったエネルギー分野における対話と協力のメカニズムを設けている。

## 日本

日本は大きく輸入資源に依存している。そのため、経済成長に必要な低コストかつ安定的なエネルギー供給の実現を重視している。さらに近年では、資源価格の不安定さ、資源確保のための国際競争の激化、地球温暖化に対する対応の社会的要請の高まりなどに見られるように、エネルギー・資源政策を取り囲む環境は、顕著かつ急速に変化してきている。これらの制約を乗り越えるため、日本のエネルギー政策は、エネルギー安全保障や環境保護、効率的供給を重視したものとなっている。

2007年、水力発電を含む日本のエネルギー自給率は4%であり、他国と比較して低い割合にとどまっている。このため、日本は海外からのエネルギーの安定的供給の確保と省エネの促進、そして水力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入に多大な努力を払っている。ここ30年以上の間に、エネルギー消費は次第に減少し、またエネルギー効率は37%改善されている。その結果、日本のGDP当たりの一次エネルギー供給は世界でも最低水準まで減少している。また日本は、エネルギー供給構造の多様化を進めている。石油は1973年には一次エネルギー総供給量（TPES）の75%を占めたが、今日では42%に低

下している。最近では、T P E Sにおけるその他のエネルギー資源の割合は、石炭23%、天然ガス19%、原子力発電10%、水力発電3%、そしてその他の再生可能エネルギー3%となっている（平成20年度）。

日本はエネルギー協力の分野において積極的に活動しており、A P E Cエネルギー作業部会やA S E A N + 3、東アジアサミット、I E A、I E F、国際再生可能エネルギー機関（I R E N A）、国際省エネルギー協力パートナーシップ（I P E E C）、アジア産消国閣僚会合、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップのメンバーであるとともに、O P E Cと密接な関係を維持している。また二国間協力に関しては、日本は中国と韓国を含む多くの国々とエネルギー開発と利用、環境保護、再生可能エネルギー、新エネルギーの開発と利用といったエネルギー分野における対話と協力のメカニズムを設けている。

これまでのE P Aにおいては、締約国とのエネルギー安全保障を強化するため、エネルギーと鉱物資源に関して取り扱ってきており、日インドネシアE P Aや日ブルネイE P Aでは独立章を設けている。これらの章の中には、輸出制限の禁止や契約関係における悪影響の最小化、政策や規制の透明性の強化、協力の促進、産業界が参加する協議メカニズムの創設などといったことに関する条項を含んでいる。

## 韓国

韓国政府は、エネルギー安全保障とエネルギー効率化、環境保護を国家エネルギー政策の三つの主要目標としてセットとしており、将来増加するエネルギー需要に備えて持続可能な経済成長を促進すべく努めている。エネルギー供給の97%にのぼる過度な輸入依存から、安定したエネルギー供給が韓国の持続可能な発展のために不可欠である。より効率的なエネルギー利用は、高い原油価格をはじめとする利益に反した外部からの影響に対応する上で一助になるものと期待される。環境に配慮したエネルギー政策は、エネルギー消費の将来的な増加に効果的に対応する際に役立つであろう。

上記の三つの目標の下、韓国政府は四つのビジョン（エネルギーの自立を達成すること、低エネルギー消費社会に転換すること、エネルギー福祉を実現すること、改善されたエネルギー技術を開発すること）を設定している。このビジョンを行動に移すため、韓国政府は海外資源開発の更なる促進や、エネルギー利用に占める新・再生可能エネルギーの割合の増加、エネルギー効率の大幅な改善に取り組む予定であるほか、新たな海外エネルギー市場に参入するための先進技術へ

の投資や、エネルギー技術開発システムの性能向上、エネルギー効率化市場の創設を継続して行う予定である。安定したエネルギー供給を確保し、原子力の利用を増大するため、各種インフラ建設にさらに取り組んでいく予定である。

韓国は、APECや五か国エネルギー大臣会合、ASEAN+3、東アジアサミットといった多国間フォーラムの枠組みを通じて、中国、日本とエネルギー協力を促進してきている。さらに2010年にソウルで開催された第3回日中韓サミット会議にて、三か国の首脳は、クリーン・エネルギー大臣会合やAPEC、IPEECなどの既存の国際枠組を通じた、地球規模での再生可能エネルギー技術とエネルギー効率の向上を図る政策・プログラムの促進のための協力を約束した。

## 10.2 将来の日中韓FTAへの提言

エネルギー・鉱物資源分野における貿易・投資ルールを強化することによってエネルギー安全保障を確保することは、三か国にとって極めて重要である。エネルギー・鉱物資源分野への投資は、生産能力の拡大やエネルギー効率の向上、クリーン・エネルギー技術の発展につながる場合が多いことから、促進されるべきである。エネルギー・鉱物資源の安定供給を支援するため、市場監視や緊急対応といった分野で協力していくよう努めていかなければならない。こうしたことから、三か国が将来のエネルギー・鉱物資源にかかる論点、特に、(i)市場の役割の強化、(ii)投資の促進と保護を通じたエネルギー・鉱物資源分野における投資環境の改善、(iii)エネルギー・鉱物資源分野に適用される政策と規制の透明性の強化、(iv)エネルギー・鉱物資源分野における安定した枠組みの設定を目的とした、同分野における協力の促進、及び(v)貿易・投資拡大のための、関係者による対話の創設についてさらに議論していくよう提言するものである。

日本及び韓国は、三か国は貿易・投資を制限しうる非関税障壁の除去並びに貿易・投資を妨げる措置の利用の防止に努めるべき旨提言する。

中国は、環境の悪化を防ぐため、エネルギー・鉱物資源において天然資源の持続可能な利用を確保できるよう、然るべく配慮すべきである旨提言する。

## 1.1. 水産業

数世紀にわたり、中国、日本及び韓国の周辺海域は、三か国に対して食料安全保障及び就労機会のための豊かな漁場を提供してきた。しかしながら、多くの魚種の回遊性及び周辺海域の共有性に鑑みれば、いずれの国も単独で共有の回遊性魚類資源を管理及び保存することは不可能である。ゆえに、そこには中国、日本及び韓国が水産協力を強化するための正当な理由が存在している。

### 1.1.1 現在の状況及び政策

#### 中国

制度及び技術の革新が原動力となった改革開放の過去30年間、中国は近代的な水産業を発展・向上させ、徐々に世界の主要な水産国の一つとなった。2009年において、中国の漁業生産額は886億米ドル、漁業生産量は5,110万トンに達した。また、中国は魚類及び水産製品の世界貿易において重要な役割を果たしている。2009年において、中国の本分野の総貿易量は668万トンで、その貿易額は159.6億米ドルに達した。そのうち、輸出量が294万トンで貿易額にして107億ドル、輸入量が374万トンで貿易額にして52.6億米ドルであった<sup>58</sup>。

発展の過程において、中国の水産業の構造は徐々に改良されてきた。内水面漁業、海洋漁業、特に遠洋漁業、海面養殖業及び観賞魚養殖業といった異なるセクターは、総合的に発展してきた。一方、水産品に対する世界的な需要の高まりを受け、中国の水産加工業は継続的かつ急速に規模、生産量及び生産額を増大させてきた。企業の大規模で集約的な加工能力は明らかに向上してきており、上質な包装を行い、豊富な栄養を含む消費者の利便に資する多くの高品質な製品が大量に市場に出回っており、その市場シェアを増加させてきている。

このような発展にも関わらず、中国の水産業の構造は依然として限られた資源、環境悪化、市場競争の激化及び先進技術の普及の遅れによる困難に直面している。それゆえに、水産資源の保全及び持続的利用のために、多大な努力を行っている。

1995年以降、海洋夏季禁漁制度が改善及び強化されてきている。いくつかの新たな国立自然保護区が設定され、計16か所となっており、220

---

<sup>58</sup> 中国税関：輸出入統計

の国立海洋繁殖保護区が設定される予定である<sup>59</sup>。海洋牧場や人工魚礁の開発についても、急速な進展が見られる。

中国の水産業は、1986年1月に採択され、2000年10月及び2004年8月に二度改訂された中華人民共和国漁業法<sup>60</sup>によって主に運用・管理されている。関係当局や機関には、農業部([www.agri.gov.cn](http://www.agri.gov.cn))、農業部漁業局([www.cnfm.gov.cn](http://www.cnfm.gov.cn))、中国水産会([www.china-fisheries.org](http://www.china-fisheries.org))及び中国漁業協会([www.china-cfa.org](http://www.china-cfa.org))が含まれる。

## 日本

日本は、これまでに国及び都道府県レベルにおいて、漁業法、同法に基づく都道府県規則、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、外国人漁業の規制に関する法律、水産資源保護法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、及び漁船法を含めた様々な国内法規を制定しており、種々の水産資源の保存及び管理並びに漁業及び漁船の管理及び監視を実施している。加えて、日本は水産物貿易に関し、漁業操業に直接関係するものではない、外国為替及び外国貿易法や輸入貿易管理令といった他の関連法も適用している。これらの国内法規制に基づき、日本国民がIUU（違法、無報告及び無規制）漁業に従事することは厳重な処罰の対象となっている。更に、日本の管轄外の水域における漁業活動については、日本国民の関連国際法令遵守及び水産資源の持続的保存及び管理を確保するため、二国間漁業協定の締結及び適切な地域漁業管理機関（RFMOs）への積極的な参加を通じて精力的に努力している。

日本は、漁業法に基づき、許可漁船の隻数及び総トン数、操業時期及び海域並びに漁具の種類等について様々な規制を課している。日本は国連海洋法条約（UNCLOS）の概念に基づいて制定された海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定に従い、年間の最大漁獲量を設定する総漁獲可能量（TAC）管理制度も導入している。現在、アジ、イワシ及びイカを含む主要7種がTACの対象となっている。これに加えて、2001年以降、緊急的に資源回復が必要な魚種を対象とし、漁船数の削減や休漁等の漁獲努力量の削減を内容とする資源回復計画（RRP）が導入された。上述の適切な漁業操業及び漁業管理を確保するため、農林水産省及び都道府県庁は漁業監督公務員を配置し、漁業者を指導し、監視船及び監視航空機を派遣して港及び漁場の調査、管理及び監視（MCS）を実施し

---

<sup>59</sup> 中国農業部

<sup>60</sup> 同法の英語版は以下で入手可能。[http://www.china.org.cn/environment/2007-08/20/content\\_1034340.htm](http://www.china.org.cn/environment/2007-08/20/content_1034340.htm).

ている。

## 韓国

過去10年間で、韓国では2000年に82,000世帯あった漁業世帯が2009年には69,000世帯に減少したが、同期間において漁獲金額は4兆660億ウォンから6兆9,240億ウォンに増加した。2009年の漁業生産量は318万トンを記録し、総貿易額は44億700万ウォンに達し、そのうち輸出額は15億1,100万ドル、輸入額は28億9,600万ドルであった。

水産業を発展させる取り組みにおいて、韓国政府は、特に危機管理、成長力強化及び漁村の活性化の三つの主要な目標を設定している。危機管理に関して、韓国政府は暴風や洪水による損害、漁船事故、水棲生物の感染症等を予防し、またそれらに対処するための体系的な管理制度を設置することに努力している。水産業の成長潜在力を強化する過程において、持続可能な漁業及び他国との互恵的な海外開発協力に特に重点を置いている。持続可能な漁業を実現するため、韓国政府は漁業免許制度、漁具のサイズ及び種類の規制、総許容漁獲量（TAC）管理制度、買い戻しプログラム等の様々な措置を導入している。

関係当局及び組織には、農林水産食品部([www.mifaff.go.kr](http://www.mifaff.go.kr))、国立水産科学院([www.nfrdi.go.kr](http://www.nfrdi.go.kr))、農林水産検疫検査本部([www.qia.go.kr](http://www.qia.go.kr))、東海漁業管理団([eastship.mifaff.go.kr](http://eastship.mifaff.go.kr))、西海漁業管理団([westship.mifaff.go.kr](http://westship.mifaff.go.kr))、及び水協([www.suhyup.co.kr](http://www.suhyup.co.kr))が含まれる。韓国の漁業は、主に水産業法、水産資源管理法、遠洋漁業法、水産動物疾病管理法及び水産物品質管理法によって運用・管理されている。

### 11.2 将来の日中韓FTAへの提言

中国、日本、韓国は長きにわたり、水産協力を重視してきた。水産資源の保存及び管理のためのいくつかの既存の二国間枠組みが存在している。中国及び日本は2000年に発効した日中漁業協定を締結している。日本及び韓国も、1999年に発効した日韓漁業協定を締結している。中国及び韓国は、2001年に発効した中韓漁業協定を締結している。

近年、中国、日本、韓国は、様々なチャネルを通じて水産協力を強化するための努力をしている。三か国の研究者は、いくつかのセミナーを開催し数多くの論文を発表している。このことは、養殖業及び水産資源保存の分野における科学的調査及び管理を大いに促進させている。日中韓水産研究者協議会は、1990年に設立され、2007年10月以降、独立行政法人水産総合研究センター、中国水産科学研究院及び韓国国立水産科学院の三国研究機関長会議が定期的で開催されている。これらは全て、一貫して特に相互理解の強化に非常に貢献してきた。

中国、日本、韓国は、三か国が共有の水産資源を利用しているため、水産資源の保存及び管理並びに水産業の持続的開発において三か国が協力することが重要であると認識している。この点で三か国は、既存の枠組みや対話チャネルを活用しつつ、水産協力の可能性について更に議論する必要があることを確認した。日本及び韓国は、協力活動には、IUU漁業の共同管理、共有水産資源の共同調査、水産業に関する情報及び技術交換、共同漁業管理機関の創設を含み得ることを提言する。中国は、具体的な協力の取り組みについては、将来において必要があれば漁業管理当局の間で着手することになることを提言する。

将来の三か国協力と既存の二国間協力は、既存の枠組みに十分に配慮しつつ、相互に補完し合うべきである。また、三か国間の強化された協力は、他の地域及び多国間機関における共通目標の達成に向けて、より効果的に協調することを可能にし、世界的な水産業の発展を向上させるであろう。

## 1 2. 食料

十分かつ安全、そして栄養のある食料を物理的及び経済的に入手できることは、国民の健康で活動的な生活に不可欠である。この問題の重要性を考慮すると、国毎の取組みだけではなく、各国が共同で対処することが大切な任務である。それゆえ、食料の問題は、将来の日中韓 F T A の枠組の下で検討されることが期待される。

### 1 2. 1 現在の状況及び政策

#### 中国

世界で最も人口の多い国として、世界の耕作地のわずか7%で世界の人口の5分の1以上に食料を供する中国の能力は広く評価されている。食料供給の重要性を考慮し、中国政府は、農業、農村地域、農家に有益な政策の執行、財政・金融面での投入の拡大、科学技術を通じた単収及び産出量拡大の促進、需要と供給に基づき食料価格を設定するための市場志向型流通システムの構築等包括的なアプローチを採用してきた。これらの措置は効果的であることが判明し、中国は近年95%を超える穀物自給率を維持し、世界の食料安全保障にも非常に貢献してきた<sup>61</sup>。中国の経験は、限られた資源の中で食料供給を向上させる様々な政策の中でも、技術開発、制度的な変更、改善されたインセンティブ、及び農村地域の開発が重要であることを示した。

過去30年の間、中国の穀物、畜産品・酪農品、野菜、果実及び水産物の産出は、継続的かつ急激に増加した。食料供給の増加及び多様化により、中国の農村地域及び都市における消費構造は大きく改善され、一人当たりの穀物の消費が減少し、肉、卵、果実、野菜、酪農品等主食以外の食品の消費が増加した。一方で、中国は世界の重要な農産品の輸入国かつ輸出国になった。

消費される食品の質もまた主要な課題である。近年、中国政府は、食品安全基準の向上、監督及び緊急時の対処能力の改善、食品生産企業の信頼性や人材の質の向上、違反者への罰則強化を通じて、食品の安全を確保することに尽力してきている。

上述の成果を認める一方で、中国には都市と農村地域、あるいは地域間の

<sup>61</sup> 中国の食料安全保障の状況に関する報告書（北京：中国農業科学技術，2009）

格差ゆえに、食料の確保が不安定な地域や人々が未だ存在していることも指摘されるべきである。さらに、動学的な視点からは、長期的には、土地、水、その他生産に必要な資源が減少し、労働及び国内生産コストが上昇するなかで、増大し続ける人口に食料を供給するという大きな課題に直面することとなるであろう。

## 日本

日本の農業の現状をみると、生産能力の低下、小規模農家の存続、農地の制約及び減少、農業従事者の高齢化の進展、農業人口の減少等の様々な問題に直面しており、国内農業の再生が重要な課題となっている。

このような状況を反映して、2008年の総農業生産額は、ピーク時の1984年の11.7兆円から30%減少し8.5兆円となった。生産に関連する要因(生産の減少及び停滞)及び消費に関連する要因(消費者の食生活パターンの変化)により、2009年の日本の食料自給率(カロリーベース)は、40%にまで低下した。これは、先進国の中で最も低い。内閣府が2008年に行った世論調査によると<sup>62</sup>、90%以上の日本人が、日本の食料自給率を上げるべきと考えている。食料安全保障の観点からすればこれは深刻な状況である。加えて、日本の内外で生じている食品安全に関する事例によって、食品の安全は、日本国民にとってますます関心事となっている。

世界の需要の側面から食料問題をみてみると、世界の人口は2050年までに約90億人にまで増加すると予測されており、また、主に開発途上国における食肉の需要増加により飼料穀物に対する需要が増加すると予測されていることに留意しなければならない。生産の観点からは、水資源の枯渇、土壌悪化、砂漠化、あるいは、地球温暖化のような不安定要因等の制約がある。従って、食料に対する世界的な需給は中長期的に逼迫すると予測されており、日本人は将来の食料供給に不安を抱えている。この点に関して、日本及び世界市場への安定的な食料供給を確実にするために、持続可能な農業生産を促進・増加させる責任ある農業投資のための官民パートナーシップのメカニズムを設立した。

国民に対する安全な食料の安定供給の確保は、政府の基本的な責務の一つである。この目的のために、日本政府は、国内生産を増加させ、輸入と備蓄により補完するとの政策をとってきた。このように、食料安全保障の観点から、日本政府は、海外からの安定的な食料供給を確保することに加えて、2

<sup>62</sup> <http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-shokuryou/index.html>

020年までに食料自給率を50%に引き上げるために国内生産を維持・増加させるための様々な措置を実施してきた。日本はWTO・SPS協定に基づいた、段階的なリスク分析のプロセス、すなわちリスク管理、リスク評価（リスク管理と機能的に分離）及びリスク・コミュニケーション（リスク評価者、リスク管理者及びその他当事者相互のリスクに関する情報及び意見交換のプロセス）に従って、食品安全を含むSPS措置をとっている。日本政府にとって、SPS措置に関して科学的根拠に基づく決定を行っていくことは非常に重要である。

「包括的経済連携に関する基本方針」に従い、2010年に、「食と農林漁業の再生推進本部」が高いレベルの経済連携協定と日本の食料自給率の向上及び農業・農村地域の再生を推進し、持続可能で強い農業の育成を目的とした措置をとることを目的に設置された。2011年に閣議決定された「政策推進の全体像」に基づき、農林水産業の再生のための戦略が決定された。

## 韓国

過去50年以上にわたって、韓国の農業は、食料安全保障の必要性、都市と農村地域の家計の所得格差、市場開放の進展、食品安全、農村開発、農業人口の急速な高齢化等、国内外において数々の課題に直面してきた。これらの課題に対処するため、主要な食料輸入国の一つである韓国は、様々な措置や政策を講じてきた。

これらの政策の最も重要な目的の一つは、食料安全保障の観点から、十分な主食の国内生産水準の維持であった。韓国の穀物自給率は2009年には27%と低く、ゆえにこのような目標を設定してきた。近年、世界的な気候変動や需要の急増により国際食料市場の不安定を招いたことにより、食料安全保障の問題への関心が高まった。この点について、韓国政府は、食料自給率の目標値を引き上げ、消費と生産双方に関連する包括的な一連の措置を導入した。政策的措置には、農地の多様な利用を通じた国内の食料生産インフラの拡大、海外の農業開発による安定した食料輸入ルートの確保、適切な水準の食料備蓄の維持、及び輸入の一時停止や不作に対応するための管理体制の確立が含まれる。

韓国において、食品安全はもう一つの重要な政策目的である。昨今、国家間の食料貿易の増加及び新技術の発達や環境の変化に関連する新たなリスク要因の出現に伴い、食品安全を危うくする出来事はもはや一国の関心事では

なく、国際社会の関心事となっている。このような現状において、食品の安全性を確保するために、韓国政府は、多くの方法を用い多角的な努力を行ってきた。予防段階においては、様々な安全性テストが生産や流通段階で行われている。テストのための基準は、食品のモニタリングやリスク評価を通じて得られたデータを参照することにより、確かな科学的な根拠に基づき設定された。韓国はまた、国内の基準をコーデックス委員会やその他の国の国際的な基準に調和させるよう努力している。トレーサビリティシステムは、最終製品の管理改善のために実行されている。加えて、韓国政府は、関連する情報を諸外国から収集・分析し、食品安全に関して生じ得る事項に予め対応するために、食品安全管理システムを確立した。

韓国政府は、消費者の権利の拡大にも努力してきた。消費者により幅広い選択肢を提供するために、韓国は化学薬品を使用していない農産品及び有機食品、農産物優秀管理制度（GAP）、ハサップ、有害要素重点管理基準（HACCP）等の品質や安全性の認証メカニズムを含む様々な政策を採用・維持してきた。

## 1 2 . 2 将来の日中韓FTAへの提言

近年、APEC、ASEAN+3、ASEM及びその他の地域協力メカニズムによって提供されるプラットフォームにより、中国、日本、韓国は食料及び農業に関してすでに様々な形の協力を実行してきている。地理的近接性ゆえに、中国、日本及び韓国は、生産及び消費について多くの類似点を有する。すでに三国間では相当量の農産品、水産品及び食品の貿易が行われていることから、三か国が地域の安定的な食料供給にどのように貢献するかについて検討することは重要である。将来の日中韓FTAは、農業の生産性及び成長を促進し、食料貿易を円滑化し、各国の食料安全保障を向上させ、新しい農業技術の開発と移転を奨励し、各国の農業が相互に裨益するシステムを設立することにより、食料問題や情報共有に取り組むための中国、日本及び韓国に新しいプラットフォームを提供するだろう。さらに、それは、三国間の緊密な協同作業を通じて、食品安全をより確かなものとし、公衆衛生の向上に資する機会も提供するであろう。

### ● 農業の生産性及び成長の促進

各国が食料増産に努めることの重要性を認識しつつ、この分野の活動には、

環境面で持続可能な農業生産方式の認知度を向上させること、農業生産に悪影響を及ぼす病虫害の調査・管理を改善させること、農業分野への投融資を促進すること、力強い農業の維持のため正しく機能する市場と規制枠組みを構築すること、その他農業の果たす多様な役割を強化するための共同プロジェクトを検討すること、農業の生産性向上や関連する課題の協議を取り上げるFAO（国連食料農業機関）のような国際的な機関による一貫性のある活動を支持すること等が含まれ得る。

● 食料貿易の円滑化及び食料安全保障の改善確保

この分野の活動には、WTOドーハ・ラウンド交渉（DDA）が成功裏に妥結するよう支持すること、三国間の食料貿易を増加させるよう努力すること、食料自給率向上のための政策や取組みについて情報交換すること、安定的な食料供給のために輸出入に関するWTOのルールを遵守することにより三国間の食料貿易をより円滑化するような措置の実行を奨励すること等が含まれ得る。

● 新しい農業技術の開発と移転の奨励

この分野のアプローチには、農業の革新を共有すること、農業の研究開発に資する環境を整えること、農業技術の移転や研修を通じて農業所得及び生産能力を向上させること、農業生産基盤を改良すること、研究開発及びその成果の普及を奨励すること、バイオテクノロジー、気候変動及び食品安全に関する相互の情報交換を実施すること等が含まれ得る。

### 1 3. 政府調達

全てのレベルの政府は、物品、サービス及び建設サービスの主要な購入主体であり、政府調達は中国、日本及び韓国の国民経済活動の重要な構成要素である。調達の大部分は、公開かつ無差別な条件の下に行われている。以下では、三か国の政府調達の枠組の概要を述べ、将来の日中韓 F T A のための提案を行う。

#### 1 3. 1 現在の状況及び政策

##### 中国

中国の政府調達慣行は、1996年に上海、続いて深圳において実施された試験的プログラムに始まった。それ以降、中国経済の力強い成長とともに、中国の政府調達市場は急速に拡大してきた。過去10年間、中国の政府調達額は2桁台の伸びをみせた。最新の財政部の統計は、中国の政府調達額は2010年に8,000億元を超えたことを示している。

中国の政府調達制度は2002年6月29日に公布され、2003年1月1日に発効した政府調達法<sup>63</sup>によって規律されている。同法は、国際的な調達原則にならって作成され、あらゆるレベルの中国における政府に適用される。同法は9つの章から成り、基本的原則、調達方式、契約の形式及び執行、供給者からの照会並びに申立て、及び行政監督の責任に関する88の条項が含まれている。技術系の政府調達が公開入札の形で行われる場合には、入札法が優先して適用される。

- 政府調達市場における公平な競争を保護するため、同法はいかなる地域又は産業も市場への供給者による自由なアクセスを妨げるべきではないと規定する。政府の財政担当部局は、政府調達に関する問題を監視しかつ監督する責任を有しており、中央集権的な調達機関を設置することも、政府調達プログラムの下において調達活動に参加することも許されていない。中央の調達機関と管理機関との間には、いかなる従属関係やその他の利害関係も介在してはならない。
- 調達方式に関して、同法は公開入札が調達の主要な方法であることを規定しているが、財政担当部局の事前承認の下で、調達担当官は招請入札や競争的

<sup>63</sup> 同法の英訳版は以下にて入手可能。[http://www.gov.cn/english/laws/2005-10/08/content\\_75023.htm](http://www.gov.cn/english/laws/2005-10/08/content_75023.htm)

交渉を含む他の方法も選択しうる。

- 同法によれば、国内の物品や建設又はサービスが、あらゆる政府調達一般に関して、優先されるべきであるとされている。ただし必要とされる物品や建設又はサービスが中国の領域内において入手できない、又は調達対象が海外での消費のために調達される場合には、この限りではない。

法的枠組みとは別に、政府調達のための管理機関は中国におけるあらゆるレベルの政府において設置されてきた。地方の大部分もまた、集権的な購入を担当する政府調達センターを立ち上げた。他方で、実効的かつ透明な政府調達情報の公示制度が確立されており、中国政府調達ネット(<http://www.ccgp.gov.cn>)、中国財政経済ニュース、及び中国政府調達マガジンなどのメディア組織がこれを構成している。

中国は未だWTO政府調達協定(GPA)の締約国ではない。WTOへの加入の際の約束にしたがって、中国は2002年にWTO政府調達委員会のオブザーバーとなった。中国はWTOへの加入議定書において、「可能な限り早期に」WTO・GPA加入交渉を開始することも約束した。2007年12月、中国はWTO・GPA加入申請及び適用範囲に関するイニシャル・オファーを提出した。2010年7月、中国は適用範囲に関する改訂オファーを提出した。

## 日本

日本は会計法(1947年)、予算決算及び会計令(1947年勅令)、及び地方自治法(1947年)などの法令の下で、公平、公開かつ透明な手続を通じて政府調達を実施している。加えて、日本政府は、海外供給者の日本政府調達市場へのアクセス機会の向上のために一連の自主的措置を採用した。

これらの法令は、例えば、供給者の資格、入札公示、落札方法、契約書の起案などについての条項を規定している。日本の調達制度の下では、一般競争入札が原則的な入札手続である。指名競争入札は、契約の性質又は目的により競争に加わることのできる供給者が少数で、一般競争入札に付する必要がない場合、又は一般競争入札に付することが不適切と認められる場合に用いられる。随意契約は例外的方式であり、公示に応ずる入札者が存在しないなどの状況においてのみ用いられる。

行政機関に関しては、財務省が中央政府機関に関する法令を、総務省(MIC)が地方政府機関に関する法令を、内閣府が自主的措置をそれぞれ所管している。

国際的な規則に関しては、日本はWTO・GPAの締約国であり、また政府調達に関する条項（例えば、内国民待遇及び無差別待遇、入札の手續、調達情報の透明性、苦情申立ての手續など）を含むいくつかのEPAを締結している。

日本がWTO政府調達委員会に提出した2009年の統計<sup>64</sup>によると、中央政府機関（基準額以上及び未満）及び地方政府機関（基準額以上）が締結した契約の価額は、合計で約4兆4,800億円であった。

## 韓国

韓国の政府調達の仕組みは、調達機関が物品又はサービス（建設サービスを含む）を調達するために公的資金を用いる際に、「最善の価値」を獲得するという目的を達成するために構築され、発展してきた。

WTO・GPAの締約国として、韓国は国内法令及び政策をGPAの一般原則及び手續規定に合致させることにより、政府調達制度における無差別原則及び透明性を確保してきた。そのような原則には、無差別原則、内国民待遇、自由競争、及び透明性が含まれる。

韓国の政府調達のための法的枠組みの二つの主要な柱は、国家を当事者とする契約に関する法律（ACSP）及び地方自治体を当事者とする契約に関する法（ACLG P）である。これら二つの法律はそれぞれ1995年、2005年に制定され、両者は韓国の政府調達に関する基本的原則及び手續を包摂している。企画財政部及び行政安全部が法的枠組みを所管する主要な機関である。

公営企業による調達は、公共機関の運用に関する管理法律（AMP I）という別個の法律によって規律されている。しかし、AMP IはACSPの条項の多くを包含しており、ほとんど違いはない。したがって、ACSPに規定されている主要な原則及び手續は、公営企業による調達にも適用される。

国際入札に関しては、特定物品等の調達に関する国家を当事者とする契約に関する法律の施行令特定規定が、1997年1月1日以来主要な法的文書である。それは、WTO・GPAの原則及び規則に完全に合致するよう、具体的に国際入札手續を規律している。

---

<sup>64</sup> WTO 政府調達委員会、協定19条に基づき報告された2009年統計、GPA/104/Add. 4, 5 May 2011.

韓国の政府調達制度が他の制度と異なる一つの特有の面は、調達の大部分が、KONEPS（国家総合電子調達システム）と呼ばれる政府横断的な単一の電子調達システムを通じて行われることである。2002年10月に始動して以来、ほとんどの政府機関は供給者の登録、入札、契約から契約金の支払いに至るまで、KONEPSを通じてすべての調達手続を実施してきた。供給者もKONEPSにアクセスすることによって調達に関連したあらゆる作業を行うことができる。したがって、KONEPSは公共調達のための単一の窓口として機能しており、これによって供給者は一度の登録によって、公共部門におけるあらゆるKONEPS利用者が実施する入札に参加することができる。当該システムは、行政安全部、金融機関及び他の関連団体を含む異なる組織の123の外部的システムを結びつけるワンストップ・サービスを提供している。2010年時点において、4万の公的組織及び20万の企業がKONEPSを利用し、約75兆ウォンに相当する調達取引がKONEPSを通じて行われた。KONEPSの導入は取引費用を大幅に引き下げ、効率性を増加させた。それはまた、透明性を強化し、調達リードタイムを短縮させた。

2010年における韓国の政府調達の合計取引高は、104兆4,000億ウォン、すなわち約1,040億米ドルであった。

### 13.2 将来の日中韓FTAへの提言

中国、日本及び韓国はこれまでもAPEC政府調達専門家グループ(GPEG)及び中国のWTO・GPA加入プロセスなどの地域的並びに多国間の文脈において、政府調達に関して協力を行ってきた。

GDPに占める割合という観点からの政府支出の重要性に鑑みると、政府調達の効率性及び実効性を向上させることは経済成長に寄与しうる。将来の日中韓FTAの枠組みにおいて、三か国は情報交換及び経験の共有を通じて、互いの政府調達に関する政策及び慣行についての理解をより深めやすくなるであろう。

中国のWTO・GPA加入が進行中であるため、中国は、WTO・GPAを政府調達交渉を行う際の主な手段とすることを提言する。中国は更に、三か国は情報交換を通じて三国間協力を更に強化する機会を探るべきだと提言する。

日本及び韓国は、日中韓FTAは中央政府、地方政府及びその他の機関を対象

とする無差別原則, 透明性, 調達の効果を増進する措置の禁止, 特定の調達手続, 協議及び小委員会の設立などの事項に関する三国間の拘束的な規則及び指針を定める政府調達に関する独立の章を設けるべきであると提言する。

## 1 4. 環境

中国、日本及び韓国の政府は、持続的な経済発展を追求する一方で、環境保護が重要であること、そうした目標達成のために環境保護と持続可能な経済発展が相互支援的であるべきことを認識する。将来の日中韓F T Aは、中国、日本及び韓国に、環境保護及び経済発展における更なる協力強化のための好機を提供するだろう。

### 1 4. 1 現在の状況及び政策

#### 中国

急速な経済成長と社会発展を経ている国として、中国は環境保護を非常に重視し、その産業化・近代化戦略において、資源を保全し、環境に配慮した社会を構築することに焦点を当てている。

中国は、近年、水質汚染の防止及び管理、海洋環境保護、大気汚染の防止及び管理、環境への影響評価に関する一連の法律を策定乃至は改正した。国務院はまた、環境保護を強化するために50以上の法律施行規則を制定乃至は改正した。中国は、国家気候変動対策計画を採択し、実施する最初の発展途上国でもある。

国務院直属の機関として、中国環境保護部（MOE P）は、法律によって、環境政策を実施し、環境法令を施行する権限を与えられ、業務付けられている。その規制的作用を補完するために、同部は研究開発に資金を供与し、組織している。加えて、同部は中国の原子力安全機関としての役割も果たしている。

法的、制度的枠組みを改善するための多大な努力を行う一方で、中国は環境保護にも多額の投資を行った。例えば、2005年から2010年の間、同分野への投資は2,300億米ドル<sup>65</sup>を超え、その資金の大部分は、新たなもしくは再生可能なエネルギー利用の開発・促進、黄砂発生源の管理、自然林の保護、耕作地の森林や牧草地への転換等に使われた。

国内における努力の他、中国は、日本や韓国を含む約50か国と二国間環境保護協力協定や覚書を署名した。多国間の領域において、中国はまた、50以上の環境保護に関する国際条約に加盟しており、国連気候変動枠組条約（UNFCC

---

<sup>65</sup> 中国環境保護部の統計

C), 京都議定書, オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書, 生物多様性条約 (CBD) を含む, これら条約に定められている義務を積極的に果たしてきている。

現在, 中国における環境保護はこれまでにない機会に直面している。経済成長モードへの転換や加速された経済改革は, 構造的かつ地域的な環境汚染や生態系再構築に取り組む良い基盤を提供してくれるだろう。国家の力を増すことは, 環境保護への強い物理的, 技術的支援を与えることとなる。経済制度や行政機関の改革を進めていくことは, 環境保護作業メカニズムにおける革新のために好ましい状況を生み出す。第12次5カ年計画 (2011~2015) は, 中国が産業改革とその向上を精力的に進め, クリーン製品を促進し, 循環経済を発展させ, 発生源で汚染を削減し, 環境に配慮した社会の発展を促進していくことを提示した。

## 日本

日本政府は, 1994年に環境基本計画を作成した (2000年及び2006年に改正)。環境基本法 (1993年制定) の規定に沿って, 同計画は包括的, 長期的な環境政策を定めており, 四つの長期的目標 (循環, 共生, 参加及び国際的取組) を掲げた。2011年の全体的な見直し実施後, 政府は近く第四次計画を策定する予定である。同計画に基づき, 日本は持続可能な社会の達成に向け, 様々な政策を実施している。

環境省及びその他の関係省は, 同計画に従って, 環境保全のための特定措置を実施してきている。地方自治体, 企業, 国民やその他関係者は, 自発的かつ積極的に, 環境活動に関与することが期待されている。

日本は, 外交の優先課題として, 地球環境問題への取組にも力を入れており, 現在この分野における国際的な議論を主導している。日本は, 他の国々と協力しながら, 気候変動, 生物多様性の保全, 森林保全といった広範囲な分野においてイニシアチブをとっている。さらに, 日本は発展途上国の取組を積極的に支援し, その能力や環境状況の改善に貢献している。特に, 気候変動対策に関する2012年までの短期支援について, 日本は官民併せて約150億米ドルの支援を発表し, 2011年3月31日の時点で既に97億米ドル以上の支援を実施した。

二国間の文脈において, 日本は環境保護分野における協力を強化し, 地域及び世界レベルでの共同の取組を促進するため, 多くの国々と文書を策定した。多国

間フォーラムに関しては、日本はUNFCCCや京都議定書、CBDといった国際環境条約下の義務を実施してきた。

## 韓国

2008年8月に李明博大統領が宣言した国家の展望である、低炭素グリーン成長を求めて、韓国は低炭素グリーン成長基本法(2011年1月)を制定した。同法は、政策の基本的方向性を示し、目標に向けた体系的な基盤をつくるものである。韓国はまた、グリーン成長に向けた国家活動のための中・長期的な行動計画を含む、グリーン成長国家戦略及び5年計画(2009~2013)を策定した。韓国は、毎年グリーン成長に、GDPの約2%にあたる約1,070億ウォンを投資し、国の温室効果ガスの総排出量のBAU予測から30%の削減を求め、2020年までの国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、積極的に取り組んでいる。国連環境計画(UNEP)や経済協力開発機構(OECD)といった国際機関は韓国のそうした努力が国際社会におけるロールモデルとなるべきであると高く評価している。さらに、これら国際機関は、過去の経験を国際社会と共有し、潜在的な協力学キームを調査する手段として、グローバル・グリーン成長研究所(GGGI)と呼ばれる国際研究機関を2010年より設立し、運営している。

温室効果ガス排出を効率的に削減するために、環境部は部局や産業部門による削減目標を設定した。同部はまた、高い質の国際基準による温室効果ガス管理のための温室効果ガス総合情報センターを設立し(2010年6月)、運営している。加えて、民間機関や温室効果ガス排出ビジネスのために目標管理システムを導入し(2010年9月)、運用している。温室効果ガス排出量取引制度の導入に続いて、環境部は様々な参加者の排出削減行為を促す任意市場とあわせて、検査と証明に厳しく基づいた強制的市場システムを確立しつつ、取引センターの設立に向け努力している。

G20サミットの成功に続き、韓国は現在2013年以降の気候変動対応システムに関する国際交渉に積極的に参加している。最近、2011年4月に、韓国は第13回日中韓三か国環境大臣会合(TEMM13)を主催し、気候変動や生物多様性を含む上位10の優先事項のための共通行動計画についての進展を分析した。韓国は、東南アジア、中東、アフリカ、中南米の国々との環境大臣会議参加を通じて環境部門における国際的な協力を引き続き強化する。さらに、韓国は、環境技術を発展させるために途上国と協力すると同時に、環境管理能力を強化し、環境改善のための基本計画を形成するための途上国の努力を支援しており、韓国

の主導的な環境政策の経験や技術は広められ、共有されている。

一方、韓国は、それぞれの国の環境基準を一致させるのではなく、持続可能な開発を促進する方法で貿易関係及び協力を強化するという形で、環境的に健全で持続可能な開発という自らの追求を重要な貿易パートナーとの最近のF T Aに反映させた。韓米F T A (KORUS F T A) では、環境に関する独立した章を設けており、同章では、締約国がそれぞれの法律や政策において高い環境保護水準を提供し遵憑するよう確保することに努め、両国が多国間環境条約の下でのそれぞれの義務を果たすための措置を導入し、維持し、実施することを求めている。さらに、韓国と米国は協定の実施プロセスにおける国民参加の機会を協定に取り入れた。韓EU・F T Aもまた、韓米F T Aと類似した規定を含む貿易と持続可能な開発章における労働問題とともに、貿易に関連した環境問題を扱っている。韓ペルーF T Aにも独立した環境章があり、韓国は環境に関する独立した協定を含めることについて、豪州、ニュージーランド、コロンビアおよびカナダと交渉している。

#### 1 4 . 2 将来の日中韓F T Aへの提言

特に三か国の地理的近接性を考慮すると、環境協力は中国、日本及び韓国の社会経済的福利の点において大きな重要性をもっている。環境保護の分野においては三国間に大きな補完性がある。実際、日中韓三か国環境大臣会合 (T E M M) 及び日中韓三か国黄砂局長級会合 (T D G M) といった定期会合の仕組みの下、共通の環境問題に対処するために、近年三国間において多大な取組がなされてきた。

中国、日本及び韓国が共通の貿易と環境に関する原則に従うことは有益である。将来の日中韓F T Aでは、中国、日本及び韓国の社会経済的福利に資するため、及びこの分野における三国間の補完性を向上させるため、環境保護と国際的な貿易・投資との間の均衡を達成する努力がなされるべきである。

加えて、将来の日中韓F T Aは、持続可能な発展を達成するための共通目標を実現することを目指しつつ、互惠とウィン・ウィンの状況となる環境協力をさらに強化するための新たなプラットフォームを三か国に提供し得る。協力可能な分野には、以下が挙げられる：情報共有、代替エネルギーの開発と導入、温室効果ガス排出の削減、環境の質の改善、エコ・セーフティ製品、海洋環境保護、黄砂

の管理，及び原子力安全の促進。三か国は，三国間の環境協力のための連携強化を通じて，能力構築，環境的に健全な技術の発展，貿易に関連した環境問題，及び適切な環境規制の策定とその実施といった分野における協力をさらに強化する機会を模索し得る。

## Ⅶ. 一般的な結論と提言

2009年10月に開催された日中韓サミットにおける中国、日本及び韓国の首脳間のコンセンサスに従い、共同研究委員会が設立され、中国、日本及び韓国の間でのFTA共同研究を行ってきた。共同研究委員会は、2011年5月に開催された日中韓サミットにおいて示された、共同研究作業を加速するという首脳らの意志を十分に認識しつつ、以下の結論と政策提言を作成し、その作業を完了した。

### 1. 一般的な結論

#### 1. 1 将来の日中韓FTAの戦略的含意、経済的利益及びあり得べき課題

委員会は、中国、日本及び韓国の間でのあり得べき三国間FTAが、三国間及び二国間の貿易・投資の拡大によってのみならず、幅広い三国間協力を発展させる包括的かつ制度的な枠組みの提供によっても、現在の三国間関係を強化する重要な手段としての役割を果たすであろうことを再確認した。強化された三国間関係は、ASEAN+3やASEAN+6等の東アジアにおける現在進行中の経済統合プロセスだけでなく、アジア太平洋地域における同プロセスの進展にも貢献するであろう。日中韓FTAは、地域統合における重要な一歩とみなされ、地域のみならず世界全体の繁栄を促進するであろう。

共同研究委員会は、あり得べき日中韓FTAは、各国の潜在的経済力に鑑みるといまだ低水準に止まっている域内貿易・投資を促進することによって、三か国全てにとっての新たな成長エンジンになるだろうとも結論づけた。具体的には、将来の日中韓FTAは、貿易・投資障壁の撤廃による三国間経済関係の補完性のより完全な実現、より激しい競争やより巨大な市場における規模の経済を通じた生産性の向上、及び幅広い三国間経済協力の促進によって、三か国に経済的利益をもたらすであろう。

他方、交渉プロセス全体において、三か国は、例えば協定の最適な構成や野心のレベルを検討することによって、各国のセンシビリティに対応するよう努力すべきである。

## 1. 2 将来の日中韓F T Aの対象・範囲

共同研究作業を通じ、共同研究委員会は、あり得べき三国間F T A交渉についての三か国の将来の立場を予断することなく、将来のあり得べき三国間F T Aの範囲を、包括的かつ建設的に検討した。同委員会による議論と検討に基づき、あり得べき三国間F T Aは、報告書に含まれる以下の論点を扱うこととなるであろう。

- ✓ 物品貿易
- ✓ サービス貿易
- ✓ 投資
- ✓ その他の分野（含まれる得る分野：T B T，S P S，知的財産権，透明性，競争政策，紛争解決メカニズム，産業協力，消費者安全，電子商取引，エネルギー・鉱物資源，水産業，食料，政府調達，環境。ただし，必ずしもこれらに限られるものではない。）

## 2. 政策提言

### 2. 1 日中韓F T Aの基本原則

共同研究委員会は、以下の基本原則が交渉において三か国によって十分に留意されるべきであるとの認識で一致した。

- ✓ （包括的かつ高いレベルのF T A）包括的かつ高いレベルの協定を目指すこと。
- ✓ （W T Oルールとの整合性）W T Oルール，とりわけ，「実質上のすべての」貿易の関税撤廃に言及している関税及び貿易に関する一般協定(G A

T T)の第24条及び相当な範囲の分野における「実質的にすべての」差別の不存在又は差別の撤廃に言及したサービスの貿易に関する一般協定(GATS)の第5条との整合性を図ること。

- ✓ (バランスの取れた利益) 相互主義と互恵に基づくバランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウィンの状況を目指すこと。
- ✓ (センシティブ分野への配慮) 各国のセンシティブ分野に対ししかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行うこと。

## 2.2 提言

上記の原則を考慮し、また、日中韓FTAは実現可能であり、三か国全てに利益をもたらすであろうという共通認識に基づき、共同研究委員会は、各国政府に対し、あり得べき三国間FTAの取り進め方を決定し、適当とされれば、時間的な枠組み、及び／または、交渉の指針となるロードマップ等の行動方針を公表するよう提言する。

共同研究委員会は、日中韓FTAを取り進める全行程において、強い政治的意図が必要となるであろうことにつき認識を共有する。

この観点から、共同研究委員会は、次なる行動のために、研究の成果を、日中韓経済貿易大臣会合及び日中韓外務大臣会合を通じ、2012年の日中韓サミットに報告する。